

のものと争論を生じた場合には、其地の領主、代官らと協議して理非を審査し、公平な處置を取るべきである。(三)竹木を猥りに伐採し、強制の徴發や粗暴な行爲があつてはならない。(四)駄賃、宿賃は規定に従つてそれを支辨し、猥りに民衆とその飼育の馬とを使つてはならない。(五)如何なる場所でも饗應を受けてはならないといふ五箇條であつた。^(二四)かうした注意書の出たことを其裏面から觀察すると、それまでに諸國に派遣せられた巡檢使に種々の弊害があり、或は民衆を虐げ、或は従者間に喧嘩口論などを生じ、或は材木を伐り倒し、押買狼藉をなし、或は駄賃、宿賃を拂はず、妄りに民衆并に其馬匹を徵發驅使し、或は饗應を受けたなどのことがあつたと想像するこゝろが出来るのであつた。

最も農民を戦慄せしめた法令は、元和二年七月に發せられたそれで、全文は三箇條から成つてゐた。^(二五)その第一條は年貢米の榭目の規定で、一俵を二斗七升と定めること、第二條は口米、缺米の規定で、一俵について、口米、缺米、各一升づ、都合二升を納めること、第三條は錢方の規定で、永樂錢百文につき口錢三文づ、を加へて納めることであつた。これらは從來にない規定であつたので、農民は色を失つて其苛斂を怨んだ。かの正保年代に下總公津村の庄屋木内宗五が、領主堀田正盛に直目安を提出した

年貢米の榭目

木内宗五

訴訟の自由を奪ふ

農民の亡命

大事件——それは劇にも仕組まれて、江戸時代の民衆の血を湧かした大事件も、實はそれら三箇條の新規定が導火線となつたのであつた。宗五事件は、或意味に於いて、江戸時代に於ける農民生活の疲憊と、地方行政の苛酷とを最も的確に代表する一つの象徴とも見られるのであつた。實際、幕府は農民を抑壓して強訴を断念せしめんとし、屢々其旨を制定してゐる。寛永十年七月十九日の法令の如きもその一つであつた。^(二六)訴訟の道は開いてあつたにも拘はらず、なるべくそれを困難にしたのは、つまり羊頭を掲げて狗肉を賣つたものである。幕府には民衆の自由を認めようといふ意志がなかつた。煙草の流行り出した時、収入を増さうとして農民がそれを作つたら、三十日の入牢に處し、且つ其經費を自辨とする法令を出し、其罪人を出した村の農民は悉く一人につき鳥目百疋づ、の過料を出さしめられた。^(二七)五人組制度が擴張せられて、一村全體に罪を負はすといふのは、實に苛酷な規定であつた。

農民は訴訟の道を失ひ、耕作の自由を奪はれ、收穫の如何に拘はらず多額の年貢を誅求せられ、自分達は食つてゆけなくなつて已むなく漂浪の旅に上り、偶、他領で成功して妻を娶り、子を産めば、舊主は威力を以てそれを原籍に還らさうと努力した。さうした自由をさへ奪ふならば、農民は全く歐洲の農奴と差別がなかつたけれど、此

田園荒廢の
原因

點に關しては幕府は嚴令を發して、法律上の犯罪者でない限り移住者を召還してはならぬといふ命令を諸大名に發して^(三七)ゐる。かうした亡命者が多ければ多いほど土地は荒廢し、土地が荒廢すればするほど收穫の減ずるのは當り前であつた。誅求は所詮領主自滅策で、それからどんな好結果も生れては來なかつた。租税を軽くして耕作に努力せしめ、農民に生活の餘裕を與へてこそ、生産は増加するけれども、手をもぎ、足をもぎ取つて、それで働けといふのに均しい誅求からは、田園荒廢の外何物も生れて來なかつた。

洪水

田園の荒廢したのには、まだ外に一つの大きな理由があつた。それは戦亂の續いてゐた間、それに驅り出された農民は多く戦死して、其田地を耕作するものがなくなつたから、残つた農民が勝手にそれを耕作して、地質の悪い自分達の場所を抛棄したので、それらの場所は一面の林となつて雨水を支へ、従つて洪水といふものも少なくなつたが、元和以來平和が續いて次第に開墾が行はれ、山林は採伐せられて山畑となり、裾野は芝草が刈られて野畑となり、それが爲めに少しの雨が降つても山野の土砂が流れ、それが河中に入つて河床を高め、堤防を破り、境界を崩して、遂に耕地をも侵すに至つたのである。これは同時代の記録^(三八)が、洪水が亂世には少くして、却つて治世に多い

寛永十六年
の飢饉

といふ理由を説明したものであるが、かうした洪水も確かに農民の亡命と共に、田園を荒廢せしめ、收穫を減少せしめた一原因であつたに相違ない。田園が荒廢し、收穫が減少すれば、そこに恐るべき飢饉が起らねばならなかつた。

寛永十六年前後には凶作が續き、全國の農民は碌々食へることも出來なかつた。そこで幕府は臨時の高札を立て、地方官憲に農民の賑恤に努力せしめると共に、農民が收穫がないといふ口實で納租を怠るのを糺明せしめた^(三九)が、此年の凶作に際しては、他領からか、或は海外からか、格安の物資を密かに輸入して、一時の窮乏を凌がうとしたものがあつたのではあるまいか、臚けながらそれらしい禁令が出されてゐる^(四〇)。更に恐しい、慘めな、痛ましい民衆疲憊の活人畫が、いくつともなく繰り擴げられる日が來た。それは寛永十九年のことであつた。其二月から五月へかけて、全國の民衆は窮乏のどん底に落ち、田園にゐても生活することが出來ないので、江戸へくと飯を求め集まつて來た。江戸の町はさうした餓草を以て充たされ、身には一枚の布片すら纏はないで、よろ／＼しながら食を乞ふものもあれば、古蓆を背中にかついで倒れてゐるものもあつた。幕府は町奉行に命令してこれらの浮浪人の原籍を調査し、其領主、代官をして彼等を扶けて原籍地に歸らしめ、他の者は市中に假屋を設けて、朝夕に粥

江戸市中の
餓季

飢饉の二種

を施行せしめた^(三二)。尙ほ諸大名には、分に應じて農民を賑恤すべき旨の命令を發し、一部の人々をその領國に歸らしめ、また族本らにも采邑に至つて農民を窮乏から救ふべき道を講ぜしめた^(三三)。この饑饉は勿論、前年度の凶作に基づいたものであらうけれど、一は幕府の米廩の役人らが商人と結托して、米價をせり上げたものにも基づくといはれる。同時代の記録はかうした飢饉を「惡黨共の仕業」といつて、「天災の飢饉」から區別してゐる^(三四)。それには相違ないけれども、しかし、幾分かは天災も手傳つてゐたのであらう。尙ほも一つ外の重要な原因は、人口の増加率と、土地の生産率とが同比例を以て進まなかつたことであると私は思ふ。

戦争は人力を不生産的に消費する結果、生産の減退を促すには相違ないけれど、生産の減退するだけまた物資の消費者たる人口を減少するが故に、經濟上では貸借が相殺せられて、そこに大きな生活上の苦痛が比較的によく起らないのである。さうした人口減少の原因となり得る戦争が終熄すると、生産額は上騰する代りに、消費額もまた昂進するが故に、物資の需給に於いては大差を見出さない。ところが平和が連續して、民衆が兎も角も安定した生活を送れるやうになると、生殖率が強大になつて人口が著るしく増加し、其増加率は生産の増加率に伴はないことになる。さうした場合に

戦争と勞力の浪費

人口の増加率と土地の生産率

は、人力が浪費される割合は少いのであらうけれど——無論、放縱、遊惰など、倫理的疾患に罹つて精力を濫費するものも多少はあらうけれど——人口増加率に匹敵し得るほどの土地の開墾が出来ない故に、第一に食糧が缺乏して來るのである。それらの日に於いても、米は都會民衆の常食物であつたから、どしどしと田園から都市に輸出され、田園にゐるものは雜穀を食べてゐても、尙ほ米穀は其過剰を見ることが出来なかつた。殊に慶長年代に清酒の發明があつてからは、酒類の需用額が年々膨脹し、その原料として米の使用せられることが少くなかつたので、米は益々不足を告げるのみであつた。

そこで政府は儉約ばかり強ひてゐることの愚策であるのを悟つて、寛永十一年には二つの新しい救濟方針を樹立した。其一つは消極的に酒造額を制限して米の消費額を減ずること、其二つは積極的に出来るだけ土地を開拓して收穫を増加し、且つ自然並びに動物などの患害を減少せしむることであつた。同年十二月に幕府が代官地頭に發した命令は、此方針を實現したものであつて、第一に京都、大坂、奈良、堺等に於ける名酒の醸造地は勿論、國內到る處で、其年の酒造高を例年の半額とせしめ、また新しく酒造業を開くことを禁ぜしめ、第二に鷹場として指定せられてゐる官設狩獵場に

酒造額の半減を命ず

も、相當設備を施して其年末に麥種を蒔かしめ、また鹿、猪などの害を防ぐことに努力せしめ、さうして農民を窮乏から救はうとした。それらの日には農民の中にも狡猾な者が現はれ、不作だといつて年貢を滞納する者もあつたので、同時にそれらの者をも嚴重に取締らしめ、租税の負擔を一般民衆に平等に分たうとしたものであつた。^(三五)

かうした努力の爲め、新田は次第に開墾せられ、それが爲めに洪水を招いたやうな形跡もあるけれど、兎にも角にも耕地の面積は著しく増加して、元祿、正徳の頃には米産額も増進し、飢饉があつても寛永年代のやうに酷だしくはなかつた。^(三六) かうした理由で幕府は土地の尊重すべきことを知り、また農民救済策として土地の賣買を禁ずるとし、寛永二十年には其禁令を公布した。それで農民は金に困つても土地を賣ることが出來ず、一時は大に困つたけれども、どんな法令にも潜るべき裏があつて、質入の流れとか、讓渡しとか、様々の名目を拵へて他人にそれを賣渡す工夫をした。しかし此禁令の爲めに、いくらか土地の兼併の弊を防ぐことが出來、従つて土地の分配の極端な不公平を防ぐことが出來たと、故内田博士は其講演に於いて述べられた。また「田地割」或は「割地」といつて、田地を定期的に割り替へる習慣があつたが、それは主として租税の負擔の不公平を免れる爲めに起つたもので、土地制度上の面白い一現象であつた。

新田開墾

土地制度

田地割

であつた。

- (一) 本多正信『本佐録』(百姓の仕置の事)参照。
- (二) 『當代記』卷三、慶長八年十二月三日の條以下参照。
- (三) 同上、四月二十三日の條。
- (四) 同上、八月四日、十四日の條。
- (五) 同上、閏八月の條末項参照。
- (六) 同上、十二月十六日の條参照。
- (七) 同上、慶長十年正月十二、十三日の條。——「三度大霜、草木爲之凋」。
- (八) 同上、四月二十四、五日の條。
- (九) 同上、七月廿日の條。
- (一〇) 同上、八月十日の條。——「關東大風大水、老人不覺洪水と云々、去夏中干魃、此年大凶年と云々」。
- (一一) 同上、十一月下旬の條。
- (一二) 同上、十二月二十一日の條参照。
- (一三—一七) 『制法留』所收、慶長八年三月二十七日付關東郷中高札。
- 一、御領所并私領百姓の事。其代官、領主、非分あるに依て、所を立のき候に付ては、たとひ其主より相届候とも、張に歸付べからざる事。
- 一、年貢未進等有之者、隣郷の取を以て、奉行所に於て、互之出入令勘定、相濟候迄、何方な

りとも、可_レ居住_一事。

一、地頭之義を申上る事。其郷中を立退べき覺悟にて、申上之。さなくしてむさと地頭の身の上、直目安を以て申上、停止之事。

一、免相之事、近郷の取を以て相計らふべし、付年貢高下之義、直に目安を上る事、曲事に思召候事。

一、惣別目安之事、直に差上申儀、堅く停止なり。但人質をとられ、せん方なきに付ては不_レ及_ニ是非、先以御代官衆へ可_レ申上、竝奉行所へ再三指上、無_ニ承引_一に付ては、其上直目安を以て可_レ申上、不_ニ相届_一而申上候に於ては、可_レ有_ニ御成敗_一事。

一、御代官衆之義、於_レ有_ニ非分_一者、届なしに目安を以て可_レ申上_一事。

一、百姓むさと殺し候事、御停止なり。假令科ありとも、鬮取、奉行所に於て對決之上、可_レ申付_一事。

右條々、依_レ仰執達如_レ件。

慶長八年三月二十七日

内藤修理亮
青山常陸介

(二八一—二二)『令條記』所收。

覺

一、何方も知行悪敷持成候地頭へは、一應も二應も理り候て、其上悪敷持候人なば、可_レ申上之。竝明知行之義も、其觸口之役人受取、其最寄代官可_レ申付_一事。

一、郷中にて百姓等、山問答、水問答に付、弓鐵砲にて互に致_ニ喧嘩_一者あらば、其一郷可_レ致_ニ成敗_一事。

一、井堰築候人足之義は、年寄次第、何も郷中不_レ殘履候て、爲_レ築可_レ申事。

一、御藏入之高、不足之所は、先繩打之者に、大久保石見守、板倉伊賀守、米津清右衛門者差添、水帳を以、一同竿入致し、不足之處をば引取、有高を以可_レ定事。

慶長十四年二月二日

(二二)『日記』参照。

(二三)『徳川十五代史』第三篇、一四五、一四六頁参照。

(二四)『東武實錄』所收、元和二年七月、米一俵欠米口米口錢の掟。

條々

一、年貢米、升目之事。當納より、一俵に付三斗七升に、金を拂、可_レ相納_一事。

一、年貢米一俵に付、口米、目_レばれ、共に、一升づ、可_レ納_一事。

一、錢方は、永樂百文之積りに付、同三文づ、積口錢可_レ收納_一事。

右三ヶ條、御料所、竝私領之百姓に至迄、堅可_レ被_ニ申觸_一者也。

(二五)『武家廳制錄』所收。

覺

一、御代官所給人方、町人百姓目安之事。其所之奉行人、代官竝に給人等之擱を可_レ受。若其擱非分有_レ之もの、於_ニ江戸_一可_レ申付_一之。奉行人、代官等へ不_レ斷して申戻は、たとへ雖_レ有_レ理不

可裁許事。附、田畑野山等隱置、訴人之事、御褒美可被下之。隱置輩は、或は死罪、或は過料、可隨科之輕重事。

一、寺社領之百姓、目安之事、其處之代官に相斷、捌を可受。若其捌非義有之者、於江戸可申付之。代官に不理して、訴申族を不可裁許事。

一、隨成證文證據雖有之、乍存知申族、公事仕損之事、或籠舎、或は過料。籠舎の日數、過意之員數、可依科之輕重事。

右可相守此旨もの也。仍執達如件。

寛永十年酉七月十九日

(二六)『東武官錄』所收、元和二年十月三日付制令。

條々

一、たば粉作候者、町人者五十日、百姓は三十日、自ら兵糧にて可爲牢舎事。

一、たば賣候者同前之事。

一、同作り候在所者、爲過料、百姓一人鳥目百疋可出事。

一、同作り候所之代官、爲過料、五貫文可出事。

一、道橋之儀、如前々可申付候。若令油斷之所於有之者、其所之代官、爲過料、五貫文可出事。

右之條々、堅所被仰出也。依而下知如件。

元和二年十月三日

安藤對馬守
土井大炊頭

酒井備後守
本多上野介
板倉伊賀守

(二七)『日記』及び『大猷院殿御實紀』卷四十六、寛永十八年五月十日の條參照。

(二八)『落穂集』卷五『洪水の噂の事』參照。

(二九・三〇)『武家嚴制錄』所收、寛永十六年七月二十三日付高札。

覺

一、去年、當年、作毛惡敷所も有之、而百姓草臥候と相聞候、此上つかれざる様に、入念仕置可被申付事。

一、當夏中被仰出候如く、對百姓、非儀不可有之、若又立毛損毛無之處申掠、年貢等令難澁、土民あらば、急度可行曲事。

一、不審成者を船にのせ來り、又密に其船中のものを陸へあぐる輩あらば、申出べし。隨訴人の高下、急度御褒美可被下候。若以囑托於令願者、其約束之一倍可被下事。右條々、所被仰出也。仍執達如件。

寛永十六年七月廿三日

對馬守
豐後守
伊豆守

(三一)『天享東鑑』參照。

(三二)『大猷院殿御實紀』卷五十、寛永十九年五月一日の條。

(三三)同上、二日の條参照。

(三四)『落穂集』卷五、『飢饉の噂の事』参照。

(三五)『武家殿制録』所收、寛永十一年酒造額半減令。

(三六)太宰純『金銀米穀の事』参照。

(三七)故文學博士内田銀藏氏『江戸時代の經濟狀態に就きて』(『江戸時代史論』所收、二五七、二五八頁)参照。

第六節 工人階級の生活

江戸時代に入つて平和の日が続いてから、工人生活は次第に向上し、其分業は益々微細となつた。一體、分業の行はれ始めたのは、室町時代に城下町が發達し、そこに農民以外の民衆が定住するやうになつてからのことであつたが、工人の如きは長年月に互る戦亂の爲めに、一時は仕事を失つて生活の安定を得ることが出来なかつた。然るに安土時代から、いくらかづ、國家統一の機運が現はれ、桃山時代になつてそれが實現せられた時、平和は春の日のやうに煦々と匂つて、生活に疲れた工人達の肩を照らした。安土城、大坂城、聚落第、桃山城——さうした大建築、大土木工事のある毎に、沈淪した彼等の運命は開拓せられて、其技術は發達し、其思想は向上し、大人格秀吉

工人生活の
向上

桃山時代の
藝術

の刺戟に逢つて、藝術史上の光彩といはるる桃山藝術を大集成したのであつた。かうした大きな藝術の生命は、一朝一夕で盡きるものではなく、恰ど黒瀬川の大潮流が、大洋を南から北に流れて熄まぬやうに、桃山時代から江戸時代に流れ入つて、彼是百年ほどの間は同じ生命の息を呼吸した。技巧上、様式上、思想上から觀ると、江戸時代初期の藝術と桃山時代のそれとの間に、殆ど全く區別がないといはれるのは、かうした理由に基づいてゐるのであつた。

さうした雄大な桃山藝術の色彩と香氣とを、そのまゝ、江戸時代に傳へた工人の生活はどうかと見ると、そこに内包に於いて、幾分かの退化はあつたかも知れないが、外延に於いては何等の差異もなく、また技術の専門を尊ぶ點からいへば、此時代に非常な進歩を見たといつても差支がなかつた。江戸幕府の創設以來、江戸城、駿府城、名古屋城などの城郭建築があり、また東山大佛、兩東照宮、寛永寺、増上寺などの大規模な工事が始められたので、工人は各、其手腕を揮ふことが出来、従つて専門の中にも専門を生じて、工人の地位は愈々鞏固となり、其生活は益々安定を得た。繪畫の如きに在つては、特に諸大名らから扶持を得て、武士の待遇を受けることになり、一般の工人階級とはかけ離れたものになつた。一般工人の社會上に於ける地位は、必ずし

大建築、大
土木工事の
連續

分業と地位

も高くはなかつたけれども、尙ほ商人階級の上に置かれ、物質上の報酬は少なかつたにも拘はらず、精神上に於いては相當の慰藉がないでもなかつた。しかし、さうした自覺を持つてゐるやうなものは少く、一部の藝術家を除いては、いづれも寢て、起きて、食つて、こつ／＼と働いて、そして一生を終るのであつた。それらの日に於ける彼等の収入はどれほどであつたか、それを精密に知ることは困難であるけれども、慶長十五年の秋から冬にかけて、京都の妙心寺で、南

妙心寺南大門の建築



大工(人倫訓蒙圖彙)

大門の普請をした時には、大工やら、瓦師やら、塗師やら、人足やらを雇備したが、其工賃や勞賃は大抵米で支拂ひ、又酒などを振舞つてゐる。其外に尙貨幣でも支拂つたらうと思はれるが、寺院などでは勸進(寄附)の意味で出入の工人達は一切報酬を受け

ず、たゞ食事だけをするといふ習慣が今日でも京都附近には幾分か残つてゐるから、さうした支給の方法もあつたと見ることは出来る。

慶長十五年工人飯米支給表

職業別	米支給額*	労働時間	貨幣換算高
大工	八・〇〇(合)	一日	八・〇〇(文)
人夫	二・三三(合)	一夜	二・三三(文)
繩張	六・〇〇(合)	一日	六・〇〇(文)
石垣	六・〇〇(合)	一日	六・〇〇(文)
瓦師	一〇・〇〇(合)	一日	一〇・〇〇(文)
塗師	六・〇〇(合)	一日	六・〇〇(文)
備考	六・〇〇(合)	一日	六・〇〇(文)

〔本表は「妙心寺南大門普請帳」に據る。此外に酒一合(價錢二文)を支給したこともある。〕

飯米の支給

此表は前述の如く数字だけは確實でも、金錢の支給額が不分明であり、これを全部の賃銀と見做すことは出来ないのであるが、此表だけで見れば、大工は一日働いて米

八合の支給を受け、瓦師、塗師は六合、石垣や、園工事の人足も六合を受けてゐる。繩張の人足は三人で夜業をやつて七合を受けてゐるから、一人當り二合三勺強に當る譯、瓦師が一升を支給されたのは特別の場合とも見られる。其外に酒を一人につき一合づ



左 官人訓蒙圖彙

つ支給してゐる場合もあるが、それを加へたところで、一日一人の賃銀は米一升、酒一合に過ぎない。それらの日（慶長十五年十二月）に於ける普通の相場では、上白米、中白米、玄米の平均價格

銀一匁は錢 $\frac{96266}{1925}$ 文に當る

米、錢、銀
の相場

故に銀520匁は錢 $\frac{96266}{1925} \times 520$ 文に當る

故に米25844合の價は $\frac{96266}{1925} \times 25844$ 文

故に米1合の價は $\frac{96266}{1925} \times \frac{520}{25844}$ 文 = 1.004文

の如くである。と、米一升（價十文餘）、酒一合（價二文）の價は十二文強に當る譯であるが、これで工人が生活して行けよう筈はない。米や酒の外に賃銀の支拂はれたことは、同一記録の中にも見えてゐるから疑ふ餘地がない。

工人の家族を、假りに戸主と其妻と三人の子供とから成るものとし、その主食物たる米だけでも、一日各人五合、合計二升五合を要するから、其價は二十五文に當る。それに副食物たる芋、豆腐、菘蕪などを始め、味噌、醤油、薪などの費用も要するのであるから、いくら安く見つても、五人から成る一家の食料は一日四十文ぐらゐるを要したであらう。それに住宅費、被服費を加へたら、其總計は相當な高——少くとも百文（銀二匁）ぐらゐるに達するに相違ない。試みに其頃の諸物資の價格がどれぐらゐるであつたかを調べて見れば、一家族の生活費がどれほど要つたかは分る。

工人の家族
と其生計

慶長十五年
物價表

江戸時代創始期

慶長十五年京都物價表

五四六

品目	數量	價格(錢)	單價(錢)
大芋根	二〇(本)	二五(文)	一・二五(文)
芋頭	五(升)	六〇(文)	一二・〇〇(文)
柿	五〇(個)	一〇〇(文)	二・〇〇(文)
柴	五〇(個)	五〇(文)	一・〇〇(文)
豆	一三(把)	二〇八(文)	一六・〇〇(文)
酒(諸)	五(丁)	二〇(文)	四・〇〇(文)
素麵(白)	七(升)	一七〇(文)	二四・二八(文)
奈良漬	一五(把)	一五六(文)	一〇・〇四(文)
繩	二(個)	一五(文)	七・五〇(文)
鹿	五(把)	八(文)	一・六〇(文)
餅	七〇(枚)	七七三(文)	一一・〇〇(文)
葛	一、〇〇〇(個)	一(貫)	一・〇〇(文)
鉄	二〇(丁)	四〇(文)	二・〇〇(文)
薪	一〇〇(個)	三五〇(文)	三・五〇(文)
	六〇(把)	六〇〇(文)	一〇・〇〇(文)

被服材料價
格表

品目	數量	價格(錢)	單價(錢)
竹(四寸、三寸)	三五(本)	四五〇(文)	一二・八六(文)
紙	二(帖)	六四(文)	三二・〇〇(文)
油	一(丁)	一(文)	一・〇〇(文)
藥	一〇(丸)	一・三(文)	〇・一三(文)
輕	一〇(木)	三・五(文)	〇・三五(文)

参考
〔此表は「妙心寺南大門普請帳」及び「正法山妙心禪寺米錢納下帳」に據る。〕

これらは副食物及び日用品の物價である。更に被服材料などの物價がそれらの日にどれ位であつたかを調べて見よう。『三寶院文書』及び『京都大佛供養記録』に従へば、

慶長年間被服材料價格表

品目	數量	價格	單價
裝束布*	二二(反)	一一〇(匁)	五・〇〇(匁)
幕布*	一〇〇(反)	四〇〇(匁)	四・〇〇(匁)
生絹*	二八(疋)	一、九六〇(匁)	七〇・〇〇(匁)
金襴	一(卷)	六〇〇(匁)	六〇〇・〇〇(匁)
純子	一(卷)	八〇(匁)	八〇・〇〇(匁)

第七章 第六節 工人階級の生活

五四七

備考	浮紋袴用織物	一(反)	一三〇(匁)	一三〇〇(匁)
	袍裳用織物	六五(尺)	三〇〇(匁)	四七六(匁)
	同用絨	二〇(反)	六〇〇(匁)	三〇〇〇(匁)
	はつがう	一〇(反)	五〇(匁)	五〇〇(匁)
	平装装用生絹	二〇(反)	四四〇(匁)	二二〇〇(匁)
	表袴用練絹	一〇(反)	二〇〇(匁)	二〇〇〇(匁)
	同裏せんし	一〇(反)	一七五(匁)	一七五〇(匁)
	純色生絹	一二(反)	二六四(匁)	二二〇〇(匁)
	唐織物	三(反)	八一〇(匁)	二七〇〇(匁)
	錦	一九二(寸)	三六・四(匁)	〇・二〇(匁)
	絹	四〇〇(筋)	四(匁)	〇・〇一(匁)
	石	四(筋)	三二(匁)	八・〇〇(匁)
	烏帽子	一〇〇(個)	二、一〇〇(匁)	二一・〇〇(匁)
	小刀	一〇〇(口)	二五〇(匁)	二・五〇(匁)

此表は慶長十九年六月、七月の『京都大佛供養記録』及び、『三寶院文書』慶長十五年六月『新大佛殿地鎮自記』に據る。*印は後者に據つたことを示してゐる。

のやうな相場である。幕布、装束布はどんな材料であつたか分らないけれど、これら

工人の賃銀

が奢侈品でなく、日用品であつたらうとの想像は誰れにも出来る。

物價のことで大分横道に外れたが、さて元の工人生活のことに歸つていふと、工人

一日糶五升



『業圖蒙訓倫人』工細牙象

となり、一日一人につき、銀一匁八分と米一升五合乃至銀一匁二分と米一升五合を支給せられた。しかし此口米の中から一人につき二合づゝは大棟梁に頭をはねられる規

江戸時代創始期
定(六)になつてゐた。其賃銀比率は左表の如くである。

大工の賃銀
と飯米

大工等級	銀		米	
	後	期	初	期
上大工	一・八〇(匁)	一五(合)	六五(合)	
中大工	一・五〇(匁)	一五(合)	六〇(合)	
下大工	一・二〇(匁)	一五(合)	四五(合)	

備考 一 此表は『御作事方法』(大工)に據る。

ところが大坂地方では、江戸時代の後期には、大工の賃銀を一日銀四匁三分と定め、若しそれに三時の食物を雇主から供給する場合には、一匁二分を減じて三匁一分を與へた、即ち一匁二分が食料といふことになつてゐた。

就業時間

工人の労働時間については、居職とさうでないものとの間には非常な差異があり、請負の形式を取つた居職(家庭就業)に於いては、働けば働くだけ利益が多いから、殆んど一日働き通しで、朝は暗い中から、夜は遅くまで作業に従事したが、他に雇はれてゆく大工職の如きは、いはゞ日給が多かつたから、就業時間を成るべく少くしようとする風があつた。一般の習慣では、朝の六時半時(午前七時)から五時(午前八時)

一日八時間



土器師 (『蒙訓圖彙』)

までに仕事場へ出勤し、出揃ふのを待つて五時から仕事に懸り、四時(午前十時)前に小休を取り、九時(正午)に中食を取るのが例であつた。また午後は八時(午後二時)過ぎに小休を取り、暮六時(午後六時)に仕事を切り上げることになつてゐた。中

食の時間は約四歩(四十八分間)小休は午前午後共に約三歩づ、合計六歩(七十二分間)で、一日に一時(二時間)休むことになるから、就業時間たる四つ時(午前八時)から暮六時(午後六時)まで五時(十時間)の中、一時を控除すると、正味四時(八時間)が真正の就業時間であつた譯で、近頃やかましい労働問題で、各種職工が工場主に要求した労働時間と同一であつたのは興味の多いことである。人間の働く時間には、限りのあることは今更論するまでもな

「朝出」と
「朝出居残」と



職工組合

京都の大工
組合

い。しかし、我邦の工人は昔から働くことを厭ひ、時々油を賣つたから、正味四時間ぐらゐしか働かなかつたので、「朝出」といつて夙く出勤せしめて増錢を與へ、また「朝出居残り」といつて、單に夙く出勤するばかりではなく、晩くまで居残つて作業に従事せしめた。前者の増錢は一日給の半額二匁一分五厘、後者は日給額四匁三分を給したが故に、一日の所得は朝出の場合には六匁四分五厘、朝出居残りの場合には八匁六分であつた。江戸時代初期には、けれども、工賃はこれよりも少額であつたらうが、其代り物價が安かつたから、生活の難易は同じことであつたらう。

職工組合は可也古い昔からあり、江戸時代の初期にも既に組織せられてゐたやうであつたが、精しいことは分らない。然るに京保年代になると、最早や立派な同業組合ともいふべきものが出来てゐた。其規定によると、(一)職人組合では月行事を選擧して、新規の品物を造り出さないやうに組合員を監督せしめること。(二)新たに業務を開始するものは、是非とも組合に加入しなければならぬこと。(三)新組合員に對して營業妨害の行爲があつてはならぬことなどが主要な眼目であつた。

京都は舊い町だけに、昔から各種の組合が成立してゐた。大工組合について云へば、昔は市中の大工を十組に分けて十人の棟梁がそれらを支配してゐたが、其中七人の棟

梁が家資分散をしたので、それらの人々に屬してゐた組合は、棟梁の名ばかりを組合名の上に冠させたのみで、實は組合員の選舉した組頭に肝煎を勤めさせてゐた。其後また十組の大工組合が出来たので、前者と合して、それらを京都大工二十組といつ



師 扇
『業圖蒙訓倫人』

た。京都の大工組合には、柚と木挽とも加入して代々大工頭によつて統轄されてゐた。いづれも官憲から鑑札を受け、それを持つてゐないものは雇ひ入れぬ習慣になつてゐた。(二)これらの組合の規定は、多少時代によつて異つてゐたらうけれども、大體に於いては大きな差がなかつたに相違ない。かうして組合は次第に發達し、後には徒弟の問題なども起るに至つたのであるが、江戸初期に於いては、まださうした發展を見

なかつた。

それらの日に注意すべきことは、分業が盛んに行はれ、専門々々によつて其稱呼を

分業の状態

異にしてゐたものである。分業の出現は、文化の進歩を語るもので、文化史上それは極めて重要なことであつた。工人階級の分業の状態は、稍、後れた時代に出来たものであるけれど、『人倫訓蒙圖彙』を觀れば大體のことが分る。それに依ると、約百五十種の職業があつた。此書は或意味に於いて、江戸時代初期の工人文化の象徴とも見ることが出来る。

- (一)『妙心寺南大門普請帳』參照。
- (二)同上、慶長十五年十二月の條參照。

上白壹石 延黒一石八斗五升九合
三斗一合

判にして三石三斗二升三合

中白九石 五斗九升七合

判にして二石三斗二升三合

黒八石五斗六升五合

錢九十六貫二百六十六文

此長一貫九百廿五匁

二口合二貫四百十六匁

下用	下用
合廿五石八斗四升四合	此長五百廿匁
判升	

- (三)同上、及び『正法山妙心禪寺米錢納下帳』參照。
- (四)『三寶院文書』及び『京都大佛供養記録』參照。

- (五)『長曾我部元親百箇條』參照。
- (六)『御作事方法』(大工)參照。
- (七)『守貞漫稿』卷五參照。
- (八)『幕令拔抄』第四卷參照。
- (九)『拾要抄』卷一、享保六丑年十一月の條參照。
- (一〇)『京都御役所向大概覺書』卷三參照。
- (一一)『御觸帳』卷三、及び『幕令拔抄』卷四參照。
- (一二)『人倫訓蒙圖彙』に現れた工人階級に屬するものを擧げて見ると、其數は殆ど百五十種に達する。但し其中には同種のものもあるから、それらは省いて表の中に加へないことにした。*印は婦人である。

作業(綿師、圓座(蓮打、莫産打)、土器師(燒物師)、瓦師、石切。

金彫師、繪師、筆師、珠擗、佛師、經師(表具師)、櫛挽、印判師、縫物師、蒔繪師、時計師、針擗(縫針師)、木彫師(額彫)、面打、青貝師、角細工、鋳師、象眼師、銀師、烟管張り、羅葎師、鈴張、茶入袋師(巾着師、紙入師)、人形師(團人形師、衣裳人形)、張子師(雛師)、楊枝師、茶杓師、物指師、箸師、刷毛師(眉作)、加留多師、賽師、團扇師(扇師)、篋削、撞木師、楊弓師、造花師、形彫、堆朱彫。

大工、木挽、左官、屋根葺、布曝、柄卷師、天秤(秤師)、鑄物師、鏡師、疊師、箔師、板木彫、籠師、表紙屋、編笠師、檜物師、指物師、乘物師、珠數師、繡師、水蠶師、

職人
 墨師、印籠師、葛籠師、傘張、塗笠、辨師、紙衣師、硯師、羽織師、麿師、塗物師、
 金粉師、水引師、合羽師、白粉師、蠟燭掛、藥罐師、鞆裝束師、宮殿師、小刀研、鍛
 冶、刀鍛冶(鑓鍛冶)、琴師、弓師、佛具師、錫師、唐紙師、針鐵師、箒師、釜蓋師、
 龍骨車師、戸障子師、絲篋師、鋤柄師、梭搔、籠師、紺屋(暹羅染師)、紅師、茶染師、
 紫師、練物張物師、白師、糸車師、鍍師、着込、弦師、植虎革師、雪駄師、尻切師、
 革師(滑革師)、桶結、足袋師、確師、織物師、鑄掛師、湯製屋、洗濯、綿摘、機織、
 鹿子結、木綿打、足打、羽子板師、龜師、鬘師、鬘師、繪馬師、位牌師。

第七節 自治制の擴充

江戸時代に於ける行政の特徴の一つは、民衆それ自身に責任を負はせて、社會の秩序と安寧とを保護せしめたことであつた。それらの日に、大都市には町奉行の下に大年寄といふものが數名あつて、行政區劃内の政務を執つてゐたが、其下に更に町から入札(選舉)したり、または世襲的に父祖の譲りを受けたりした公吏があつた。それを江戸では町名主、組頭といひ、京都では町代、大坂では町年寄といつたが、無論、時代によつて稱呼を異にしたこともある。これらは他の城下町や、郡村では、町年寄、村名主といつたものと同格で、家主や百姓代らと協議して町村保護の任に當つた。幕

府も領主も、民政には細部に互つて干渉せず、殆ど其自治に一任した。

町名主は云は、今の町長であるが、これには選舉よりも世襲のものが多かつた。たとへば芝車町の町名主四郎右衛門は、官命によつて寛永年代に京都から移住した牛持一族のもの、名を岩井四郎右衛門といつた人の末裔で、代々名主役を命ぜられて、文政年代までに八世を累ねた。また麻布木村町の名主榮太郎は、島田景頼といつて頼朝に仕へたもの、末裔で、北條氏の威勢の盛んであつた時、小出原に住んでゐたが、落城後民間に下つて江戸に來り、文政年代までに十三代を累ね、いづれも町名主役を勤めてゐたといふ。其外、芝森元町の名主與右衛門は元祿の頃から、赤坂元赤坂町の名主茂右衛門は天正の頃から、下谷坂本町一丁目の名主傳次郎は天正の頃から、いづれも累代名主役を勤めたといふのを觀ても、町名主に世襲のもの、多かつたことが想像せられる。組頭は名主を補佐して、民政を署理するもので、初めは五人組の筆頭であつたものが、次第に變遷して選舉或は會議の結果推舉せられ、名主の承認を経て就職することになつた。組頭もまた土地の草分(創開者)とか、武士の末孫とか、名望もありまた財力もあるものが大抵其選に當つた。例へば麻布木村町の組頭勘兵衛(文政年代)は、浪人岡本長右衛門の末裔で、久しくそこに住んでゐるものであつた。この名主、

大年寄
町奉行

組頭をすべてゐるのが大年寄で、それに任ずるものは江戸に三人あつた。即ち樽屋、奈良屋、喜多村の三氏で、いづれも武士の後裔であり、代々相繼いで此職に任じた。これら公吏の上に位して、市制を總轄してゐるのが町奉行で、今日なら市長ともいふべきものであつた。最



奉 行 人 訓 蒙 圖 業 (『業圖蒙訓倫人』)

右衛門重成の二人が町奉行になつて、毎月交代して吏務を司つた。北役所は吳服橋内にあり、南役所は八重洲河岸にあつた。奉行の下には奥力と同心とが従属した。始め奥力は十騎、同心は五十名であつたが、後増員せられて二十騎、百二十八名となり、

奥力、同心

五人組制度

人十組

それからも度々増減が行はれた。奥力は司法警察官で、同心と略、同一の分掌を持つてゐたが、其世祿は一人二百石づつ、同心の給米は三十俵二口であつた。町奉行は初め大名からも任命せられたが、後には旗本が特任せられることになり、家祿五百石のものは、役料として二千五百石を給せられるといふやうな風であつた。
かうした官吏と公吏とが市政を管理統轄してゐる外、別に五人組といふのを定めて、民衆をして互に自ら檢察せしめた。江戸では五人組は家主に限つたが、農村では苟くも一戸を持つたものは皆な之に加はつた。一般には五人組は江戸時代から始まつたやうに考へられてゐるが、此制度は桃山時代からあつたもので、慶長二年には武士階級のもの五人組、庶民は十人組を組織して、法律上の犯罪者を相互に檢察せしめた。これは主として辻斬り、掏摸、竊盜を防ぐ爲めに立案せられたもので、組に屬するものから犯罪者のあることを訴へ出れば、組中のものは其罪に坐することなく、組外のものから訴へ出た場合には、訴人は金子二枚づつ、を犯罪者の主人から賞與せしめた。また組中のものが其所屬の組の他のものに擯斥せられた場合には、小指を切つて追放せしめることにし、組のものは成るべく他に轉移しないやうに仕向けた。これが五人組といふ語の文書に現はれた初めである。

家康が將軍になつた年、京都、伏見を始め各地に盜賊が横行し、官憲は其檢察に困つたので、前代の民衆相互檢察制度を擴充して、町人に十人組を結ばしめ、組中に若し一人の犯罪者が出れば、他の九人も同罪を以て論ぜられる定めになつたので、市民は其だしく不平と困惑とを感じ、富力のあるものは貧しいものと同じ組になることを厭つて、財寶を他に運搬せしめたりした。此十人組が減員せられて五人となつたものが後の五人組で、其制定の年月については明證を缺いてゐるが、遅くとも寛永十年以前であつたに相違ない。同年八月には、町人や職人は生存中に其姓名を五人組に届け、同時に町年寄へも報告して、帳簿に記載して置いて貰はねばならぬといふ命令が出てゐる。十四年には五人組を改めて犯罪を未然に防ぐとを命じ、若し犯法非違の者があれば、五人組は勿論、一郷のものも其責に任せしめるかも知れぬといふ「郷中御條目」が發布せられてゐる。五人組はつまり民衆を極端に拘束したもので、個人は自己の屬する家長(戸主)から自由を束縛せられる以外に、五人組からも拘束せられ、更に一郷全體からも拘束せられることになつて、自由は全く奪はれ、活潑々地の活動をするのが出来ぬといふ結果を見た。隣保相戒めて道徳に進んだといふ利益もあつたが、同時にまた、此制度からは、隣保相疑うて信用を傷けたといふ弊害も生じた。民衆に責任

を負はせて非違を取締るといふことは、警察制度の幼稚な時代には己むを得ぬことであるが、これが爲めに民衆をして銳氣を失はしめ、果ては彼等をしてたゞ飯を食うて、働いて、そして死ぬといふ平凡の生涯を送らしめるに至つたのは、民衆發達史上の最大遺憾であつた。

或意味に於いては、五人組制度は政府の無能を説明するものであつた。穂積博士はこれを幕府が主として、基督教の傳播を防ぐ爲め、浪人を取締る爲めに設けた制度であると斷じたが、此二つの目的ばかりではなく、それによつて一切の犯罪を未然に防がうとしたものであることに疑ひはない。

眼を轉じて郡村を観ると、郡奉行、又は郡代といふ政府任命の官吏が上に居り、その下に選舉又は世襲による名主、莊屋がゐり、租税を徴收したり、裁判を執行したり、官命を頒布したりした。彼等の職務はかうした司法行政に止らず、時には村民を代表して官憲と交渉したり、また領主、代官の命令を奉じて民衆にそれを施行したりした。其他は農業の奨励、殖産の興起、道路、堤防、土木工事の管掌等、彼等の任務は必ずしも輕くはなかつた。これらの莊屋は概して世襲で、名主には選舉のものが多かつた。地方によつては數箇村連合して組村を編制し、大莊屋又は十村名主を置いた處もあつ

た。彼等は有給であつたけれども官吏ではなく、民衆の選挙によつた公吏であつたから、今日の町村長の如く自治的性質を帯んでゐたのであつた。莊屋、名主の下には組頭があつて、諸般の村政を處理した。組頭は勿論選挙で、其任期は一年若しくは数年であつたが、いづれにしても名譽職で、何等の報酬を得なかつた。此外に百姓代といふ一種の名譽職があつたが、これは何か問題が起つた時、村民を代表して村の利益の爲めに名主或は莊屋に交渉する任務を帯びるもので、これまた人札によつて選挙せられるのが普通であつた。

かうした自治制は、江戸時代に於いて整備したけれども、其起原は相當に古いもので、室町時代の末から既に其萌芽を見たのであつた。堺の如きは其一例で、町は全く領主から獨立し、司法行政の事務は、すべて市民の入札選挙した「會合衆」といふ代表者の團體によつて掌られた。のみならず、市の周圍には鬻濠を穿つて町の疆域と他のそれとを區別し、浪人を雇ひ入れて常備軍となし、大名其他から壓迫の加へらる、時には、武力を以て之に抵抗し得べき自衛策を講じさへもした。其自治様式はまるで中世の獨逸のギルドによく似てゐた。此自治制は堺ばかりではなく、攝津の兵庫、伊勢の山田、大和の奈良などでも行はれ、それらの場所では特殊の自治的代表政治を施

自治制の起原

「會合衆」

獨逸のギルド

行してゐた。——これが自然に發達して、遂に江戸時代の整頓した自治制度となつたのであつた。

(一)『町方書上』(芝町方書上)文政十一年五月、芝車町名主四郎右衛門書上参照。

(二)同上(麻布町方書上)文政十一年三月、麻布本村町名主榮太郎書上参照。

(三)同上(飯倉續町方書上)参照。

(四)同上(赤坂町方書上)参照。

(五)同上(下谷町方書上)参照。

(六)同上(麻布町方書上)参照。

(七)江戸の市制については、松平太郎氏の『江戸時代制度の研究』(上巻、第十五章第一節及び第五節)八三三—八八五頁、及び九〇一—九一六頁を参照せられたい。

(八)『吉田文書』。

加掟

一、辻切すり盜賊之儀に付而、諸奉公人、侍は五人組、下人は十人組に連判を續、右惡逆不可仕旨請合可申事。

一、侍五人、下々十人より内の者は、有次第組たるべき事。

一、右之組にさらはれ候者の事、小指をきり可追放事。

一、右之組中惡逆仕もの、組中より申上候は、彼惡黨加成敗、組中は不可有異儀事。

一、組の外より申上候は、惡黨一人に付て、金子貳枚宛、彼惡黨の主人より、訴人に爲る事。

第七章 第七節 自治制の擴充

美_レ可_レ遣_レ之事。

一、今度御掟に被_レ書立_レ候侍下人、自今以後、他之家中へ不_レ可_レ出、但本主人同心之上は、可_レ爲_レ各別_二事_一。

一、咎人成敗事、夜中其外隈不_レ可_レ誅戮、其所之奉行え相理可_レ申付、至于時_二すまい、不_レ及_二了簡_一族は、即刻可_レ相届_二事_一。

右條々被_レ仰出_二候所如_レ件。

慶長二年三月七日

長東 大藏大輔(花押)

増田 右衛門尉(花押)

石田 治部少輔(花押)

宮 部 法 印(花押)

徳 善 院(花押)

(九)『當代記』卷三、慶長八年の條参照。——「此年、京都町人を十人組と云事あり、依_レ將軍仰_レ也、洛中上下迷惑す。十人之中一人犯_レ惡事_一は、九人の者可_レ爲_レ同罪_二之由也_一。是は京伏見其外邊土に、盜賊令_レ亂行_二之間、爲_レ政道_一如_レ此。然共福人は實人に組事を愁、財寶を他所え令_レ運送_一置_レ之。此政於_レ洛中_一先代不_レ聞之由云々。」

(一〇)『憲教類典』第四卷、寛永十年八月十三日。

公事裁許定

一、町人諸職之事、存命之内、五人組え相斷、其上町年寄三人之所にて帳に付置べし。其子不_レ届

におゐては、重而可_レ申_二斷之_一。末期筋目違たる遺言立間敷事。

(一一)『武家殿制録』三十一卷、郷中御條目。

定

一、從_レ此以前被_レ仰出_二候五人組、彌人_レ念可_レ相改_二之事_一。

一、在々所々惡黨無_レ之様、郷切に申合、常々可_レ改_レ之、若不届者有_レ之ば、穿鑿之_二うへ_一、五人は不_レ及_レ申、依_レ其品、一郷之もの可_レ爲_レ曲_二事_一。

寛永十四年十月廿六日

(一二)法學博士穗積陳重氏『五人組制度』『法理論叢』第十一篇所收)八、九頁参照。

第八節 婦人の地位

室町時代末に、男性から機械視せられて、家長の爲めに政略結婚の犠牲となるのに慣れてゐた婦人は、安土桃山時代には、物件視せられ、玩弄物視せられて、動産か何かのやうに取扱はれてゐた。さうした時代に於いてさへ、上流の婦人は、その育つた家庭が武士的氣分に充ち満ちてゐたが故に、どこかに屈せられない、強い、烈しい性格を持つてゐた。夫婦の間には二つの楔子がある。その一つは精神的の楔子であり、他は肉體的の楔子であつた。初めは政略の犠牲となつて結婚しても、久しい間同棲して居

江戸時代以前
の婦人

二つの楔子

二つの解決

れば、いつの間にか濃厚な愛慕の情と執着の心とが相互の間に生じて来るのが普通であつた。まして子供が生まれ、ば、そこに切つても切れぬ靈肉双關の楔子が出来て、夫婦は離れることの出来ない運命を甘受したに相違なかつた。室町末期から安土桃山時代へかけては、かうした経緯から多くの悲劇が大名達の家庭に起つた。それらの悲劇は、一つは自殺を以て悲壯の解決を遂げ、一つは離縁を以て悲哀の和解を見た。前者に強志の婦人を發見し、後者に弱志の婦人を發見した。前者は多少自覺的で、自己の運命と位地とを直覺したところに優點があり、後者は前者に比べれば、自覺といふものがなく、自己の運命も位地も、ひとへに家長若しくは尊屬親が左右するものであるといふ憐れな奴隸觀念に支配せられてゐたのであつた。武田勝頼夫人の如きは前者であり、淺井長政夫人、豊臣秀頼夫人の如きは後者であつた。

強烈の意志

けれど、かうした時代に於いても、上流社會——殊に武士の家庭に育つた婦人には、前にも云つた如く強烈な意志の所有者があつた。それは勿論倫理觀念から割り出された行爲ではなかつたが、家庭教育がいつの間にか、さうした男性らしい、女性らしからぬ心理作用を造り上げたのであつた。即ち環境がそれを作つたのであつて、自覺がそれを作つたのではなかつた。そこに幾人かのかうした男性的婦人の標本があつた。

平塚因幡守の娘

關原の役に大谷刑部に屬して、拔群の働きをして討死した平塚因幡守の娘が、京都の市中に忍んで居るといふ噂が立つたので、所司代の板倉伊賀守は苦心して搜索した結果、その所在をつきとめ、乗物に大勢の與力同心をつけて遣はし、「御用の儀があるから、此乗物へ乗つて參りたい」と言ひ送つた。彼女は一禮して、「私は女子のことですぐさいますから、何事も存じてゐませんが、御用とあるからには出向かぬ譯にも參りませんまい。ちよつと身仕度を致しますから、暫らくお待ち下さいまし」と奥へ入つた。奥へ入ると、彼女は五歳と三歳になる二人の男兒を乳母に預けて裏口から逃がし、自分は着込みを着け、脚絆たっぴんを穿き、其上へ補襦かひじゆを着て、亡父の持つてゐた四尺五寸筋金入の八角棒を隠し、静々と現はれて乗物の差圖をしたので、與力同心が近づくくと、俄然補襦を跳ねのけ、八角棒を振り廻して四方八面に打ち伏せ、與力の乗つてゐる馬を奪つてそれに騎り、一鞭あて、行方知れずになつた。即死は四名、負傷は多數で、常ならば尙ほ搜索を續くべきであつたが、どうしたものかその儘に放任された。その後藤堂家の士に平塚權太夫といふものがあつたが、それは紛ふ方もなく、彼女が裏口から乳母に託して逃がした男兒の末裔であつた。この頃までは、婦人にもかうした武強的のものが多いのであつた。

社會的地位
の失墜

嫉妬は過渡
期の形式

福島正則の
妻

内藤帶刀の
妻

しかし戦亂が止んで干戈が長く影を斂めると、次第に殺伐の風が消えて、しとやかな、溫和な氣風が一般の婦人に現はれ始めた。強剛の意志、抑壓の感情、さうした社會的に必要なものよりも、明敏な知識と、溫和な愛情とが要求せられた。即ち婦人は次第にその社會的地位を奪はれて、家庭的責務を感じるやうに迫られた。さうした日の來るまで、強志の烈婦、男性的の情緒を持った婦人は、その心的作用を嫉妬といふ形式で外部に發現せしめた過度の時代があつた。嫉妬は恐ろしい力であつた。夫婦の間にこの感情の現はれる時、その一方は狂的となり、他方は萎縮或は煩悶せしめられ、そこに憐憫たる幾多の悲喜劇が惹起せられる。福島正則は無双の剛勇であつたけれど、一度その妻の嫉妬の爲めに背を敵に見せるの卑怯を演じたことがあつた。或時、内室は燃ゆるが如き嫉妬心から、長刀を採つて正則に斬りか、つた。正則は不意を打たれて色を變じ、表の廣間まで逃げ出して、「戰場では敵に後を見せたことのない俺も、今日始めて疊の上で敵に後を見せた。婦人の嫉妬は恐ろしいものだ」と、近侍の士に云つたことがあつた。

内藤帶刀(忠興)は大坂冬夏の兩役に勳功があり、後には大坂城代にまでなつた人物であつたが、その内室の爲めに家庭の醜事を世間に暴露した。或年、帶刀の妻が懷妊したことを聞きつけて、彼女は何氣なくそれを呼び出し、浮世話などをした後、「お前は殿様の御胤を宿したといふが、寔にめでたいことです。安産の爲めに私が腹をさすつてやるから、此方へお出で」と化粧間へ連れ行き、仰向きに寢させて置いて、その腹の上へ豫ねて用意の火熨斗を載せ、到頭妾を焼き殺してしまつた。ところが間もなく彼女も氣持が悪しくなつて病床に就くと、腹が熱くて燃ゆるやうに感じ、苦み悶えつつ死んでしまつた。その葬式の行列が品川にさしか、ると、俄かに風雷雨鳴が烈しく、やがて雷が棺の上に落ちて、棺は微塵に碎け、死骸はどこへか消え失せてしまつた。葬式の供には一人の家士が附いて往つたが、俗習に従うて矢庭に刀を棺の上に投げかけた後、刀は微塵に挫け、身は眞黒焦けになつて死んだ。眞にあつけない、死榮えのない最期であつた。同時代の人は「主人の爲めに死んだのだから、忠死は忠死であるけれど、悪人の爲めに非命の死を遂げたのは不運だ」といつて、彼れの運命を憐んだと一書は書き記してゐる。後半は傳説めいた出來事であつたけれど、棺上に置いた守り刀に電氣が傳はつたとすれば、それも悉く事實でなかつたといふ必要はない。

その後起つた著名な社會的出來事の中、寺澤忠高の自殺も、加藤明成の家門斷絶も、皆その内室の嫉妬に基づいてゐたのであつた。鳩毒よりも恐ろしいものとして、江戸

嫉妬は離婚
の理由

時代の道徳學者、教育學者が、婦人の嫉妬を取り扱ひ、それを離婚の一理由としたるが如きは、かうした歴史の背景を持つてゐるからであつた。愛せらるべき筈の、自分一人で占め得らるべき筈の良人が、彼れを自分一人に占めさせず、従つて自分を愛する以上に他の婦人を愛するやうな形跡のある場合に於いて、愛情を生活の眼目とすべく育て上げられた婦人は、とても安んじて其生を享樂することが出来なかつた。況んや籠の鳥の如くその身は狭い家庭の裡に幽閉せられて、廣い、大きな、花やかな、自由な社會を見ず、狭い、小さい、陰氣な、責任の重い小天地に跼蹐してゐなければならぬ主婦としては、肉體の自然の調節を失つて、その健康を保持することが出来ず、筋肉は段々と衰へ、神経は愈々尖つて、精神が平衡の状態を失し、甚だしきに至つてはヒステリヤに陥らざるを得ざる状態に置かれてあつた。江戸時代初期の上流の婦人は、物質的生活の缺乏からは救はれてあつたけれど、精神的生活からは多くの自由と快樂とが奪はれてゐた。さうした幽閉的生活からは眞正の溫和が生れなかつた。さうした状態から生れて來た溫和は、眞の溫和ではなくて、蹂躪され、壓迫された無氣力、無自覺の似而非溫和であつた。是を是とし、非を非とする正しい溫和ではなくて、是でも非でも、只良人の命する儘に、それを承認するやうな奴隸的服従があるのみであつた。

上流婦人の
無自覺

有馬直純の
強制結婚

盲従！それがそれらの日に於ける婦人の道徳であり、信條であり、義務であつた。

今その著しい一例を舉げて見ると、越後の國主堀越後守——堀久太郎の子で、その年が僅か十四歳であつたものが、慶長十四年の春に改易せられた時、その妻は取り戻されて久しく駿府に置いてあつた。此女は本多美濃守の娘であつたから、家康は常に心にかけてゐたのもあらう、肥前の城主有馬修理の子の直純が駿府へ出仕した時、それを是非に娶れと勧めた。直純はその時、二十三歳で、國許には既に妻もあり、殊に三歳の男子まであつたけれども、家康の勸説だといふので断ることも出来ず、妻を離別して本多の娘を娶ることに決めた。本多もまた娘を遠國に嫁入らせることは不服であつたけれど、さうとも云ひかねて泣寝入になつた。古い花婿と花嫁とは國許へ迎へへの船を出せと云ひ送つたが、寒中は海上が穩かでないといふので、翌年の春まで伏見に逗留してゐたといふ。男も男なら女も女、強者の命令の前には節操も自由も何もなく、其蹂躪する所に任せるといふ奴隸のやうな有様が、此一事によつてもよく窺はれるのであつた。かうした無自覺、無信仰、不合理の中からは、どんな進歩も發展も生れて來なかつた。偉大を慕ひ、自由に憧憬れた桃山時代の氣分が次第に薄れて、狭小に満足し、不自由に諦めをつける江戸時代の中期及び後期の婦人道徳が、かうして次

奴隸の如き
有様

第に形を成すに至つたのであつた。

江戸時代の武士階級が、婦人の典型として渴仰したものは、春日局によつて代表せられる強志の婦人であつた。彼女の生活史は餘りによく知られてゐるから、茲に詳述



(藏所院祥麟)像畫局日春

する必要はないけれど、その婦人觀ともいふべきものを紹介するこ

とは無用ではあるまい。彼女の婦人觀は極めて實際的で、女性に有り勝ちの虚榮と扮飾とを排斥し、家庭の主婦として實際の間に合ふやうな實力を養ふことを主眼としてゐた。江戸時代三百年の典據であつた江戸城大奥の掟は、みな彼女の識見力量は大概それと推せられるのであつた。

中で白小袖の色の汚んでゐるほど見苦しいものはありません。御前へ出る役目を持つたほどの者が、穢い處を裾を曳いて通つては、その身の冥加が盡きませう。これから裾を引上げて甲斐々々しく振舞ひなさい。私の良人は浪人であるから、足袋なども自分でさしました。女の裁縫が出来ぬのと、綿績わたつが出来ぬのとは、手づ、と云つて昔から嫌ひます。また化粧の事も大切で、髪は夜が明けてから結ふものではありませぬ。女の寝顔は凄まじいものだから、朝寢して人に見られるのは恥の中の恥、奉公してゐるものばかりではなく、人妻になつてもこの考へは捨て、はなりません(六)。逸樂に憧憬れ、粉黛を事とするもの、實利を追求し、修飾を念とせざるもの、婦人としてはそのいづれにも缺點のあることを觀破して、彼女はその兩者を兼ね備へねばならぬと主張したのであつた。

或年のこと、大奥の女中に料理を賜はつたことがあつた。春日局は御臺所の役人を呼んで膳部の調査をしたら、華奢風流を盡くして體裁は極めてよかつたけれど、その量は必ずしも多くはなかつたので、「一體、女中達は食はぬ振りをしてゐますが、實はなか／＼食意地の汚いもので、御飯を壓へつけて盛れるだけ盛つて食べます。今、私

ものを使つてはいけません。向ひ箸と云つて、上藤介添の女は、飯碗を脇へ置いて、蓋に取分けて宥める習慣です。こんなことは男の方には分らず、たゞ女は華車ウツリヤなものと思はれるでせうが、それは大の見當違ひです。惣じてかうした御馳走の時は、餘分に見積つて駄立をして下さい。此度のは千人前と聞いてゐますが、それでは下々へ行き渡らないかも知れません。女は口のさがないものだから、格別に氣を注げて落度のないやうにして下さい(七)と云つた。全く徹底的の觀察で、婦人の心理状態は彼女の説明によつて名残なく表現せられた。彼女は不必要な遠慮を排して、積極的に要求すべきは要求し、辭退すべきは辭退し、曖昧の裡に事物を處理するを厭つた。彼女は三代將軍家光の乳母であり、その信用が極めて厚く、同時に權勢も甚だ強かつたけれども、さうした權勢や信用やも、たゞその位地が齎らしてくれたばかりでなく、實は彼女自身的人格がそれを收めたのであつた。松平伊豆、酒井讃岐といへば、諸大名も畏れ憚つたほどの人傑であつたけれど、彼女は彼等に對しても些の遠慮も會釋もなく、是を是とし、非を非とする態度で接し、將軍の食料では松平伊豆をやりこめ、女中の祝儀では、酒井讃岐に談判し、男性に比べて少しも負を取らぬ活動振を示した。彼女の生涯の動作については、批評の餘地が十分にあるのであらうけれど、強志英

「女は口の
さがないも
の」

虚榮よりは
實力

邁、婦人に通有の「遠慮」と「虚榮」とを捨て、能力の充實を圖らうとしたことは、特筆すべき彼女の美點であつた。美濃に隠れた一浪人の妻から出立して、二位に叙せられ、天顔に咫尺するに至つたといふことは、眞に江戸時代の奇蹟であつた。同時にさうした奇蹟を出現した彼女の人格も、また江戸時代の奇蹟であらねばならなかつた。彼女は實に時代の地平線上に一頭地を抽いた先覺者であつた。彼女が後世に至るまで久しく我邦婦人の編鑑とせられたのに不思議はなかつた。

婦人の修養

婦人の修養は、上流社會に於いてもさほど高くはなく、主として裁縫、音曲、茶道、禮式の大體を習ひ、學問といへば字を寫し、歌を詠むぐらゐることであつた。難解の書を読み、詩歌に耽溺することは、良人を凌ぎ、家政を忘れるものとして、寧ろ兩親から戒められた傾きがあつた。時代の婦人が一種の家庭労働者、技術家となつて、主婦としての人格を持つもの、稀であつたのは、全くかうした修養の缺陷に基いてゐたのであつた。であるから、貞操觀念、倫理觀念といふやうなものも極めて淺薄で、婦人としての自覺は更になく、たゞ男子の附庸として、その命する儘に生活せざるを得ないのであつた。

上流社會の婦人が零落すると、そこに生活の道がなかつた。社會の變動の激しい、地

貴婦人から
歌妓舞妓へ

位の轉換の急であつた江戸時代初期には、高い位地から低い位地に落ち、或は貴い階級から賤しい階級に入つたやうな男子が多く、従つてその附庸であつた女子もまた、その位地と生活とに急激な變動を見た。かうした生活の變轉期に「あきらめ」をつけないうで新しい境遇を開かうとした強志の婦人は其象徴を春日局に發見し、反對に「あきらめ」をつけて、頭上に落下し來る運命に服従した温順の婦人は、其代表を毛利勝永(豊前守)の妻に發見した。封祿に離れた大名は、水に離れた魚の如く、その生活の支持が非常に困難であつたが、政治上の衝突から時代の落伍者となり、或は時代の権力者に對して叛逆者となつた者の生活は一層困難で、さうした人々は多くは非業の最期を遂げ、その妻女も運命を共にするのが常であつたけれど、幸にも殺戮を免れたものは、生活難のどん底に落ちて墮落することなしに月日を送ることが出来なかつた。關原で敗戦した石田三成の娘は、常盤といふ藝名で舞妓となり、京の町で浮かれ男の招聘に應じ、その宴席に侍つて興を帯けたといはれる。さうした例は、他にも尙ほ少からず發見せられる。

歌妓や舞妓は賣笑の第一歩であつた。それらの日の遊女に、比較的修養のある婦人の多かつたことは、彼等が社會上に高い位地を占めてゐた階級から出たものであるこ

毛利勝永の妻

常盤

遊郭

傾城の町賣
禁止遊女の幽閉
生活下流社會の
婦人

とを證明するものであつた。由緒のある人々の墮落したものでなければ、さうした人の淪落したものであつたと見ることが出来た。江戸葎原の發達と共に、遊郭の弊賣は行政官の知るところとなり、元和の末年頃からは、傾城の町賣が禁ぜられたが、寛永十八年からは、遊女は一步も大門の外へ出てはならぬといふ嚴しい法令が發布せられ、京都の島原に於いても矢張り葎原と同一の運命を見た。賣笑婦の禁錮に均しい幽閉生活は、實にこの時から始められたのであつた。かうした法令は、風教の上から觀れば萬已むを得ないものであつたけれど、不法なる監禁を嚴命して、人類の活動の自由を奪つたといふことは、人道の上から極めて重要な史實であつた。そこから多くの悲しい活劇が演出されることになつたのであつた。

上流社會の婦人にさへ自覺がなかつたほどであるから、社會の下層にうづくまつて、しがない生活を享受してゐた婦人らは、何の修養をするでもなく、何の自覺があるでもなく、たゞもう動物のやうに、起きて、食うて、働いて、寝ることを日課としてゐるのみであつた。そこには人生の光明もなく、女性の矜誇もなく、たゞ屈辱と服従との連續があるばかりであつた。機械のやうに、道具のやうに、血管には活きた、温い、赤い血液の通つてゐる人類とは思はれないやうに、女性は全く男性の從屬となり、附

庸となり、甚だしきはその犠牲にさへなつた。女性が物件視されてゐたことは、それらの日に行はれた結婚の状態と、離婚の條件とを考へれば直ぐにそれを推知することが出来た。

下層社會の婚姻は、却つて上層社會のそれよりも自由であり、適當であり、従つて人道的であつた。上層社會では依然として政略結婚が行はれ、大方は媒介者の周旋によつて婚姻の段取を進め、男性は女性の性質は愚か、外貌や容儀さへも知らないで、同様に女性は男性の智能、容貌も知らないで、偶然飛び來つた蜜蜂が互に知らぬ雄花の花粉を雌花の雌蕊に塗りつけて行くのに差異はなかつた。然るに下層社會では、形式的ではあつたけれども、見合ひといふものがあつて、兩性が或日に或場所で會合して、相互に瞥見する習慣があつた。機會の少い機會を見出して、相愛するとの出来る兩性が、さうした契機を進めて結婚といふ目的にまで達しようとする、無理解な世人はそれを野合と云つて罵り、嘲笑ひ、瀕斥した。結婚の自由は同時に離婚の任意でもあつた。その反對に、結婚の強制は同時に離婚の不能でもあつた。前者は愛情で兩性を繋ぐとし、後者は義理で兩性を絡めようとした。結婚後の成績は、前者よりも寧ろ後者の方がよかつたが、それは男性を解放する代りに、女性を束縛して、女性には些

婚姻

愛情と義理

助四郎の夫
婦喧嘩

「七去」

の自由を與ふることなしに、どんな苦痛をも忍ばせるのを婦人の道德とした爲めであつた。男は女を離別し得たけれども、女が自ら男を去ることは許されなかつた。即ち女は男にまで一個の有體動産に過ぎないのであつた。

そこに一つの夫婦喧嘩に關する同時代の人の記述が残つてゐる。——江戸の旅籠町に助四郎といふものが住んでゐたが、よく夫婦喧嘩をして、女房に出て行けといへば、女房は出て行かれないといつて、幾度も同じ事を繰返した。或人はそれを苦々しく思つて、助四郎に離婚条件ともいふべき「七去」の内容を説き聞かせた。七去とは(一)父母に従はざるもの、(二)子なきもの、(三)淫なるもの、(四)うはなり妬みするもの、(五)悪疾あるもの、(六)多言なるもの、(七)物を隠し盗みするものを去ることで、助四郎の離婚の理由もまた、これら七つの中に含まれてゐたから、その人は男に同情して、女の離婚を承諾しないのを咎めた。女は遂に町の代官に訴へ出た。「私は良人に連れ添つてからもう二十年になります。子供は十二歳の男一人に、七歳の女一人、當年は又懐妊しまして三人の母親ですが、それを去らうとはよく／＼徒男でございます。呼び出して御沙汰を願ひます」とまくしかけて述べ立てた。代官はそれを聞いて「夫婦喧嘩はどこの家にもあることだ。女が男に従ふのは、若草が風になびくやうなものだ。

「三従」

女には三従といつて、一世の間に三つの従はねばならぬものがある。即ち幼うしては親に従ひ、中には男に従ひ、老いては子に従ふのが昔からの習慣である。兎にも角にも男には従ふがよい」と云つたので、女房は頼む木蔭に雨の漏るやうな思ひをして代官所を去つた。この裁判の裏面に潜んでゐる婦人観は、つまり婦人は男子の従属に過ぎない故に、少し位の無理があつても良人には従はねばならぬといふ片務的服従を是認した非人道的のものであつた。しかもこれが、それらの日に於ける一般の婦人観であつたのであつた。

貞操と蓄妾

婦人の貞操は強ひられたけれども、男子の貞操は強ひられなかつたことも、またこの時代に於ける結婚制度の一大缺陷であつた。一體我邦には、傳統的な男尊女卑の弊風があり、男性の蓄妾は承認せられながら、婦人が良人以外のものと和することは非常の罪惡とされてゐた。江戸時代の初期に内亂が鎮まつて、上は大名から下は足輕に至るまで、武士階級のもの、封祿は皆な世襲的になつた結果、家長と嗣子とが尊重せられることになり、従つて嗣子を得たいといふ口實の下に蓄妾の弊風が一般に是認せられ、むしろそれが男性の特權で、もあるやうに考へられ、婦人がこれに對して嫉妬がましい振舞をすれば、離縁されても仕方がないといふやうな悪俗が馴致されるに至つ

て、婦人の地位は益々低下し、その自覺もまた愈々鈍つて、さうした境遇、さうした運命を甘受するのを、婦人の美徳とまで感ずるやうな墮落の日が來ようとした。かうして江戸時代は、或る意味に於いて、國史の上では最も暗黒な婦人無自覺の時代たる觀を呈した。

(一)『明良洪範』卷之十七『平塚因幡守の娘の武勇』參照。

(二)『五』同上、卷之十二『婦人嫉妬の話』參照。

(六・七)同上、卷之二十四『春日局の事』參照。

(八)『老人雜話』卷下。——「舞を舞し女に、常盤といふもの、人招けば何方へも來りけり。石田三成が息女也と云。さもありぬべし。眞西山の孫女さへ、歌妓となりしとぞ」。

(九)『洞房圓語』卷之二『けいせい町の町賣』參照。

(一〇)『慶長見聞集』卷之七『ふうふいさいの事』。

第八章 時代を代表する社會的文化病

第一節 風俗の頹廢

戰捷の産物

戰捷は奢侈と淫逸との母である。戰亂から解放せられて富と光榮とに祝福せられた豊臣秀吉が歡樂を追求した如く、彼れを周匝した桃山時代の民衆は、みな一樣に歡樂を追求して、それに依つてその生活を潤色しようとした。色彩に譬へれば、紅と金色とで象徴せられるやうな桃山時代の民衆精神は、その外形と内容とを變へることなしにその儘江戸時代に流れ入つた。文化史上の江戸時代初期は、安土時代末期並びに桃山時代の連續に過ぎないのであつた。——政治上から觀れば、新しい一つの時代を構成して居りながら、經濟の上からも、信仰の上からも、思想の上からも、さほど大きな差異を持つてゐないのであつた。勿論、それは少しづつ、變りつゝあつたけれど、そこに時代を劃するほどの差異を見出すことが出来なかつた。一時に來た平和の鬱陶氣の中で、民衆は芳醇の酒に酔うてゐるやうに、歡樂の影を逐うて走つた、安逸の樂園を求めて進んだ。それは眞に目的があつたのではなく、たゞもう無闇に馳驅したのであ

江戸時代は
安土桃山時
代の繼續

歡樂と逸

「青い花」

享樂主義者
の目的

つた。春の風に軽い翅を翻して、胡蝶がどこにあるとも知らぬ花の香を趁ひ求めるにも均しかつた。翼ある物は手を持たぬ如く、緑の葉を持つ物は緑の花を持たぬ理屈などを究める邊もなく、時代の群衆心理の流れに乗つて、農民も、商人も、工人も、武士も、自覺するとなしに、たゞもう譯もなく怡樂と歡悦とを尋ね廻つた。かのノッパリスの作中の主人公が、この世には有らう筈のない「青い花」^{ブルー・フラワー}を求めて果てしのない旅に上つた如く、盡くることなき本能の要求を充たさうとして、時代の民衆は肉慾の快樂を求めた。

桃山時代の社會相を劇化した「桐一葉」の作者が、淀君の口を借りて云はした如く、「とかく浮世は色酒」の二つによつて、その歡樂を象徴することが出来た。かうした肉慾主義、享樂主義、無限の歡樂を此土に實現しようとする現世主義の民衆が、第一に追求するところのものは、華美の衣服、豪快の調度であらねばならなかつた。第二に追求するところのものは、芳醇の酒、甘美の肴でなければならなかつた。第三に追求するところのものは、宏壯の邸宅、華麗の樓閣であらねばならなかつた。追求は無限に甲から乙に轉じ、乙から丙へ、丙から丁へ續いた。かうした追求を滿たさうとして、そこに歌謡が起り、舞踊が生じ、音樂が現はれ、女性は粉黛を凝らして男性の前に秋

淫逸の氣全
國に漲る

波を送り、男性は豪奢を盡くして女性の注目を惹かうとした。音曲の發達、歌舞伎の現出、遊郭の發展——それらは時代の民衆を物狂はしくなるまでに刺戟して、江戸時代の幕が切つて落された時には、都市にも田園にも淫逸の氣が漲つてゐた。特定せられた遊郭の区域内のみでなく、その区域の外にもかうした色情的な空氣が流れて、淫靡の風は民衆の骨の髓をまで吹き破らうとした。かうした歡樂怡悅の現世主義的民衆思想を、具體的に表現したものは、京都に於ける慶長九年八月の豊國大明神臨時祭に行はれた踊りであつた。淫逸の氣分はそれらの日から次第に濃厚となり、段々と密度を加へて、慶長の末年には殆どその極度に達してゐた。同時代の記録によると、慶長十一年の頃には、京都を中心として住んでゐた武士の間に、異様の服裝をして市街を遊行し、市民、殊に婦人に對して厭ふべき行爲をなすものが多かつた。時代の人々はかうした不良武士群を呼んで「かぶき衆」と云つた。北野、賀茂のあたりは、彼等が放埒な振舞を働くべき屈竟の場所であつた。さうした噂が次第に擴がつて、それが家康の耳に入ると、家康は非常に怒つて、問題に上つた人々の辯解を求めた。けれどもそこに辯解の餘地はなかつた。家康は直ちに彼等を處罰した。處罰された人々の中には、津田長門守、稻葉甲斐守、天野周防守、澤半左衛門、花田久六などの名が見られた。第二

墮落した武
士群

「かぶき衆」

荊組と皮袴
組

回の處罰に於いては、朝鮮役に親衛軍の弓銃隊長として英名のあつた大島雲八を始め、阿部右京、矢部善七郎、野間猪介、浮田才壽などの名を發見することも出来るのであつた。實に驚くべき時代風俗の惡現象で、そこに薄志弱行の武士の一群が、都會化されて一種の忌むべき文化病に罹つたフィルムが回轉せられるのであつた。

かうした現象は幾分か姿をかへて、尙ほ引續き京都近傍で見られた。慶長十四年五月、七十餘名の放蕩に身を持崩した青年團の人々が、京都所司代の手に捕縛せられた。彼等は黨を組んで京都市中を横行し、良民に喧嘩をふき懸けたり、いたづらをしたりするのを日課としてゐた。彼等の團體は、一を「荊組」と呼び、他を「皮袴組」と呼んだ。一は荊の如くに刺があり、他は荊にも劣らぬといふ意味で、さう呼ばれたのであつた。團長は左門といふもので、その團員數名は死刑に處せられたが、他はたゞ附和雷同しただけだといふので、將來を戒めて放還せられた。これらの不良青年の團體は、確かに津田長門守らの「かぶき衆」から系統を引いたもので、更に後にも影響を及ぼして、江戸時代の男伊達、町奴の發生にその契機を與へたことはいふまでもなかつた。

同時代の大名や武士が、淫靡な社會相にかぶれて素行を破り、忌はしく、恥づべき病氣に罹つたことは、實に駭絶すべきほどのものであつた。謹嚴な家康の子であつた

大名と穢毒

徳川秀康

淺野幸長

越前中納言秀康は、久しく唐瘡(梅毒)を患つて鼻くたとなり、家康に謁見する時假鼻つげばなを装うて叱られたことがあつた。彼れは三十四歳で死んだが、それはその恐るべき痼疾と、「虚」(房事過度)との爲めに自然の生命を短縮したものであつたと云はれる。^(三)慶長十八年八月二十五日に死んだ紀伊の國主淺野紀伊守(幸長)は、前年來唐瘡を病んでゐたので、養生に意を用ひ、その年は夏中京都にゐて醫療を受け、稍、快癒して後領國に歸つたのであつたが、遂に天壽を全うすることが出来なかつた。彼れがかうした病氣に罹つたのは、死ぬ五年ばかり前に、葛城といふ遊女を買ひ取つて側女とし、更に死んだ年の春無右衛門尉といふ傾城を身受けして抱へて置いた爲めであつたと同時代の歴史家は記した。^(四)三年前に死んだ幸長の父長政も、その友人であつて、時代の武士の廉潔と剛直とを代表してゐるもの、やうに後世から信じられてゐる加藤清正も、幸長と同じ年に死んだ池田三左衛門尉も、大久保石見守も、その死因となつた病氣は「虚の病」で、「それは偏に好色の故である」と「當代記」の記者は斷言した。眞に恐るべき武士階級の墮落を説明すべき史實として、これらの記述は注目し値すべきものであつた。京都と伏見とは、かうした墮落武士が悪性の病毒を受ける土地であつた。京都の室町六條は酒と女とに裝飾せられた歡樂の別天地で、そこにはいつも温い春の風が吹い

京都と伏見

石見守

池田三左衛門、大久保

加藤清正

淺野長政

遊女の數

てゐた。慶長時代の遊女には、まだいくらか白拍子の風が残つてゐて、小舞や亂舞を嗜み、或は茶の湯を稽古して、大名の宴會などには屢、招かれて興を助けたものであつた。^(五)こゝに大名らの墮落への道が開かれてゐた。それらの日に江戸では葭原が遊郭として發達しつゝ、あつたが、その發達の速度は驚くべき比率で、元祿の頃にはその總數約千九百人の遊女を抱へるに至つたといはれる。大坂は勿論、奈良、大津、鞆、室、博多、鞆島などにはいづれも遊郭が發達してゐたが、家康の老いを養つた駿府に於いてもそれは發達し、歌舞伎女や傾城の數が多く、屢、喧嘩を惹き起したので、慶長十三年五月、家康はそれを取拂ふべき旨の命令を發した。^(六)駿府ばかりでなく、かうした騒動は到る處の遊郭に起つたので、幕府は益、その管理を嚴重にしたが、堰けば溢れるのは人情であつて、遊女町の弊害は年ましに加はるばかりであつた。

慶長の頃の遊興費は可也に高いもので、それを今日の相場に換算すれば決して廉い方ではなかつた。揚錢は遊女の地位によつて異つてゐたが、最高は太夫が一日銀三十七匁、格子はその次位に位し、局女郎は銀二十匁であつたと云ひ傳へられる。^(七)揚錢は遊興費の總てはなかつた、その外に尙ほ多くの酒食の費用を要し、またさうするほどの者は服裝などにも意外の費用を要したらうから、所詮は「金につまるは郭の習ひ」

慶長時代の遊興費

傾城小銀の
墮落

といふ諺を實現する破目に陥らなければならなかつた。そこに危険が横はり、罪惡が巢うてゐたのであつた。

慶長十三年正月、伏見の傾城小銀といふものが行衛不明になつた。彼女は肥後生れの美人で、それらの日に評判の高かつた女なので、亭主は血眼になつて探し廻つたが容易に發見されなかつた。しかるに三月になつて、彼女が情夫の芹澤新平と肥後國に潜伏してゐることが知れた。新平は近江に於ける家康の藏入代官下代であつたが、小銀に現を抜かして遂に彼女を盗み出し、相携へて女の郷里である肥後に行つて、山間の村里に潜んでゐた。二人の有様が尋常でないといふので、村人らの騒ぎ立てたのが元になつて、遂にその罪狀露顯し、二人は捕へられて駿府に送られ、そこで暗い牢屋に繋がる身となつた。かうした物語りの影には、遊郭と遊女とに絡まつた多くの社會的缺陷が横はつてゐて、民衆を日々月々墮落と沈淪とに導いてゆく魔の手が、そこからさし伸ばされてゐるのを看取せずには居れなかつた。

淫靡の風は民衆を犯し、其上層の階級にある武士、大名をさへ犯し、更に進んでは宮廷の中にまで闖入した。淫靡の風は染まるに易く、脱がれるのに難かつた。老練な政治家の家康でさへも、かうした壞敗の風俗を容易に健全な状態に還元する事が出来ず、

淫靡の風宮
中に入る宮女と公卿
との姦淫タブーされ
た宮女の生
活

儒教の奨励、その他諸種の方法を講じて、風氣の革新に努めたけれどもその效がなく、遂に慶長十四年の宮女墮落事件を惹起した。その前年頃から宮廷の中に噂が立つて、宮女と公卿との間に醜行があるといひ傳へた。噂に上つた宮女は總て五人で、その中には後陽成天皇の寵愛してゐられた廣橋局(新大典侍)や、唐橋局(掌侍)の名も計へられた。前者は廣橋大納言(兼勝)の女であり、後者は唐橋在通の女であつた。彼等はそれらの日にさへ賤しめられてゐた歌舞伎女、または傾城の如く、或時は洛中を彷徨、或時は酒宴を開いて、九人の公卿と歡樂を共にした。九人の公卿とは、猪隈教利、烏丸光廣、大炊御門頼國、花山院忠長、飛鳥井雅賢、難波宗勝、徳大寺實久、中御門(松木)宗信、及び齒醫師の兼安備後であつた。備後の妹の宮廷に奉仕して命婦となり、讃岐といつたものが、兄と謀合して公卿達と宮女達との間に橋をかけ、短冊を贈答して互みの心を歌に現はし、遂に忍びなくに構引するやうな機會を造つたのであつた。歡樂は人類に取つて無上のものであつた、それは心を鎔かし、肉を動かして、果てしなき追求に人類を導くものであつた。習慣と道徳との繩に縛られて、タブーされた生活を送つてゐた宮女達は、その二つの強い繩を切りほぐして自分達を自由の天地に解放しようとした異性の心に従ふとを、必しも正しくないと思はぬとはなかつたが、本能



宮女の生活状態 (『源氏物語』)

の衝動、環境の氣壓の力で、殆ど無意識に宮廷を脱出して、或時は猪隈、飛鳥井の私邸に會し、或時は北野、清水の邊に彷徨し、未だ會て經驗しなかつた自由と放縱とを享樂するに至つたのであつた。愛戀は絶對であり、歡樂は無制限である、それらを相對にせしめ、有制限にせしめるものは、人類の貴い約束であるが、それをだに蹂躪すれば、そこには何の繋縛もなく、何の桎梏もなかつた。かうした宮女の淫奔事件は、時代の兩性關係が、人類の約束を無視するまでに弛緩し、類唐してゐたことを證據立てるもので

宮女墮落事件の暴露

あつた。

壁にも耳があつた。醜行はいつしか宮廷の中にも聞え、遂には後陽成天皇の御耳に

板倉伊賀守と板倉内膳

猪隈教利の出奔

も達した。天皇は非常に怒られて、宮女公卿らを糾問せしめたが、七月四日に至つて、一方宮女らを各自の家に禁錮し、また公卿らの官位を停め、他方所司代板倉勝重(伊賀守)に命じて、此事件を處理せしめられた。そこで勝重は、急使を駿府に馳せて家康に報告し、その指揮を請うたところ、家康は板倉重昌(内膳)を京都に遣はして、宮女處分の事を奏上せしめた。天皇は斬罪にも處せらるべき御心算であつたが、家康は宮中からさうした大罪人を出すのはよくないといふので、犯罪人を流刑に處することを主張した。重昌は一旦駿河に還り、勝重は罪狀を糾明し、その結果事實の真相を知ることが出来たので、八月四日に至つて、重昌は大澤基宿と共に、家康の使者として駿府から再び上洛し、廷臣らと勤修寺光豐の邸に會合して密議を遂げ、一方勝重は二十日に駿府に下つて家康に謁し、二十一日には女院女御の使者として帥局、右衛門、楊林院の三人も駿府に向つた。詮議が厳しく、事態が重大なのを見て、「公卿九人衆」の中の一人猪隈教利が出奔したので、幕府はその捕縛を諸大名に命じた。教利は切腹を命ぜられた際にも手の鈍つたほどの臆病者で、嘗て秀吉の時代にも姦淫の罪で出奔したことがあつたが、それは織田有樂(長益)の子の左馬助が入智恵をしたものだと言はれた。左馬助は「かぶきての第一」と同時代の人に云はれたほど、淫逸放縱の小才子で、時

宮女の流刑

代の弊賢を一身に集めたやうな墮落者であつた。教利は九月に至つて捕へられ、その十八日に着京した。

十月一日になつて、家康は板倉重昌を三度目の使者として京都に遣はし、奏して宮女らを駿府に護送せしめ、尋いでそれを伊豆の新島に流した。流罪に處せられた宮女は、廣橋局、唐橋局を始め、權典侍であつた中院氏、掌侍であつた水無瀬氏、命婦であつた讃岐の五人であつた。八人の女孀は罪人と共に駿河まで下つたが、その中六人は歸京し、二人のみが附添となつて新島に渡つた。丈なす黒髪は切られ、小袖は布子に着替へられた。袂の中に入れた少しづつ、の食物を力に、浪高き相模洋を新島に漕いだが、冬が過ぎて春が來た時、更に寂しき三藏島に遷された。島には煙を立てる家は三軒しかなく、住むものは女四人、男三人のみであつたが、そこにさへ置いてはならぬといふので、藤繩に縋らねば登れないやうな峻嶒な山の中に住まはせたと云はれる。身から出た錆とは云ひながら、あまりに情ない有様であつたので、同時代の歴史家は同情の深い言葉を用ひることなしに、この流罪を記述することが出来なかつた。

猪隈、兼安の死刑

十月十七日、公卿らの罪狀は案せられ、その中最も罪狀の重い猪隈教利と、兼安備後とは、京都の常善寺に於いて死刑に處せられた。教利の最期は眞に見苦しくて、京

公卿の處分

中の物笑ひとなつた。餘程の臆病者であつたと見える。其妻や子供らは加賀大納言の家に御預けとなつた。

十一月七日には愈々墮落した公卿の罪科が決し、花山院忠長は蝦夷に流され、飛鳥井雅賢は隱岐に、その弟の難波宗勝は伊豆に、大炊御門頼國と中御門宗信とは薩摩に流され、烏丸光廣と徳大寺實久とはその罪を宥され、それで宮女墮落事件は漸く結末を見た。眞に花時の嵐のやうな出来事であつた。温い日かけを背から浴びて、櫻の花に浮かれてゐた春の人が、俄かに吹き起つた嵐に吾心地になつたやうに、時代の淫靡な空氣に酔はされて、殆ど意識することなしに罪惡を犯すに至つた薄志弱行の公卿達、女房達は、かうした重刑を科せられた犠牲者を見て、今更ながら眠つてゐた道義の觀念、倫常の觀念が、その鎔けた頭腦の中に眼を醒ましたとであらう。罪を犯したものは、どんな苦患をも自分の所行に對する當然の報酬として甘受しなければならぬけれども、その父兄や妻子やは、犯罪者の爲めに世の中に顔向けもならぬ恥かしさと心苦しさを經驗しなければならなかつた。權典侍の父であつた中院通勝(也足)は、それらの日に京都第一の智者として一般の景仰するところとなつてゐたから、娘が未曾有の大罪を犯して遠島の刑に處せられてからは、一日として快く思つたことはなく、憂へと歎

中院通勝の憂死

安逸の追求

きとがその入道した老いの軀を疲らし、弱らして、翌年の春三月になつて遂に死んでしまつた。人々はその運命を憐みもし、またその人物を惜みもした。^(三)配處の春の日永にこの事を聞き知つた權典侍は、泣いてもく、悔恨の情が盡きなかつたであらう。

歡樂がその極に達すると、哀愁の情の湧いて來るのは、世の常の有様であつた。快苦は常に形影の如く相伴うて離れないものであつた。そ、るやうな時代の淫蕩な空氣に誘はれて、薄志弱行のものが知らず識らず姦淫の陷穽に擠されて行つた間に、他方では安逸を冀ふものが生じてゐた。前者は積極的の快樂追求者であり、後者は消極的のそれであつた。兩者とも均しく歡樂の天地を探らうとするものであつたけれど、その手段に於いては相反した方向に趨つてゐた。かうした消極的の快樂主義者は、安逸を以てその追求の對象とし、従つて怠惰と遊佚とを経て、次第に零落のどん底に陥らねばならなかつた。かうした零落を、その頃の江戸人は、「雲藏」といふ一種の流行語で呼んだ。宛も日清戦争の後京阪地方で、失敗または魯鈍の意味を現はす場合に、「源助」といふ語が頻りに川ひられたやうに、それらの日にはこの「雲藏」といふ人名が、零落または非行を意味する代名詞若しくは形容詞として用ひられた。その影には時代思想の半面を表示する一片の哀話が潜んでゐた。その頃江戸の町に、紺掻(染物)で成功

「雲藏」

怠け者雲藏の半生

して財を蓄へた小成金があつたが、その子に雲藏といふ怠け者がゐて、指先、手先は愚か腕までも眞黒になつて紺掻をするのを厭ひ、父親が死んでから染物屋を覺み、家屋敷を賣り食して無一物となり、妻にも別れて産みのまゝの裸一貫となつた。冬が來ても着る衣服はなく、食は屢、空しく、夜は寐るところにも差し支へて來たが、誰れも構つてくれるものはなかつた。彼れは神田の眞行寺を訪ねて、住持に逢つて閱歷を語り、「寒さが骨身に沁み込みます。どうぞ古紙衣を一つ戴かして下さいませ。成らうことなら御寺の沙彌にして頂きたい」と云つた。住持は紺掻の卑しからぬこと、家業の尊いことを説き聞かして、雲藏の改悛を促し、「悪弟を蓄ふるものは、師弟共に地獄に墮すとあるから、お前さんなんぞを弟子に持つことはならぬ」と云つて、住むに家なき彼れを突放した。涙を拭いて雲藏は寺を出たが、門外で直ぐ乞食になつてしまつた。悪戯をする子供を見ると、親は「雲藏をするな」と叱り、怠惰の子女を戒める時に、父兄は「雲藏になるぞ」と云つて戒めた。子供達は雲藏と呼ばれるのを恐れて、その言行を慎んだと云ひ傳へられる。^(四)嘘のやうな、眞のやうな、かうした一片の物語は、社會が戦争から解放せられて平和になり、民衆が次第にそれに忸れて、奢侈に流れ、懦弱に陥つて、忍耐と勤勉とを厭ふやうな氣風を馴致しつ、あつたことを表示する一つの象徴

であつた。

(一)『慶長日件録』、『豊國大明神臨時祭日記』などを観れば、八月十五日に於ける踊りの有様が手に取るやうに見られる。

(二)『當代記』慶長十一年六月。——「此比、京町人北野賀茂邊へ出行之朝は、かぶき(當世異相を此云)衆出合たはふれ、爲之惱まる。其上耽(女色)覺外之儀多(之)。大御所之を聞給、以外逆鱗也。此事於(虚言)者、罷出可(申分)之旨曰處、分明の不(及)諍論(之間、則改易也。』

(三)『當代記』卷四、慶長十二年閏卯月八日。——「午刻、越前中納言秀康主逝去(年三十四)。日來唐瘡相煩、其上慮也。』

(四・五)同上卷八、慶長十八年八月。——「廿五日、紀伊國主淺野紀伊守死去。近年唐瘡煩以外爲(養性)今年夏中在京、去比紀伊へ下國、近年養性無(油斷)しかれとも、終以如(此)去々年加藤肥後守、淺野彈正、今年池田三左衛門尉、大久保石見死したりしこと、偏好色之故、慮の病と云々。』

(六)『洞房語圍』卷之一参照。

(七)『諸藝太平記』に由ると、元祿十四年に於ける遊女の總數は太夫四、格子八六、散茶五〇一、うめ茶二八〇、五寸四三〇、三寸六三、四寸及び二寸少數、並局五〇〇あつたといふ。

(八)『當代記』卷四、慶長十三年五月。——「駿府中、かぶき女并傾城共多して、動は有(喧嘩)依(之)可(佛)之由、大御所曰。』

(九)『嬉遊笑覽』卷之九、上「娼妓」参照。

(一〇)『當代記』卷四、慶長十三年三月。——「去正月、伏見傾城(名字號小銀)紛失。亭主又一相(尋)之。此比於(肥後國)露顯。近江國大御所藏入代官下代芹澤新平と云者、彼女を盗出、肥後國は小銀爲(牛國)間相下、遠境山里に隱居しけれども、尋常非(住居)とて人皆不(審)之、終以令(露顯)彼新平をば則擄取、女をも押置、男女偕下(駿河國)於(府中)令(龍)者。此小銀、形不(可)レ輪(陵)崗(妾)。』

(一一)宮女墮落事件については『太田和泉守覺書』(一名『角田文書』)といひ、『史籍集覽』第十七册所收)に詳細の記述があり、その外、『御湯殿上日記』、『時慶卿記』、『孝亮宿禰日次記』、『多武峯破製記』などにも散見してゐる。

(一二)『太田和泉守覺書』。——「きよくれん二三月のころより、御くけしゆより、てん上のくものうへへ、御上らうしゆへ、御こゝろをうつされ、たんさくをおくり、たかひに心うつくとそゝろになり、おもしろくおぼしめされ、しのひくの御あそび、しだひくにもれきこえ——。』

(一三)同上。——「雲の上に飛ぶ鳥は、高くとも射つべし。海底に棲む魚は、深くとも釣るべし。枕を並べてもはかり難き人の心なり。昨日は契れども、今日は變るぞ情なき。——かうした婉曲な文句を以て、太田牛一は宮女の墮落を評した。この慨歎の陰には、深き同情も籠り、また冷かな批判も加はつてゐる。眞に達人の觀察であつた。

(一四)『當代記』卷五、慶長十四年七月。——「十四日、從(駿府)京都の使者被(遣)。是は公家衆於(禁)中、主上近習女房隈參會、無(形儀)故也。主上甚(逆鱗)、公家九人、近習の女房衆五人、何

も可被_レ行_ニ死罪_一と也。此中猪熊は、太閤秀吉時も如_レ此儀有_シ。又此度も隨_一也。從_ニ禁中_一駿府へ聞_ニ宣下旨_一逐電せらる。是は織田有樂左馬助以_ニ才覺_一被_ニ關落_一と云々。依_レ之左馬助可_レ爲_ニ同罪_一かと云々。元來左馬助がぶきての第一也。

(一五・一六)『孝亮宿禰日次記』参照。

(一七)『中村不能齋採集文書』参照。

(一八)『當代記』本節註(一四)参照。

(一九)同上、慶長十四年九月。——「公卿衆亂行隨一の猪熊、於九州押取、籠奥に乗被_レ爲_レ上、九月十八日京着す」。

(二〇)同上、十月十日。——「禁中五人の局、伊豆國の島へ被_レ流。去二日に出京せられけるが、駿府へは不被_レ寄、直に被_レ通_ニ伊豆_一。其體何も髪を剃り、小袖を布子に替、下女貳人相添、五人一所に在島也」。

(二一)『太田和泉守覺書』参照。

(二二)『當代記』慶長十四年十月十日。——「公家衆流罪事。花山院は幾り島、飛鳥井少將隆峻島、松木與_ニ大炊侍從_一は薩摩方ゆわうが島、飛鳥井と難波は先駿河へ被_ニ召寄_一、烏丸徳大寺は御赦免也。猪熊と兼安の備後兩人は、京都淨土寺常善寺にて殺戮也。猪熊最後の體調露_ニ恥辱_一と云々。右の流罪衆、霜月可_レ爲_ニ上旬_一と云々」。

(二三)『慶長見聞録案紙』『大日本史料』第十二編之六所收)参照。

(二四)同上、十一月八日。——「公家流罪衆、今日出京、親人々日來恩賞之家人以下、名殘を

惜落涙數行と云々。烏丸と飛鳥井二番目の息難波侍從は伊豆國へ被_レ流、其外は如_ニ書付_一」。

(二五)同上、十五年三月。——「此頃、中院也足入道被_レ逝去。當時公家中智者也、時人情_レ之、去年息女流罪、其愁積所歎」。

(二六)『慶長見聞集』卷八「雪藏こつじきの事」。

第二節 犯罪の進化

智力的抗争
の時代

平和の戦敗
者

武力的抗争の時代に於いては、人は只生命を投げ出しさへすればそれでよかつた。戦術も、戦略も、所詮は生命の投げ出しによつてその優劣が定められるのであつた。けれども智力的抗争の時代——平和が続いて生活が安定し、社會に秩序が出来て冒險が効果を奏しない日に於いては、時代の人々が「識」或は「思慮」と呼んだもの、力によつて、生活の戦場に勝敗を決しなければならなかつた。平和の戦は、觀方によつては戦争よりも更に慘酷であつた。生命を喪失した戦敗者は飯を要せぬが、生命を殞さぬ戦敗者には生命を支持すべき飯を要した。正當なる生存競争に負けたものが、生存をして行かねばならぬといふことは戦争にも優る痛苦であつた。救貧所、養老院、感化院などの施設のない幼稚な社會に於いて、かうした平和の戦敗者は、餓死か乞食かに

弱者の行くべき道

赴くより外途がなかつた。

餓死を甘んずることは人類の忍び難い本能であつた。餓死から免れようとする時、心の正しい者、意氣地のない者は乞食をしなければならなかつた。乞食もまた人類の甘受することの出来ない屈辱であつた。餓死と乞食とを否定した時、平和の戦敗者、正當なる生存競争の劣敗者に取つて、そこに行くべき一筋の正道もなかつた。正道の横には幾筋かの細い邪徑が開けてゐて、それには前進するのが容易なやうに道案内さへ立てられてあつた。邪徑の入口は明るかつた、花やかであつた、奥の暗さ冷たさに比べて、入口は恰も夜櫻に銀燭の映えるやうな景觀を持つてゐた。それらの邪徑の盡きる處は、重い、暗い、犯罪の害の群であつた。社會生活の劣敗者は、喜んでそれらの邪徑に進み入つた。行末がどうならうと、さうした事を顧慮する違さへなく、その日の生活苦から免れる爲めに、相率ゐて邪徑に踏み入つた。

小盗人

大橋の刀市

劣敗者の第一に選んだ道は小盗人のそれであつた。そこを進むのには何らの練習も準備も要らず、たゞさうしようとする意志を要したのみであつた。慶長の末年頃、江戸の大橋には毎日刀市が立つて、貴賤に拘はらず夥しき人出があつた。きら／＼と刀の光が日光に閃めいて、もの凄まじい有様であつたので、敵を持つたものは恐れてそ

關東の盜賊

に寄りつかないほどであつた。そこに最も多く寄りついたのはこれらの小盗人であつた。彼等は人の腰に下げた火打袋、印籠、刀の下拵などを切り取つたが、その罪は重く、手足の指を挽ぎ取つて日本橋でさらしものにされた。毒食は、皿までと、彼等はやがて團體を作つて、大仕掛で人の財貨を奪ひ取る方法を考へた。大盗人は奉行所で裁判の上、火刑、若しくは磔刑に處せられた。盜賊のみではなく、その宿所の主人までも同罪で罰せられたので、盜賊は一時全く江戸から姿を没したけれども、地方には却つてそれが殖ゑた。幕府は太平の世に刀市は不必要であり、盗人に機會を與へるといふので市停止の法令を發したが、それは戰國時代以來、一般の人心に浸潤してゐる尙武の氣風を殺いでしまはうとしたもので、それが爲めに盗人が減ずるといふやうなことはなかつた。

江戸を追はれた盜賊の群は、附近の村落に入つて自分らの生活を支持すべき「稼ぎ」の場所を求めた。彼等は、大方關東諸國に漂浪して、或者は良民の家宅に侵入して物品を竊取し、或者は途上に旅人を待ち受けてその衣服を剥ぎ取つたりした。それ故、在所々々では共同して彼等の侵入を防ぎ、役人もまたその捕縛に努力したので、可也多數の犯人が擧げられ、中には斬罪、磔刑に處せられたものがあつたけれど、盗人はと

大盗人向崎
甚内

ても盡きるものではなく、民衆は依然として不安の念に襲はれてゐた。それで奉行の探偵は愈々厳しくなつて、盗人等もまたその特殊の業務に従ふことが益々困難になつて来た。下總の向崎といふ村の近くに巢窟を構へてゐた大盗人に甚内といふのがあつた。彼れはさうした窮境から免れる爲めに、官に自訴して云ふには、「關東には大盗人の頭が千人も二千人もゐますが、それらは皆昔名の有つたいたづら者風摩(五)の類、亂波の末孫でございます。私は幸ひ彼奴等の在所を残りなく知つて居るから案内します。一つ盗人狩をなすつては如何でございますか？」。江戸奉行は「それは願うてもない幸だ」と、早速追討の人数を向崎甚内に附して、彼れの案内する儘に盜賊狩を行つた。この村、かしの里、野の末、山の奥、到る處に勢子を入れて恰ど巻狩でもするやうに盗人を狩り出し、關東からは一時盜竊の影が消えさうに見えた。甚内は公然と、自分が盗人狩の大將を承はつたことを聲言して、盜竊の便宜を失つた「いたづら者」を召抱へ、それらを引率して諸國を巡回した。その有様がまるで大名行列のやうであつたので、農民等は曾て簽熬(六)の刑に處せられた石川五右衛門のことを思ひ出した。——それは餘り遠くもない桃山時代のことであつた。諸國の大名は各自の屋敷を京伏見に構へて、その間の道路は往來織るが如くであつたが、その屋敷の中にこの大名にも屬しない

盗人狩

石川五右衛門

一群の大建築物が伏見野の傍に立つてゐた。主人は晝は乗物に乗り、鎧、長刀、弓、鐵砲をかつがせ、堂々たる行列を作つて街道を横行したが、夜はどうしてゐるかさつぱりその動靜が分らなかつた。間もなく彼等が盜賊の群で、夜間は京都或は伏見の町を徘徊し、豪家若しくは大邸宅に亂入して、財寶を強奪しつゝ、あつたといふことが知れ、捕へられて京の三條河原で簽熬りの刑に處せられた。その頭目は石川五右衛門といつて、その一生を劇作家は色々面白く脚色したので、今日でも少年少女がその名前を知つてゐるほどの大盗人であつた。——その五右衛門を思ひ出さすほど、民衆の間には、甚内の悪事が昔ねく知れ渡つてゐた。一時靜かになつた關東には、聽てまた盜賊が現はれて、此處彼處で日々捕はれるもの、數は決して少くはなかつた。しかもそれらを訊問して見ると、どれもこれも皆甚内の被管だといふ答へであつた。で、奉行は始めて欺かれたことを知つて甚内を捕縛し、首に繩をかけて馬に乗せ、旗を立て、江戸市中を引き廻した末、淺草原で磔刑に處した。それは慶長十八年のことであつた。かうして盜賊は次第に除かれ、江戸とそれを圍繞してゐる附近の村落とは次第に安寧に導かれ、遂に「閉さぬ御世」を迎ふるに至つた。海ぞひの東海道、山越しの東山道の夜の旅さへも安全となつて、或人が「御代の寶を運ぶ驛路」と詠んだら、專順がそれ

強力的犯罪
から智能的
犯罪へ

に前句をつけて「白波のた、ぬ山をば夜越えて」といつたと云はれるほどに、剽盜、竊盜、強盜、殺人などの恐るべき犯罪行爲は、年と共に減少してゆく傾向があつた。かうした殺伐な強力的犯罪が減少してゆく反面には、しかし、巧妙な智能的犯罪が増加して、竊盜にさへも一種の詐欺的手段を取る者が現はれて来たとは注目すべきであつた。

昔から犯罪の陰には「金」と「女」とが微笑むといはれてゐる如く、多くの犯罪はこの二つから産み出された。人間の良心を麻痺させるものは第一に慾心であり、次いで慾心を犯罪に導くものは射倖心であつた。かうした射倖心の旺盛であつたことは、慶長末年の無盡の流行を以て證明することが出来た。それは始め大坂や堺で流行したが、間もなく江戸に波及して流行を極めた。無盡がいつ頃から流行り出したかははつきりと分らぬけれど、恐らく支那人の七八などから思ひ付いたものでもあらう。それらの日に行はれたのは、先づ貧乏人が金持から金を出させ、百兩或は二百兩といふ積金をして、さてそれを入札して最高價のものに落札せしめるといふ方法であつたから、勢ひ最も貧乏で、最も甚だしく金に飢ゑてゐるものに落札するといふ譯、貧乏者はそれを資本にして一儲けしようといふ段取りであつた。借りる者も勿論慾の皮が厚ければ貸すものもまた慾の皮が厚く、一人で三十口も五十口も持ち、甚だしきは百口、二百口

射倖心と無盡の流行

「べてん師」

も持つ者があつた。本石町四丁目に住んでゐた乳牛彦右衛門といふ人は、一人で二百二十口を持つて無盡中を駆け廻り、賣買に暇がなかつたと云ひ傳へられる。或る半可通がかうした無盡の流行を見て、「無盡では意味が通らぬ、矛盾の轉訛であらう」などと、それらの日によく行はれた訓詁註釋をこの社會的新事件に試みると、傍にゐる者が、「さうかも知れない、無盡の流行る年には凶事がある」といふと、又一人が、「此の春からの噂によると、秀頼公が矛盾を企んでゐるので、關東から追討の爲めに大坂へ御出陣になるさうだ」など、云つて、善からぬ噂が尾に鰭を生じて江戸市中に擴がつた。無盡を賣つたものは元金を失ひはしまいかと憂へ、買つたものは商買が巧く行かなかつたなら、借りた元金を支拂ふことも出来まいと憂へて、憂懼の色がかうした射倖心の強い人々の面に現はれ、江戸には一時一大恐慌が来たことがあつた。かうした出来事にも移住時代の江戸市民の生活理想がうかゞはれて面白い。

しかし誰れもが持つ射倖心は、誰れもがそれを満足せしめるとの出来るものではなく、誰れか一人が満足すれば、他の多くは失望しなければならなかつた。さうした失望の中から往々にして詐欺といふ智能的犯罪が芽を萌いた。詐欺の第一歩は所謂「べてん師」で、一種の狡計を設けて無價値のものを有價値に見せかけ、他人の財物を奪はう

とするものであつた。かうした幼稚な詐欺取財犯は、屢々都會の商人の間に見られるもので、それに類した物語が同時代の人の江戸見物記に記されてゐる。——江戸の建設は天正の末年であつたけれど、その發達は極めて早く、慶長の末年に於いては、そこは最早や立派な商業都市となり、新開の下町には多くの商店が建ち並んだ。室町あたりはさうした商業區の中心で、取引額は可也多かつたと語り傳へられる。それらの日に、戦亂から平和に導かれた田園の農民は、冬から春を迎へたやうに浮々した心持で、遙々と江戸の見物に出かけた。それらの人々の第一に訪れるのは、種々の土産物を鬻いでゐる室町附近の商業區であつた。室町の店に平五三郎といふのがあつて、かうした風にとどの店もく、綺羅びやかでは、田舎者が目眩るしく思つて物を買ふまい、自分は一つ風の變つた商賣をしよう、髪髭をむしやくと生やし、頭巾を眼深に被り、古小袖の襟を深く折つて衣紋を繕ひ、木綿袴を胸高に穿いて、手に長珠数をつまぐりながら題目を唱へて控へてゐた。各所の店々で膽を奪はれた田舎者は、こゝまで来てやつと安心し、色々着物を冷かして見て「これを三貫に賣つて下さい」と云つた。平五三郎は一貫にでも賣つてしまひたいのであつたが、眼を閉ぢて題目を唱へ、また眼を開いて「何、それを二貫で買ひたいと？ それでは安過ぎます、賣るのは厭です」とまた瞑目

平五三郎

して題目を唱へると、「この人は三貫と云つたのを二貫と聞き違へてゐる、一つ欺してやらう」と色々寝めて村の後生願ひのなどを話したら、平五三郎は「其事々々、私は後生を願ふばかりで、商賣こそして居れ、慾心は毛頭ありません。この品物も二貫で



『葉圖蒙訓倫人』屋手古

は安いけれど、お娘御のものになさるといふからまけて上げませう」と、親切ごかしにして一貫のものを二貫にも賣つたといふ話がある。江戸の商人の懸引の巧かつたことを表示する物語りとして、それは極めて意味の深いものであつた。この物語りに似たやうなことは、手を換へ品を換へて、日々江戸の店で行はれてゐたのであつた。

懸引は既に一種の誑詐であつた。贋物を真物に見せかけ、粗悪品を精製品に言ひ做して、購買者から不當の利得を食る

詐欺の進化

ことは、嚴密に云へば素より詐欺的行爲の一つには相違ないが、それは相對づくのことであつて罪がまだ軽い。それが一步を進めると、無い物を有るやうに言ひ做し、全くの拵へ事をして他人の財物を奪取しようとするやうになる。かうなればもう立派な騙取であつて、それには屢々婦人が關與し、智能以外に、性慾をすら悪用して、さうした目的を達しようとするものが現はれた。また智能の悪用は次第にその範圍を擴けて官職とそれに絡まる威權、便宜などを利用して、詐欺、收賄の目的を達する手段に供するものも現はれた。かうした犯罪の出現は、矢張りそれらの日に於ける社會組織の缺陷、時代思想の影響とも見らるべきものであつた。言を換へて云へば、長期の戦亂がばたりと止んで、俄かに平和の出現した安土桃山時代から、江戸時代の初期へかけて、一般民衆の社會的位置が急激な變化をなし、従つてその日常生活の程度も異常に向上して、一種文化主義の思想が社會の各階級に漲り、その反動として現はれた悪い側の結果に外ならぬのであつた。即ちかうした智能的犯罪は、一種の刑事的文明病とも云ふべきであつた。

貯蓄思想

戦争が續いて明日の事も分らぬやうな時、人はたゞ今日をさへ享樂すればよかつたけれど、平和の日に於いては、來年のことも來々年のことも行く末々のことをも考へ

官職と犯罪との結合

「金銀商賣」

池田備後

て置かねばならなかつた。刹那主義、瞬間主義、今日主義の思想の影は段々とうすれて、次第に明日主義、未來主義、蓄積主義の考へが一般民衆の頭腦に宿るに至つた。黄金を山のやうに積み重ねて、それを惜氣もなく他人に頒與したやうな豪快の氣風は、桃山時代の夢と消えてしまつて、江戸初期には一貫の銀でも多く貯へよう、貯へるばかりでは殖ゑ方が少いから、人に貸して利を取つて、出来るだけそれを殖ゑしめようといふ考へが人々の頭腦を占めるに至つた。鑄鉄の利を争ふ商人階級のものばかりではなく、武士や奥女中の間にも、さうした氣風が段々と浸潤して來た。駿府城にゐる家康の側近く仕へてゐた女中の中には、金を貸して利殖するものが多く、彼等の間ではそれを「金銀商賣」と呼んだ。その使にはいつも巫女まじなを使つたが、巫女は忠實に利息を取り立て、元利共に耳を揃へて返済したので信用が頗る厚かつた。然るに荒木久左衛門の子池田備後といふものは、銀子を借り入れても返さないで、度々催促したら、備後の用人は「中に銀が入つてゐる」と云つて、漸と皮袋を巫子に渡した。巫女は毎度のことであるから、その儘受取つて兩替町の商人に渡した。商人が袋を開いて見ると、中には銀が入つて居らず、石を裏んだものが出て來た。巫女は吃驚して皮袋を持ち歸り、備後の用人にその由を告げたら「そんな事は知らない」と言ひ張つた。そこで二人

の間に争が起つた。巫女は用人を罵つて、「お前さんほど酷い人はない、此間も私を媒にして備後の妻女と姦通した癖に」と大聲に叫んだ。これが原因で用人の罪は露顯し、町奉行彦坂九兵衛尉(光正)の手によつて詮議せられることになつた。しかし備後が銀千貫目にも餘る巨額の金を借りて、それを返済することが出来ないのみならず、家庭の不始末をさへ暴露することになつたので、どんな裁判の結果を見るべきかと周囲の人々は憂慮した。一方に金を貸して利殖を圖る人の多くあることは、他方に利を拂つて金を借りる人の多くあることを證明するものであつた。池田備後のみではなく、名聲ある人々の中にも多額の借錢をして辨償の出来ぬものが少くなかつたと同時代の記録は記してゐる。かうした出来事は、一方人智が悪用せられて詐欺といふ恐るべき犯罪を生み、他方生活が向上して奢侈といふ忌むべき風習を生じた結果起つたもので、共に一種の文化病であつた。

文明の弊賣の更に恐るべきは、官吏の收賄と詐欺であつた。慶長十七年二月廿三日、駿府の町奉行彦坂九兵衛尉は本多上野介の與力岡本大八を收監したが、それは詐欺、收賄、官文書偽造の三罪を同時に犯したことが暴露した爲めであつた。大八は肥前の國主有馬修理と知合であつたが、或日密かに先年黒船を燻き沈めた恩賞に、現に鍋島

官吏の收賄
と詐欺

有馬修理と
岡本大八

信濃守の領地となつてゐる肥前の三郡を領知せしめるとの御説があり、それを上野介が承つてゐながらまだ表向の手續に及ばない旨を告げ、御朱印の案文を偽造して修理に示し、金銀錦繡などの賄賂をしこたま取り込んだ。その後また、間もなく江戸から下知がある筈だから、家老達へ御禮の爲めに進物にするといつて、白銀六百枚を受取つて、それを資本に商賣をした。しかし、一年待つても何の音沙汰もなかつたので、修理は少しく疑を懷き、事の經過を詳しく本多上野介に報告した。上野介は大八を呼び出して詰問したけれども實を告げないので、修理を招いて對決せしめたところ、大八は遂に包み切れずに白狀をした。その結果、大八は禁獄せらるゝに至つたが、修理もまたさうした若輩と交つて欺かれたのは尙更可くないとあつて、家康は甚だしく怒つたといふ記録がある。かうした出来事の蔭にも、祕密政治の缺陷と、人智の發達に伴つて恐るべき犯罪が智識階級の間に入りつゝ、あつたといふ社會生活の危機とを物語る或物が宿つてゐるのであつた。

智能的犯罪は、その本來の性質上、田園よりも都市に多いのが常であつた。中央都市たる江戸の町が、それら忌はしき犯罪者の巢窟となつたのは當然のこととて、そこには犯罪の動機、原因が多く伏在したのみならず、犯行の容易さに於いても、踏晦の可

智能的犯罪
と都會

農民の農村
脱走
島藏

能性に於いても、他の地方よりは勝つてゐる多くの優點があつたのであつた。こゝに一つの智能的、強力的、兩方面の犯罪を俱發した、後世の「默阿彌劇」に見らるゝやうな面白い筋を持つた物語りが記してある。——寛永二年四月九日、攝津石澤村の農民淺井島藏は、九歳になる子供の彦藏を伴うて農村を脱走し、江戸に来て下谷茅町二丁目目之丈助といふもの、世話で、同じ町の仁右衛門の家を借りて八百屋を開いた。島藏は時代の成功熱に浮かさされ、一攫千金を夢みて東下したのであつたが、慣れぬ稼業に身を痛めて、翌年三月から病寧に臥して商業が營めなくなつた。そこで五月には店を疊んで丈助の家に寄寓してゐるが、その丈助が間もなく死んだので、初七日が済むと直ぐ、島藏はその家を立ち退いて、的もなく中仙道を板橋まで来て、とある木賃宿に入り、平尾原で往來の旅人から施しを受けてゐた。曹子ヶ谷の椎名町に住んでゐる古着屋の八右衛門が、或日通り懸つて二人を見て可愛さうに思ひ、遂に吾家に伴れ歸つて寄食させた。

彦藏孤兒と
なる

ところが島藏は五年の四月に病死して、彦藏は全く孤兒となつてしまつた。遺産は布子二枚、單物三枚、それに驚くべきことには、荷物の中に十二兩の金と五百文の錢とがあつた。八右衛門は自分の檀那寺である法成寺へ頼んで葬式を済まし、其後は彦

小僧生活

主家出奔

藏を吾兒の如く慈しんでゐるが、彦藏は十四歳の夏、亡父の位牌を持つて古着屋を脱走した。親切な八右衛門は、番頭の新六をして追跡して加奈川宿に到り、そこで彦藏に金子五兩を渡した。彦藏は程ヶ谷宿で或旅籠に泊つたが、同宿の僧侶——曹子ヶ谷法妙寺にゐて、鬼子母神の堂番をしてゐるが、林丹後守から祈禱料として受取つた金五十兩を奪ひ取つて出奔した——妙成といふものに、新六から受取つた五兩の金を奪はれてしまつた。

乞食生活

憐れな少年彦藏は、駿河の江尻宿まで辿つて行つて、金毘羅詣り定五郎といふ乞食の親方の子分となり、中屋半兵衛の家を根城に構へて乞食生活を送ることになつた。ところが翌八年四月、また氣が變つてそこを出奔し、袋井に来て伊豫坊頭仙吉といふ非人の親分の手下になつたが、七月廿三日、晝寢してゐる仙吉を殺して金子七十八兩を奪つて脱走した。無邪氣に田園で育てられた彦藏は、江戸に来てから不思議な運命の手に掀翻せられて、寄食者、乞食、小僧、孤兒、非人の境遇を経歴し、一步々々邪徑を進んで遂に竊盜、殺人の大罪をすら犯すに至つた。さうした犯罪は嫉むべきであるが、彼れをしてさうしなければならぬ運命の道を歩ませた社會組織にも、また罪があらねばならなかつた。

殺人罪初犯

定五郎の改
姓

仙吉殺しの罪人を検束する手懸りがないので、袋井宿の小屋頭の勝右衛門は仙吉の子方(子分)を呼び集めて種々取調べたら、長助といふ者が彦藏と江尻の定五郎との關係を述べたので、嫌疑の雲は定五郎の身の上に懸つた。定五郎は呼び出されて取調べを受けたが、全く知らぬ事なので放免され、その十二月から心を入れ換へて江尻で辻駕籠の稼業を始めた。十一年十月のこと、定五郎は江尻の竹屋七兵衛らの供をして熱田に至り、山城屋儀兵衛といふ者の家に泊つた。儀兵衛の手代の庄藏は定五郎の親類であつたので、久し振で逢つたのを喜び、定五郎を熱田の船頭に引立て、多くの子方を使うて運送業に従事せしめた。

白川の商家
に入聖

話變つて彦藏は奥州白川に流れ着き、寛永九年の春を升屋文右衛門といふ者の家で迎へたが、その二月には手代源藏の口入で升屋の養子となつた。升屋は全く彼れの經歷を知らず、彼れの都會慣れたところを見込んだのもあらう。主人の弟升屋清治郎は一族六人と共に親類を代表し、町頭、取締役らを證人として養子縁組契約をなし、十三年四月に娘のお房と結婚せしめ、十一月には名を文右衛門と改めさせた。間もなく升屋の手代儀兵衛は彦藏の故郷たる石澤村に行つて、淺井の親類に挨拶した。十五年五月には彦藏とお房との間に男子が生れ、榮吉と命名した。

殺人罪第二
犯

これより先き寛永十年三月、曹子ヶ谷に本宅を持つてゐた紅屋八右衛門は、次男宇次郎の爲めに新店を麴町五丁目に開き、熱田生れの番頭要助をして店務を掌らしめたが、十九年十月に、八右衛門は病死し、十二月に長男銀治郎も病死したので、宇次郎は家督を相續して紅屋二代目八右衛門と名乗つた。二代目八右衛門は、寛永二十年六月商用で白川に下つたが、文右衛門(彦藏)はそれを殺して、養家へは故郷の佛參と稱して江戸に來り、紅代として金子四百二十兩を紅屋から騙取し、また別に鈴木六右衛門といふ者からも三百兩を騙取した。文右衛門は犯罪後問のない七月九日、何食はぬ顔して戸田采女正の邸へ奉公に住込み、久助と改名した。久助は餘程巧言令色に富んだ、人好きのする外貌と、態度とを持つてゐたと見え、主家の用で出入する本郷春木町の刀屋大石金太郎に信用せられ、その世話で寛永二十年八月、小堀美濃守の留守役大内佐太夫の養子となり、名を要と改めた。保證人には青山の醫師深澤文龍、家人井上定右衛門の二人が加判した。

第二回入聖

騙取罪

仲間奉公

翌くれば正保元年三月五日、要は小堀美濃守の上洛に際し、道中取締役として行列の中に加はつたが、同月十五日朝、熱田で渡船に乗り込む時、船頭の定五郎がちらりとその顔を見て、少年の日の彦藏の佛を聯想した。その時定五郎の子方をしてゐた要助

熱田にて捕縛せらる

は、元と紅屋八右衛門の店で番頭をしてゐた關係から、定五郎と相談の末、江戸に下つて紅屋の一族を熱田に呼び、大内要の東下するのを今日か明日かと待つてゐた。四月廿二日、東下の要は熱田に泊り、廿三日朝愈彦藏の後身と見極められて、役所に引渡された。變幻出沒隠見自在であつた彦藏も、遂に捕へられて處刑を受けた。また彦藏から五兩を奪ひ取つた僧の妙定も、元とその知合であつた馬子の地藏吉といふものに告訴されて刑場の露と消えた。

江戸初期の文化病

何といふ芝居めいた、自然ではなく、人工のやうな、事實ではなく、假作のやうな物語りであらう！ けれどかうした事實は、必らずしも假作ではなく、それらの日に於いて新興の江戸を中心として屢行はれた犯罪であることを推知するのに難くはない。この彦藏の犯行は、強力と智能とを併用した數罪俱發であり、犯罪としては最も危険重大な性質のものであつた。この一片の物語りは、江戸初期に於ける犯罪の進化を後世に表示するものとして、極めて注意すべきもの、一つである。こゝに時代文化の淵藪ともいふべき江戸に、後世の墮落を豫想さすやうな文化病の一大病毒が醗酵醗成せられつゝ、あつたことを暗示する何物か、漂つてゐるのであつた。

(一) 大久保忠教『三河物語』

(二) 『慶長見聞集』卷七『近年國大名數多滅亡の事』。

(三) 同上、卷十『江戸大橋に毎日刀市立事』參照。

(四) 同上、卷七『關八州盜人狩の事』。

(五) 『北條五代記』卷六『百姓氣なげを働く事』及び、卷九『關東の亂波智略の事』參照。

(六) 『當代記』卷五、慶長十四年八月廿三日。——「夜、愛宕山本堂え盜人入、翌日四の谷に居けるを擗捕、始は物狂の爲、體をして登山しけるが、果して如此」。

(七) 『慶長見聞集』卷三『江戸町にてむじんはやる事』。

(八) 同上、卷二『平五三郎形儀異様の事』參照。

(九) 『當代記』卷九、慶長十九年四月參照。

(一〇) 『駿府記』慶長十七年二月廿三日の條參照。

(一一) 寫本『小堀寛永記』に依る。この書はどんな人の手に成つたものか、またどれだけ價值のあるものかを知らぬけれど、寛永時代に於ける江戸の社會生活の暗黒面を表現したものと見て、私はそれを捨てるのが惜いやうな氣しますので、その中から一つの物語りを採用することにした。この上の取捨は讀者の自由に任したい。

第三節 民間信仰の迷妄

あらゆる信仰は、一種の服従であつた。力の哲人スチルナーも云つたやうに、一切の宗教的信仰は、自我の敗亡、屈從を意味するものであつた。室町時代の民衆は、狂

宗教的信仰は自我の敗亡

一般民衆の
信仰

言がそれを私達に語る如く、殆ど全く無智であつた。安土桃山時代には、世界的思潮の影響を受けていくらか進歩した形跡があつたけれど、江戸時代の平和的施設が完成せらるゝまで、それは大方元のまゝに放置せられた。家康は儒教を奨励して孔孟の學説が汎く流布したけれど、それは武士階級のものに限られ、一般民衆——農民、工人、商人の階級では、多く平易通俗なる佛教の講釋に満足してゐた。天主教は幕府が全力を盡して剷滅を計つたけれど、尙ほその信徒が處々に潜在してゐた。しかし、それらの人々は、多くは不具、癱疾、又は遊民であつて、自己の力によつて生活することの出来ないものであつた。

江戸時代の幕が切つて落された時、漸く文字を習ひ始めた民衆は、多くは無智の状態で日月を送り、稍、物識りと云はれたほどの者でも、一知半解、殆ど僅かに事理を辨へてゐるといふに過ぎないほどであつた。かうした民衆の間に行はれてゐた信仰は、所詮迷妄の域から脱することが出来なかつた。彼等は少しの變事にも驚き、ちよつとした天災地變に逢うても、直ぐにそれを大事件のやうに思つた。杞憂、恐怖、疑懼——さうした情念がいつも彼等の頭腦を支配してゐたが故に、彼等は一日として平安の生活を送ることが出来なかつた。慶長の末年に流行した神踊りは、常に動搖して止まな

無智と不安

神踊り

かつた民衆の心理状態を説明するものとして面白い社會的事實であつた。

此「神踊り」は一に「風流踊り」とも稱し、十數年間に互つて連續した不思議な宗教的舞踊であつた。それは諸國に起り、それらは必ずしも統一あり、連絡あるものとは見られなかつたけれど、どこかに何等かの詭計ウツクが潜んでゐたやうにも思はれる。或は始めはさうでなかつたのに、時代の政治家、或は野心家が、それを利用して意義あるものにし、或はそれによつて民心を蠱惑しようとしたことがなかつたとも限られない。

神踊りの起原は、之を慶長の初年まで遡つて考へることが出来る。同三年の春の頃、誰れいふとなく、下京の神明堂で、人ならば二三十人の聲して、三十日餘り踊つてゐたが、後にはそれが泣き聲に變つたとか、八月十日の頃には、將軍塚が鳴動したとか、種々の噂が立つたが、時代の人々は皆それを秀吉の頭上に落下しつ、ある凶い運命の默示であると解釋した。^(三)同八年の三月二十九日には、酉の刻（午後六時）に、太陽の周圍から雲が四方に飛散したのを見て、人々はそれを珍異の現象とし、それを前年二月十五日の朝、及びその年の正月元旦の朝に起つた現象と比較して不思議が^(三)つた。恰どその三月ほど前に、伊勢大神宮が飛ばれるといふ噂が立ち、各地から參詣するものが多かつたが、それらは神主の參詣者吸收策と見れば見られぬこともなかつた。

將軍塚の鳴
動

慶長九年八月十四日、伊勢、尾張、近江、美濃などの中部日本に大風が吹き、尾張、伊勢の海岸には海嘯があつて堤防を潰潰し、海水が夥しく耕地に浸入した。これより先き、四月廿三日には關東地方に大風があり、洪水が田畑住宅を漂はしたともあり、農民は不安の感に襲はれてゐたのに、またかうした洪水大風があつたので、凶作に對する豫想と、天災に對する恐怖とが一般民衆の頭腦を占めて、無智な彼等はたゞ戰々兢兢として不安の日を送つてゐた。かうした不安が畿内に近い國々に満ち／＼してゐた時、伊勢大神宮が神軍を開いて勝たれたといふ噂が立ち、翌十年九月の頃には、伊勢から踊りが始まつて諸國に傳播し、二十三日にはそれが京都にも流れ入つて、各町から五十人づゝの踊り子を出して盛んに踊りを踊らせた。二十六日には雨が降つたので、踊りの一群は禁中にまで入つたが、その餘勢は尙ほ已まず、翌二十七日も禁門を越えて御所の中まで踊り入つた。宮廷の官僚も、官女達も、それを別に不思議のこと、も思はず、見物して喜んだりした。そこにも時代の人心の淺はかさと思かさとが表はされてゐるのであつた。ところが、十四年七月になつて、この踊りがまた駿府で流行つて、町中狂氣のやうになつて月末まで踊り廻つたといひ傳へられる。

荒誕な怪異
説話

大神宮が飛ばれるとか、將軍塚が鳴るとか、雲が飛ぶとか、火の玉が出たとか、か

うした事實はそれが實際どんな状態であつたかを、今日では知ることが出来ないけれども、或は何かの作用でそれに似たやうなことがあり、それが輪に輪をかけて中心を去ること遠ければ遠いほど、事實と異つた説話となつて擴がつたのもあらう。慶長十四年の秋宮女墮落事件が露顯する前にも、これに類した噂が立つて人心が洶々としたことがあつた。——即ち十二年の四月二日己の刻(午前十時)に大砲のやうな音が五回ばかり聞え、一尺四方ほどの光り物が三つも四つも都から出て、未申(南西)の方へ飛んだ。また十三年の十月三日には、戊の刻(午後五時)から光り物が都の空を飛び廻り、未申の方向に消えた。これらの噂は、宮廷に奉仕した人々ばかりではなく、一般の民衆をも駭かし、恐れさせて、安んじて生業に従事することが出来ないほどであつた。慶長十六年三月廿七日、秀頼が家康に對面する爲め京都に上らうとして、大坂城を立ち出でた時、虚空に光り物が飛んだといふ記事が残つてゐる。これらは皆同じ系統のもので、相互に關係があつたと推測することが出来るのであつた。

神飛び風説と神踊りとの連結は、年ましに鞏固になつて、其範圍は益々擴大し、其色彩は愈々濃厚になつて來た。慶長十九年の畿内に於ける風流踊りは、これまでもまして盛んなものであつたが、それも矢張り火元は伊勢であつた。同年八月九日、伊勢の大

神宮が同國野上山へ飛び移られるといふ訛宣があり、それに伴うて不思議な巷説が湧き、還宮は二十八日で、その日には難風と雷鳴とがあるといふので、民衆は驚いて踊りを催し、村々里々から男女相率るて續々と參詣した。山田の町はこれらの踊り手で充滿したが、その踊りが神慮に適つたと見えて、奇異のことが多かつた。^(一三)愈、託宣の二十八日が来ると、噂の如く雷が鳴り、大風が吹いたので、大神宮が野上山から山田へ還宮があるのだと云つて、民衆は恐怖に戦慄した。^(一四)かうした怪異は、ひとり伊勢ばかりではなく、諸國にも大分不思議な出来事があつた。^(一五)翌月になつても色々の噂は已まず、十三日には大神宮の訛宣があつて、蒙古と合戦せられるといふので、大風が烈しく吹いて市民は不安の念に襲はれたが、また山田の市中では火を絶てといふ神託があり、半時ばかりの間海上が焔の如く輝いて甚だしく鳴動したが、やがて海面が靜まつたので還宮されたものと人々は解釋した。伊勢では踊りが前月以來引き續き行はれて今に止まぬので、古老のものは「奇特不審、前代未聞だ」と云つて怪しみ憂へた。踊りは伊勢から次第に諸國に波及して、京都は勿論、大和、近江、美濃でも盛んに神踊りが行はれた。^(一六)同月二十三日、美濃の長屋の社に集まつた踊りの群は、すべて五十七隊あり、それらが一度に來て北方の野で夜に入るまでも踊り狂うたといふことを知れば、

古老の憂慮

慶長二十年の風流踊り

神踊りがどれほど盛んであつたかといふことが分る。

年が改まつて慶長二十年になつても、踊りは矢張り止まず、三月二十五日には駿河の府中を中心として、在所々々では風流踊りがあつた。其年のもまた伊勢から起つて奥州まで波及したといひ傳へられる。^(一七)その頃、踊りは最早や名稱を變じて「伊勢踊り」といつたが、駿河では可也盛んであつたので、家康は色々取調べさして見たら、その踊りは大神宮が飛ばれたといふ風説に基づいて居り、また神飛びの風説は、禰宜が歐羅巴式の飛花火を装置して、民衆を盡惑したものであるといふことが知れたので、斷然伊勢踊りを禁止することにした。^(一八)これで宗教的迷信に伴うた伊勢踊りは、一時その脈を斷つてしまつたが、迷信を離れて、娯樂、趣味といつた方の側の伊勢踊りは後に遺り、そしてそれが遂には一種の民衆藝術として發達するに至つたことは、文化史上から觀て極めて興味の深い文化現象の一つであつた。

伊勢踊りに伴うた神飛び説話は、神官が仕懸花火を用ひて民衆を欺罔したのに基づいてゐることは、疑ふ餘地がないけれども、この事といひ、江戸、大坂、堺に於ける無盡の流行といひ、たゞ民衆の無智につけ込んで、一部の狡猾な人々が巨利を博しようとしたとは思はれない。私の考へでは、或はかうした騒動は大坂方の計畫で、人心を

神飛び説話と大坂方との連絡

惑亂して社會に動搖を來させようとしたものではなかつたか。大坂方が盛んに間諜を放つて、京都市中の人心を洶々たらしめたことなどを思ひ合はせると、この想像は必ずしも無稽とは云はれないのであつた。

そこに神踊りについて、有識階級と無識階級とが考へを異にした一つの面白い物語りがある。寛永元年二月上旬から、また諸國に自然と伊勢踊りが流行つて、泊舟、傳馬、人夫と號して太神宮を送つて來るので、村々では生業を妨げられて、田畑の耕作が荒廢に歸する虞れがあつた。其事が幕府に聞えたので、板倉勝重、同重家の兩人に命じて、京都の吉田家を訪ねて大神宮が飛ぶといふことについて問ひ質さしめた。吉田家では種々調査をした結果、内外兩宮は伊勢の度會郡に鎮座まし、四時の祭禮を忘れないから、神様が飛ぶといふやうなことはない、これは庶民のいたづらであると答へた。けれど幕府で調査して見たら、慶長十九年には神踊りが京都から流行つて駿河に來り、それを家康が禁じたら間もなく大坂の兵亂が起り、また元和二年の春、伊勢踊りが流行した後、程もなく家康が死んだといふ事實を發見したので、かうした流行は、鬼角不吉の兆であると云つて、評議の結果、邪神を野外に送り捨てることにした。この邪神を野外に送り捨てたといふ所に、民間信仰の偽らざる表現があつた。

寛永の伊勢踊り

單純な江戸市民の信仰

神道に拘はつた信仰、儀式、その他社會的現象が、前に述べたやうな愚劣なものであつたことは、佛教に拘はつたそれもまた幼稚淺薄なものであることを示す傍證となつた。江戸市民を假りに一般の民衆文化を代表せしめるに足るものとして、ここに、佛教其他民間信仰に拘はりのある物語り二つ三つを紹介して見よう。慶長の頃、江戸の市民は一般に、平河には「主」が棲んでゐて、それは度々人を殺したといふことを信じてゐた。^(三二)淺草明王院の姫が淵は、龍の龍宮へ歸つた遺跡であると信じてゐた。^(三三)五間に三間の家を造ることを忌むのは、産土の神たる金杉天神の社殿が五間に三間だからだと信じてゐた。^(三四)かうした觀念は皆な無智からのみ是認せられることで、市民の信仰がどんなに單純なものであつたかを私達にはのめかしてゐる。

慶長末年のことでもあつたらう。入海の彼方、上總の富津といふ處に、正左衛門といふ老漁師が住んでゐて、屢、江戸へ魚を賣りに出た。或夜、阿彌陀が金色の身相を現じて彼れの枕上に立ち、來々年の十月十五日には必ず迎ひに來ると云つた。かうした夢を見てから、彼れは人格が變り、堅くその事のあるのを信じ、晝となく夜となく念佛を唱へ、逢ふ人毎にその由を語つて暇乞をした。三年過ぎて愈、その日が近づく、相模の三浦は勿論、安房、上總、下總の浦々から舟を出して、彼れの死様を見物に來

正左衛門

るものが富津の里に充滿した。彼れの妻は地頭を訪ねて事の次第を話し、「阿彌陀様が迎へに来て下さるなら是非もございませませんが、それは不定のこと、若し迎へに来て下らないと、一圖に思ひつめた良人は首を縊るか、海へ身を投げるか致しませう。私の諫めは聞いてくれません。どうぞ地頭様から御異見を加へて下さいませ」と涙ながらに頼んだ。地頭は彼れを呼び出して、「お前のやうに多年魚の命を取つたものが、極樂へ行ける筈はない。しかし阿彌陀が迎へに来るなら仕方がない。さうでなくて、自分で身投げなどをしたら、三年間虚言の罪により女房子供を火炙、磔の刑に處するぞ」と殊更恐い顔をして見せた。正左衛門は心中憤つて、「思ひも寄らぬ仰せでございます。若し阿彌陀が約束を違へたら、それは阿彌陀の虚言でございます。私は久しく此の浦で漁りを致しましたが、それは一生の悪縁といふもの。法然上人のお言葉に、念佛申せば疑なく往生するとございます。私は唯だ信じて念佛を申してゐます」と答へて確信の色を顔に泛べた。地頭もこの信仰を奪ふことは出来なかつた。愈々十四日は暮れて十五日が来た。正左衛門は大乗寺といふ浄土寺へ行つて、佛前に高く床を拵へさせてその上に登り、西方に向つて掌を合はせ、一心不亂に唱名念佛をした。やがて念佛の聲が消えて、人々は既に涅槃に入つた彼れを見た。——かうした物語は恐らく一時

念佛往生

正學坊の難行

の假作ではなく、長く行はれた傳説を事實として正直正左衛門の名で書いたものであらうが、そこに文字のない、無識階級の宗教的信仰が、どんな状態に在つたかを示す或物があるのであつた。

それらの日に勢力の逞ましかつたのは行者であつた。慶長十九年の秋、正學坊といふ行者が江戸の町に現はれて、口の中で火を焚いて見せると觸れ廻つた。人々が伊勢



行者
（『兼圖蒙訓倫人』）

の御祓を持ち出して渡すと、彼れは、それを口中に入れて火を點けた。或日、立行をするといつて、木傳馬町の佐久間某の家の横町で、水桶を頭に戴いて家に上り、今夜の八つ時（午前二時）から明日の八つ時（午後二時）まで立つといふ聲言をした。その夜は恰ど大暴風雨で、家は飛び、地は流れるかと思はれるほどの物凄さであつた。近所の若者の中、悪戯好きのものが、かうした日には行者も油断をしてゐるだらうと、そつと戸を明けて覗いて見たら、彼れは水桶を戴いた佛儼然として立つてゐた。雨のしぶきは横さまに吹き入つたらうに、

行者の火定

翌朝更めて見た時には大きな御幣が濡れもしてゐなかつたことを發見して、人々は不思議さに眼を睜つた。^(二五)

神田の大塚で、行者の火定があるといふ噂が立つた時にも、物見高い江戸市民はその見物に出かけた。行者は勢よく火に飛び込んだとか、火に飛び込むことを躊躇してまご／＼してゐるので、弟子が無理矢理に彼れを火中に衝き落したとか、色々の噂が幾日も／＼引續いて、江戸市民の口に語り傳へられた。^(二六)行者について、山伏もまた可也な勢力を持つてゐるが、幕府はそれらの弊害を知りながらも、尙ほ習慣に従うてそれらの存在を許し、たゞ吉凶禍福は自然の運命で、故意にそれを求め或は避けようとしてはならぬことを民衆に諭したのみであつた。^(二七)

それらの日に長らく日本にゐて、日本の民間信仰を理解した英國人ウィリアム・アダムス(William Adams)はバンナム(Bantam)にゐた友人のオガスチン・スバルデンダ(Angustin Spalding)に書簡を送つて、「日本人の宗教は甚だ熱心、否、迷信的で、宗派はいくつにも分れてゐるが、アミীগダといふ一聖者を仰いで、それを神と自分達との間の媒介としてゐることは一つである」といつてゐる。外人にも迷妄な信仰が著しく感ぜられたのであつた。

アダムスの批評

有識階級と無識階級

かうして一般民衆は、無自覺に育て上げられ、世代は世代を累ねて、次第に武士階級との間に差異を生じ、婦人は全く無智で文字を知るものが少く、男子の間にすら姓名を書くことの出来ぬやうなものもあり、文化社會は有識階級と無識階級との二つに分れて、その距離が益々遠くなり、その間隔が愈々大きくなり、遂に兩者は人類と動物との間のやうな關係に立ち、武士が意張れば意張るだけ一般民衆は小さくなつて、遂に百姓、町人といへば、無智と卑屈とを代表する階級のやうに思はれる日が來たのであつた。この現象は我邦の社會組織の歴史から觀て、極めて重要な一事實で、これによつて我邦の文化の進歩がどれほど損はれ、どれほど傷けられたかは、私達の十分に想像することの出来ることであつた。

(一)『慶長見聞集』卷之四『童子あまれく手習ふ事』参照。
(二)『當代記』慶長三年の條。——「此春、下京の神明堂にて、人ならば二三十人聲にて、廿日餘躍けるが、後には泣けると也。又八月十日時分に、將軍塚鳴動不斜。是等は太閤の凶兆也」。

(三・四)『當代記』慶長八年三月廿九日。——「及酉刻、日のまわりより雲四方へ飛事夥し、珍事也。去年二月十五日朝、當年正月朝も、大方似之云々。三月前々々崎え伊勢大神宮飛移給とて人參詣す」。

(五・六)『當代記』卷三、參照。

(七)『孝亮記』慶長十年九月の條。——「廿三日闇巷説。太神宮有_二神軍、令_レ勝給之故、自_二伊勢、躍を始、京中町々、毎町五十人宛令_レ躍_レ之。——「廿六日雨降、躍參_二禁中_一云々。——「廿七日躍尙參_二禁中_一云々」。

(八)『當代記』卷五、慶長十四年七月。——「此七月、駿府町中へ躍を被_レ當間、月合迄躍」。

(九・一〇)『太田和泉守覺書』參照。

(一一)同上、十六年三月廿七日の條。——「秀頼公大坂を立給時、彼地虚空に光と云々」。

(一二)『皇年代私記』頭書、慶長十九年。——「自_二九月、至_二十月、畿内近國風流踊」。

(一三)『當代記』卷九、慶長十九年八月九日。——「伊勢太神、同國野上山へ飛移らせ給とて、或人託して宣、就_レ其奇特なる事共多_レ之。廿八日に山田へ可有_二還宮_一、然者雷鳴難風可_レ吹との託宣也。依_レ之自_二村里_一躍を構盡_レ美、我もく_レと令_二參詣_一、夕に參宮の者もあり、貴賤群集すと云々。山田にてもなどる、此躍に付、神慮奇特多し」。

(一四)同上、廿八日。——「此日伊勢國自_二野上山_一、大神山田へ還宮給ふか、去九日如_二託宣_一、雷鳴大風也。奇特と云々」。

(一五)同上廿九日。——「當月中、國々怪異多_レ之。中にも伊勢大神宮託して奇特有_レ之」。

(一六)同上、九月十三日。——「此比者伊勢太神宮及_レ暮は託して曰、むくりと被_レ及_二合戰_一由にて、神風烈吹、不_レ嫌_二男女_一、大方毎日託あり、山田町中火をたて可_レ申旨也。半時已後、海上如_レ焔して夥_二鳴動_一し、其後海面靜り、還宮と覺れば、如_レ前亦託ありと云々。彼國中今になど

り不_レ止。古老の者かゝる奇特不審成儀、當代未聞と云々。もはや此比は、京大和近江美濃も躍を致すと云々。奇特不思議なる事共、幾等も有_レ之と云々」。

(一七)同上、廿九日。——「美濃國長屋の社え、躍五十七はな一度に來、北方の野に夜に入迄支たり。同國此日方々躍有_レ之」。

(一八)『駿府記』、慶長廿年三月廿五日。——「從_二今日_一、府中伊勢躍と號し、諸人在々所々致_二風流_一、是從_二勢州_一躍出、奥州迄踊_レ之云々」。

(一九)同上、晦日。——「伊勢躍類也。太神宮飛給由、禰宜と號する者、愚_二唐人飛花火_一云々。依_レ之伊勢躍制_レ之給云々」。

(二〇)『兔園小説』第四集參照。

(二一)『慶長見聞集』卷之一『江戸の河橋にいはいれ有事』。

(二二)『江戸名所記』卷二『淺草明王院附廻淵』參照。

(二三)同上、卷七、『金杉村天神』參照。

(二四)『慶長見聞集』卷二『夢に不思議ある事』參照。

(二五)同上、卷八『江戸町にて正學坊立行の事』參照。

(二六)同上卷三十『神田大塚にて行人火定の事』參照。

(二七・二八)『家康百箇條』參照。

(一九) "Transaction of the Asiatic Society of Japan," vol. XXVI. p. 198. William Adams' letter:— "Also in their religion veri zellous, or superstitious, having diuers sectes,

but praying all them settles, or the most part, to one saynt which they call Ameeela: which they esteem to bee their mediator between God and them."

第四節 自殺の流行

武士道の發達に伴ふ弊害

武士道の發達は、江戸時代の初期に於ける文化的社會現象の著るしい一つであつたが、それに伴うて一種の文化病ともいふべき自殺が流行した。人類の最も先に希ふものは生命の持續といふことであるべき筈だが、武士道に於いてはそれに反して、生命の斷絶といふことを願ふ場合があつた。武士にまで、或場合には、生命は藁屑であつた。一般民衆、殊に利益を主とする商人階級のもものが、「南無阿彌陀佛、金欲しや、死んでも生命のあるやうに！」といふ俗諺を座右銘としてゐる間に、武士は生命を棄てることを、あらゆる歡喜、光榮よりも大きいものとし、死ぬることを義務とさへ信じた。自殺は素より古くから日本に存在してゐたが、最も原始的な方法は縊死であつた。武士の「切腹」の如き自殺形式は、支那から他の軍事上の習慣と共に日本に輸入せられたものであらうと説いたものもある。いづれにしても、それらの日に於ける自殺は少くとも四通りに分けることが出来る。その第一は殉死であり、その第二は名譽自殺で

縊死から切腹へ

殉死

あり、その第三は引責自殺であり、その第四は刑罰自殺である。私は今これらの異國には例の少い倫理的行爲について説き明かして見たいと思ふ。

(一) 殉死。——主君の死んだ時に、その臣屬が自殺するといふことは、日本民衆の極めて古い習慣であつた。否、かうした習慣は、人類の文化の進まなかつた原始時代に於いては、どこの地方にも存在してゐたことであつた。殊に日本人とはいくらか人種的關係のある蒙古人種、殊にスキタイ人(Scythians)の間には、この殉死が忠誠の無二の表現として歓迎せられてゐた。日本民衆の間にも、此習慣は久しく保たれてゐて、かの埴輪土偶は慘酷な殉死を避ける爲めに、その代理として工夫せられたものだといふ傳説があるほど、それは古代民衆の間に重要視されてゐた。ところが後世になるに従つて、此習慣は一時全く中絶してゐたが、武士道の發達と同時にこれもまた復活して來た。信長が殺された後、その臣の土方次郎兵衛、松野平介が追腹を切つて死んだのを始めとして、松平忠吉(家康の子)が死んだ時には、其家來で、少しく都合があつて陸奥の松島に住んでゐた小笠原監物は、態、江戸へ來て増上寺で切腹をした。と其小姓の佐々木清九郎といふ者が、また主人の後を追うて切腹した。また結城秀康が死んだ時にも、其部下の長見右衛門が追腹を切つたら、介錯をした士も直ぐ切腹をし

土方次郎兵衛と松野平介
小笠原監物
長見右衛門

土屋左馬介

殉死の禁止

杉浦右衛門
兵衛

た。二三日経つてから、甲斐生れの小姓上りの土屋左馬介が切腹して、其介錯もまた追腹を切つた。本多伊豆守も矢張り追腹を切らうとしてゐたが、家康は嚴重な命令を發して殉死を禁じたのでそれは實行せられなかつた。後、秀忠、家光の死んだ時にも若干の殉死者が現はれたので、諸藩ではいづれもこれを嚴禁したが、寛文三年五月には特に將軍家綱から諸大名に對して、直接に殉死を嚴禁すべき旨を命じ、若し犯すものがあれば法に従つて處罰することを云ひ渡した。それにも拘らず、習慣は容易に廢せらるゝものではなく、同年八月宇都宮城主奥平忠昌が死んだ時、家臣の杉浦右衛門兵衛が殉死したので、忠昌の子昌能は封を削つて山形に移され、松浦の子、掣、外孫らはそれ〴〵罰せられた。これ以後殉死は全く影を消したが、それが流行してゐた時には、殉死者の数が二十人に上つたこともあり、數の多いのを競ひ、それを他に誇るといふやうな弊害もあつたので、家康は勿論、藤堂高虎などは殉死を嚴禁したのであつた。殉死は現世に於いて臣事した主君と、來世に於いても一所に住まうといふ、忠誠の心がその動機であつたが、後には虚榮を伴ひ實利を打算し、殉死によつて自分は死ぬとしても、後に残つた子孫がそれが爲めに餘慶を受けるであらうと考へるものなども現はれて來たといはれる。いづれにしても本來は美しい武士的行爲であつたに相違

古川與一

乃木希典

名譽自殺

大谷吉隆父
子、長束正
家父子
秀頼

ないが、さうした犠牲的な行爲が、自覺の進んで來た日にまで保續される筈がなかつた。そして遂にそれは全く絶えてしまつて、明治四年鍋島閑叟の死んだ時、藩士古川與一が殉死し、大正元年九月明治天皇の聖徳を慕つて、陸軍大將乃木希典が其妻靜子と共に殉死したのを最終とする。乃木大將らの追腹を切つた時、それに對する世評は區々であつたが、理窟の上からは可也手厳しくそれを批難した人も、感情の上ではそれを美しい、これらの日には日本人でなければ出來ぬ出來事だといつて是認した人もあつた。傳統的精神は容易に國民の頭腦から消えるものでない。

(二)名譽自殺。——武士道の花として、それらの日に謳はれたものに、名譽の爲め、他の言で云ひ現はせば、面目を維持する爲めの自殺があつた。それは自分の居城が陥つて、愚圖々々して居れば敵に侵入せられて捕虜になるとか、或は雜兵に殺戮せられるとかいふやうな虞れのある場合に、潔く自ら死するのであつて、降服、生擒などの武士的恥辱から免れる爲めに、生命を斷絶するものである。かうした例は室町時代末期から江戸時代初期にかけて、度々あつたことで、其例證は一々擧げるにも堪へぬけれど、最も顯著な例は關原の戦が大坂方の敗北となつた時に、大谷吉隆父子は切腹し、長束正家父子もまた切腹をした。大坂落城の際に於ける秀頼の自殺も矢張それであつた、運命の

淀君

落下を甘受して、従容として自死するといふ心持ほど、世の中に雄々しく、勇ましく、男性らしい行爲はない。かうした悲壯劇はたゞに男性ばかりではなく、幾多の女性によつても實演せられた。淀君——色々の忌はしい傳説をさへ遺してゐる淀君の如きでさへ、自若として最期の自死を死んだことは、烈しい日本婦人の武士的側面を最も雄辯に語るものであつた。かうした名譽自殺には責任の自覺といふこともいくらか交つてゐるが、根本契機に於いて後者とは少しく差異があり、其倫理的價值——倫理的といふよりも寧ろ美的ともいふべき價值が大きいやうに思はれる。

(三)引責自殺。——武士の他の階級に異つたところは、主として自己の地位の自覺であつた。そこから恥辱の觀念が生れ、責任の觀念が生れた。人は神ではないが故に、四六時中謹慎敬虔の態度を以て人生に處しても、尙ほ且つ思ひも設けぬ過誤に陥つたり、盡さねばならぬ責任を盡し得ぬやうな破目を見たりすることがある。さうした場合、それらの日に、武士は自殺して自己の不明を謝し、自己の怠慢を謝した。誰れに謝し、誰れに詫びるといふやうな考へのないこともあつた。即ち陳謝、悔悟は主として自己の良心に對し、従として社會一般に對するもので、そこには見せびらかしといふやうな虚榮の心は毛頭もなかつた。彼等の誠言としてゐた語は「義重^六於^三泰山。命輕^於於^三鴻

引責自殺

本多忠朝

板倉重昌

毛^七といふ支那の格言であつたが、支那ではそれが舌の上の道德であるのに、日本ではそれが手の先きの行爲となつて現はれた。此種の自殺は、自分で自分の罪を罰するのであるから、一種の刑罰自殺には相違ないが、後者は多くの場合に所動的であるのに前者は能動的である點が異つてゐる。大坂夏の陣に於ける本多忠朝^六の戦死、鳥原の亂に於ける板倉重昌^七の戦死の如きは、外觀は素より戦死に相違ないが、内心では引責自殺であつた。引責自殺は一面恥辱から免れようとする解脱であるが故に、それを陽に公行することは、慎ましやかな武士としては憚りがあるので、一旦の恥を忍んで或期間生命を生き永らへ、機會を見て他の理由で自殺しようとしたものが多かつたのである。こゝに日本人らしい、隱微な、内延的の責任觀念があらはれてゐて、私達になつかしさと恭^八しさと感ぜしめる。どんなに世の中が變つて、今日主義、現世主義、享樂主義、利己主義の巨浪が社會に漲らうとも、日本民衆の大部分は、矢張りかうした男性美の讚美を忘れるやうなことはあるまい。

(四)刑罰自殺。——普通ならば獄卒が首を打ち落すべきであるが、武士は自分の罪過を自分で認知すべき筈であるから、さうした恥を搔かせるよりも、彼れ自身をして處決せしめようとするのがこれで、其例は江戸初期には極めて多い。古田織部^八が京都

刑罰自殺

古田織部

放火に座して切腹を命ぜられたるが如きは、即ち此種の刑罰自殺である。増田長盛の切腹は其内容が餘程複雑で、引責であり、名譽であり、また刑罰でもあるが、しかもそれが能動的でなく所動的であつたが故に、外觀では刑罰自殺のやうに見えてゐる。刑罰自殺は、武士の自殺中で最も低級なもので、僅かに「自殺」といふ形式によつて、せめてもの最後の面目を保たせようといふのである。しかし注意しなければならぬのは、破廉恥罪は別として、かうした所動的自殺には命令者が自分の都合で法律の適用をするのであるから、倫理上から観れば少しも疚しいことのないものも、此刑罰に處せられることがあることである。古田織部の如きは、政治を離れて、徳義上から観れば寧ろ健羨すべく、憧憬すべき人道的行爲であつたと云へる。増田長盛の如きもまたさうで、私達は彼れの切腹に多大の敬意を拂はずには居られない。

(一)『Japan, an Interpretation,』p. 314.

(二)『信長公記』卷十五、天正十年六月朔日の條参照。

(三)『當代記』卷四、慶長十二年三月十六日の條。

(四)同上、閏四月八日、十一日の條参照。

(五)『關原始末記』下巻参照。

(六)『武事紀談』及び本書第三章第七節(二六一頁)参照。

(七)『島原記』卷第三『寅正月元日城攻、同板倉内膳正戦死之事』参照。

(八)『駿府記』慶長二十年六月十一日の條参照。

(九)『明良洪範』卷三参照。

第五節 貿易の影響に因る民衆生活の向上

戦争の終止した桃山時代以來、民衆の生活は一般に向上し始めたが、海外貿易の發達と共に、幾多の異國情調に富んだ物資が輸入せられて、物質、精神、兩方面の文化に偉大なる影響を與へた。それらの影響は範圍が大きいばかりではなく、効果もまた可也強かつたから、それを一々並べ立て、叙述することは不可能に近い。それ故、私はこゝにさうした文化的影響を象徴し得るやうなもの二三を選んで記述して見たい。私の考へでは、食物、香料、衣服は物質文化を代表せしめるのに都合がよく、樂器は精神文化を代表せしめるのに都合がよいと思ふ。

(一)食物の進歩——日本人はよく「衣食住」といふ、これらの三つは物質的方面に於ける三つの大きな要素であつて、そのいづれも極めて重要なものであるが、中でも大事なものは食物であつた。無論食物は、原始時代以來年を逐うて進歩しつゝ、あつたが、海外

文化的影響
の象徴

食物の進歩

輸入の植物
性食料

貿易の盛況につれて、桃山時代に於いては異常なる進歩を見た。江戸時代の初期に於いて現はれた食物の變化は、主として材料の増加に基づき、材料の増加は調理の改善を促がし、その結果、從來見られなかつた種々の食料を見るに至つた。かうした食物の進歩は、海外貿易——特に支那及び印度を經由して我邦に來た歐羅巴諸國との互市の結果に外ならぬのであつた。試みに享保年間の著述を参考として、安土桃山時代から江戸時代の初期にかけて、我邦に輸入せられた食物、殊に植物性食料を列挙して見ると、おほよそ次の表の如くである。

名 稱	年 月	輸 出 地 (者)	輸 入 地 (者)
西 ^ふ 南 ^な 唐 ^た 玉 ^ぎ 番 ^{ばん} 香 ^{かう} 檀 ^{たん} 甘 ^{かん}	寛永年間 天正初年 慶長十年 寛永年間 元和年間*	琉球 支那 南船 朝鮮 南蠻	薩摩 薩摩 加藤清正 薩摩

御朱印狀

上圖は異國渡海朱印狀で、日本から東京に至る商船であることを證明したものであるが、日本の勢力の隆々たる時であつたから、これさへあれば、南西諸國のどこへ行つても大にもてたものであつた。印章には「源家康弘 忠恕」の六字が刻んである。

下圖は徳川秀忠が、イスパニヤに送つた書翰で、今日ではセビヤ市の古文書館に保存せられてゐる。宛名はトウケイ・テイ・レルヌ (Duque de Lerma) とある。書翰の意味は、「ノブ・イスパニヤ即ち墨西哥から船を日本に仕出して通交しようといふことだが、それならば日本のどこに寄港しても差支へがない。悉しいことはムニョス (Alonso Munoz) とリタロ (Luis Motelo) とが申し上げる」といふまでで、實に簡単な、實用的のものである。かうした日本字の國書が、江戸時代初期にどしどしと海外の諸國に發せられたことは、國史上の一大驚異でもあり、また一大誇りでもある。

南瓜

西瓜

甘藷

唐黍、玉蜀黍、番椒

菓子

備考	落花生	元祿年間	—	—
----	-----	------	---	---

*『コックス日記』により修正

瓜類は久しい前から邦人の食用に供せられてきたが、副食物として今日重要な地位を占めてゐる南瓜は、一名をカボチャといふのを觀ても分る通り、柬埔寨方面から渡つて來たものであることが想像せられる。西瓜も夏期に於ける重要食料品であるが、その中最も偉大なる影響を我邦の食料品に與へたものは甘藷であつた。甘藷の輸入については、種々の説があるけれど、名稱を琉球芋、薩摩芋、或は唐芋といふところを見ると、琉球から薩摩を経由して、我邦に輸入せられたものが主であることは疑ひがないが、外人の記述に従へば、その輸入は遠く元和年間のことであり、輸入地は平戸であつたといふ。しかし、恐らくこれは汎く播布せずして止み、元祿の末年に輸入されたものが全國に分布せられたのであらう。唐黍も、玉蜀黍も、農民の副食物としては重要な地位を占めてゐるが、調味の料として一般民衆に歡迎せられるに至つたのは番椒であつた。

菓子は素と自然に甘味を持つた果實類、たとへば栗、椎などの實を用ひて造つたが、

「南蠻菓子」

砂糖

外國との交通が開けて以來、南歐の菓子類が輸入せられ、その饒かすやうな甘味に酔はされた邦人は、直ぐそれを摹倣して砂糖を加へた菓子を造り始めた。金米糖(corn-fritos)、有平糖(alfeloa)、糖底羅(castella)、カロメル糖(caramels)など、外國語の名を持つた菓子は、皆歐羅巴の製法に倣うて造つたもので、それらを總稱して「南蠻菓子」と呼んだ。同時に砂糖もまた輸入使用せられ、室町時代に甘味をつける材料として使はれた千歳菓煎が廢れてしまつた。砂糖の使用は江戸時代の初期からそれを見たが、それらの日にはまだ價が貴く、殆ど藥品同様に思はれてゐた。けれど、間もなく一般に用ひられるやうになつて、贅澤な食物が現出するに至つたのは已むを得ないことであつた。

(二)香料の愛用——香料は極めて古い時代から我邦で愛用せられ、室町時代には、聞香は貴族社會の一つの快樂として計へられてゐた。茶道が段々と翫賞癖に陥つた如く、聞香もまた一種の道樂となつて、眞に香を享樂するといふよりは、香の享樂を享樂することになり、二十種の名香を左右に分けて、その優劣を争ふ「名香合」といふことが出來た。相阿彌、志野などいふ流派さへも、室町末期には出來てゐた。徳川家康は非常に香を愛して、名香を求める爲めに、特に使船を海外に派し、それから外交上の

煙草の出現

問題を惹起したことすらもあつた。

香料の一種である煙草の出現は、江戸時代の初期からであつた。煙草が始めて歐羅巴人に知られたのは、千四百九十二年(明應元年)十二月の第一週であつた。島狀視察の爲め、コロムブスによつてキューバ島に送られた二人の水夫は、土人が火の玉を口に啣んで、その唇と鼻の孔から煙を噴かしてゐるのを見た。彼等は始めそれを香を嗅いでゐるのだと解したが、よく調べて見て、それが或植物の葉を唐蜀黍の葉に捲いたものであり、剩さへそれは香を嗅ぐのではなく、焼いて出る煙を吸ひ込むのだといふことが知れた。それが即ち煙草であつた。それから煙草は歐洲に輸入せられ、歐洲から我邦に輸入せられて、恰ど世界を帶することになつたのは、其時から僅かに百餘年の後、慶長十年(西暦千六百〇五年)の頃のことであつた。

新奇と珍異とは人の心をそゝる。異國情調にあくがれた江戸初期の人々は、それが不適切であり、不恰當である場合に於いてすら、尙ほ且つそれを攝取し採用しようとした。ましてそれが實用上快適であり、愉悅の感情を牽くものに在つては、蟻が砂糖につくやうにそれに趨つたのであつた。煙草が輸入せられてから、殆んど一二年の間にそれが重要な都市に擴まつたのは、全くこれが爲めであつた。始めて煙草が市場に

煙草の流行

現はれた時、それは刻んで紙に捲き、火を吹いてそれを吸ふことにしてゐた。同時代の記録に従へば、煙草は十一年には早くも京都で用ひられ、十二年には京都、大阪、江戸の三都は勿論、その他の都市にも行はれたらしかつた。始めの間は害があるなどと云つて、それを排したのもあつたが、間もなく煙草の效能を數へ立てるものが出来た。——一には飢ゑた時に之を吸へば空腹を充たしめる。二には飽食の時に之を吸へば、腹を空かしめる。三には醒めた時に之を吸へば、酔ふことが出来、酔うた時に之を吸へば醒めることが出来る。四には鬱氣を散ずる。——かうして煙草は次第に流行し、その喫み方も段々と改善せられた。紙捲は不便だといふので、葎の莖又は細い竹を削いで、それに煙草を盛つて吸ふことが一時行はれたが、間もなく前後に金属を用ひた煙管といふものを工夫した。煙管は始め雁首が大きく、直徑一寸に及ぶほどのものが多く、また羅苧竹も長さ二三尺に及ぶもの、多かつたことは、當時の畫家によつて描かれた屏風繪や發掘物によつてそれと知られる。だから、遊行の折などは、従者に煙管をかつがせることにした。それらの日から遊女は一般に煙草を喫み、従つて普通の家庭に於いても、婦人の中にそれを嗜好するものが現はれ、時代の人をして「今の世に煙草喫まぬ女と、精進する出家とは稀である」と慨歎せしめた。

煙管

煙草の四徳

禁煙令

幕府は煙草の流行の甚だしいのを見て、慶長十四年七月に禁煙令を發したが、なか／＼効果が擧らないので、其後も屢禁令を出して、この弊風を根絶しようとした。勿論、煙管を土中に埋め、或は河中に投げ込んだりして、禁煙を實行したのもあつたが、隠れて喫むものが多く、一旦廢めた者までまたぼつ／＼と喫み始めるのが現はれた。そこで幕府は、元和元年六月二十八日に、再び煙草禁止令を發して、その違奉を民衆に強ひた。ひとり我邦ばかりではなく、世界各国ともにそれらの日には煙草が流行したので、政府はそれ／＼禁令を發したが容易に行はれなかつた。そこで、ロシヤの如きは、千六百三十四年(寛永十一年)に禁煙令を犯すものを剋刑に處する法律を制定し、トルコではアムラス四世は煙草を喫むもの、鼻の孔に煙管を衝き入れたりさせたが、それでも喫煙の風は止まらなかつた。かほど煙草は一旦それに親めば、それを捨てることの出来ない魔力を持つたものであつた。幕府の禁令は主として、火災を起す恐れがあり、また無用の失費が多いといふことに基づいてゐたが、快樂を追求するものは、始めから危険と損失とを甘受してゐた。元和元年の禁煙令が發せられてから間もない後のと、白木屋といふものが柳原の土手を通ると、柳の樹の下で一人の乞食が菰の中に忍んで煙草を喫んでゐた。彼れは心の中に「食物のない乞食でさへ廢めると

白木屋

習慣は第二の天性

の出来ない煙草だ。世間のものがどうしてそれを廢められよう！禁令の解けるのも、さほど遠くはあるまい」と考へて、江戸は勿論、京都、大坂にも手を廻して、人々の捨てた煙管、その他喫煙用の器具を買ひ集めさせ、それを倉庫に入れて解禁の日の來るのを待つてゐた。習慣は第二の天性であつた。浸潤した後天の嗜好は先天の遺傳と異



煙管細工 (人倫訓蒙圖彙)

るところがなかつた。一旦その風味を解して、とらかすやうな煙草の香味を知つたものは、法律がそれを禁止しても、經濟がそれを制肘しても、それを全く廢止してしまふとが出来なかつた。民衆の要求に反した禁止の法令は、所詮反古にならねばならなかつた。足らぬ勝ちの乞食さへも法律を犯して喫んだ煙草を、一般の民衆は禁令が出たといつて俄に廢める譯には行がなかつた。一旦は煙管も捨て、煙草盆も捨てたけれど、またそれらを探し出して祕かにこの快適

元和の禁煙令

な香味を味はうとした。かうして幾多の犯則者が現はれた。幕府も遂に禁煙の令を撤して、煙管には羽が生えて飛ぶやうな賣行きの盛んな日が來た。白木屋は倉を開いてこれを安價に賣り出し、大利を博したと云ひ傳へられてゐる。

かうした譯で、元和元年の禁煙令は餘り効果がなかつたので、幕府は翌二年十月三日第五回の禁煙令を發したが、それも十分の効果を奏することが出来なかつた。そこにはその理由がなければならなかつた。一體、人類の生活は、それが向上すればするだけそれだけ、苦痛と感ずることが多くなり、苦痛と感ずることが多くなればなるだけそれだけ、快樂を要求することが多くなるのは自然の理であつた。これまで經驗しなかつた快樂を、それ故に、人類が一たび新たに經驗すれば、それを打ち捨てるといふことは、非常な苦痛であらねばならなかつた。煙草の禁令が出る毎に、一般民衆は非常な打撃を感じた。禁令に背くのは悪い事と知りながら、どうしても煙草を思ひ切る事が出来なかつた。煙管を捨てたり、煙草道具を焼いたりしたが、間もなく竹筒だの、木の葉だの、間に合はせの煙管で、ひそかに煙草を喫むものが現はれた。犯罪はそれが常習的になるのが、人類生活に通有の傾向であつた。毒食は皿までの饗への如く、一たび隠れて喫んだ煙草の香味を、二たびも三たびも味はうとするのは人類の當

禁煙令に伴
つた一つの
喜劇

土井大炊頭

然の要求であつた。禁煙令が公布されると同時に、江戸城内でこれまで諸大名以下出仕の武士等に出した煙草を出さぬことになり、爾後輪を描く煙を城内で見ることが出来なかつた。然るに一人喫み、二人喫み、遂には公然の祕密として出仕の武士等は湯呑所で煙草を喫むことにしてゐた。或日すばくと思ひくゝの煙管で煙草を燻らしてゐた時、不意に老中の土井大炊頭が現はれたので、一同は吃驚して煙草道具を取り匿した。大炊頭は懐を閉てさせてそこに着座し、「只今いづれもの喫まれたものを、私にも振舞はれたうございませう」と云つたので、一同は顔を赦くしてもちくちくしてゐたら、大炊頭は「たつての所望、是非お振舞を願ひます」と云つた。老中の心の底は分らなかつたけれども、再度の要求ではあり、且つ既に喫煙の現行犯を見られたのであるから、隠しても詮のないこと、澁々懐中から煙草入と煙管とを取り出して渡すと、大炊頭はそれで二三服燻らして、「これは存じも寄らぬ珍らしいものを振舞はれて、誠に忝うございませう」と云つて立ち去つたが、直ぐ引返して来て、「今日の義は、手前も各々方も同罪です。但し重ねては屹度御無用に願ひたい」と言ひ訛した。それで、湯呑所の喫煙は一時全く中止したが、そゝるやうな、魂をまで焙かす芳香を持った煙草の味は、とても忘れられるものではなかつた。大炊頭が自ら進んで同罪となつた如く、一人が

香氣と風味

織染の變化

金欄
天鵝絨

禁を犯せば他もまた禁を犯して、禁煙令は事實一片の反古紙になつてしまひ、遂にはそれが撤回せられるに至つた。快樂は人生の追求中の最も大きな一つであつた。それを捨てるといふとは、殆ど全く不可能のことであつた。熱帯らしい香氣と、煽情的な風味とを持った中毒性の煙草の翫賞は、法令を以てそれを止めることが出来なかつた。禁欲主義、節儉主義から割り出された民衆の嗜好を抑壓しよとする禁煙令は、かうして次第に權威を失ひ、遂に全く廢せられるに至つたのであつた。苦痛を通して快樂へ、快樂を通して苦痛へ、同時に二筋の道を通らねばならなかつた民衆は、日にく忙がしくなつてゆく生活に休養を與へる爲めに、刺戟的な煙草の愛喫を絶対に廢止することが出来なかつた。これもまた確かに一種の文化病であつた。

(三)織染の變化——食物の材料並びに調理が、海外貿易によつて影響せられたるが如く、衣服もまた同じく影響を受けて、その織染法や裁縫様式やに偉大なる變化を見た。金欄は天正の頃、支那から來た織工が堺でその術を教へ、それが京都に傳はつて遂に西陣で織り出さるゝに至つた。天鵝絨はボルトガルから輸入せられたもので、その名稱は葡語 Veludo から出てゐる。始めの中はその織り方が分らないので、如何に摹倣に巧みな我邦の織工も、手のつけようがなかつたが、或年の着荷中に、針金が一

暹羅染
サラサ

ベンガラ縞
サントメ縞

モール織

本残つてゐたのを見て、始めてそれを横に通して織り込み、然る後刃物で上糸を切つて針金を抜くといふことが知れた^(二六)。これの京都で織り出されたのは、寛永以後のことであるといふけれど、さうした實行を見るまでには種々の試験を経たことであらう。これも矢張り江戸初期の海外貿易の感化と視なければならなかつた。染め方で海外の方法を取り入れたものには、暹羅染といふのがあつた。それには「華布」、または「唐華布」などの文字が宛てられたが、名稱は葡語の *malabar* から來てゐる。印度北部ストラト(Surat)地方の特産で、原名を *chintz* といつて斑紋雜色の義である。ポルトガルの商人が印度で仕入れて我邦へ輸入したのが元となり、江戸時代初期には、我邦でもそれが染め出されるやうになつた。この外榜葛刺縞は印度ベンゴール地方の特産で、緯は綿糸を用ひ、経は絹糸を用ひた絹綿交織のものであつた。棧留縞は、印度のサントメ(San Tome)から輸入した棉布の邦稱で、紺地に赤又は淺黄の縞あるものをさう呼んだ^(二七)。これは寛永の末年に羽織として非常に流行した。莫臥爾織といふものは、緞子に似た浮織で、印度モゴール産のものを葡人が我邦に輸入した。白地に金筋、銀筋などが入つた縞縞で、帯地などに京阪の子女が喜んで用ひた。これら諸種の染織は、いづれも海外貿易の結果現はれた新物資で、その鮮かな、明るい色彩と意匠とは、邦人の視聽

を強く刺戟して、間もなくそれが流行し、従つて邦製のものが出現するに至つたのであつた。

物質文化と
精神文化

樂器の輸入



『業圖蒙訓倫人』屋物唐

これら物質文化の輸入が、どれだけ我邦の民衆の生活を豊富にし、またどれだけその精神作用にも大きな啓發を與へたかは、これを推測するに難くはなかつた。しかし、他面に於いて、これらが奢侈を誘惑したといふこともまた認めなければなるまい。

(四)樂器の輸入——三味線の輸入は、我邦の民衆を最も強く、且つ大きく動かした事件で、江戸時代三百年間の音樂的歴史が、これによつてどれほど光彩を放ち、どれほど光譽を感じたかは管々しく述べ立てるまでもなかつた。否、もつと力強く云ふならば、我邦の民衆に眞の樂

音を與へたものは、歴史上ではたゞこの三味線があるばかりだと云つてもよいほどである。三味線の輸入、改善、その音曲歌詞との關係などは、既に第四章第二節に於いて詳述したから、こゝではたゞ此樂器の輸入が、國史上極めて重大な事件の一つであることだけを述べるのに止めて置きたい。

この外カルタの輸入なども、民衆娛樂に一つの大きな機會を與へ、また舞踊に歐羅巴風の様式が加はつて、遂に今日の世界に類のない歌舞伎劇を成立せしむるに至つたことなども、文化史上では極めて緊要な大問題であつた。かうした海外の貿易交通に因る影響は、これを一々詳述することは餘りに煩雜に過ぎる。私達はざつとかうした觀察をして、それらの日に於ける海外文化の影響の大きかつたこと、従つてそれが民衆生活の向上を刺戟すると同時に、經濟的には奢侈、道徳的には耽溺といふ一種の文化病を醸生する楔機となつたことを知るのみで満足して置かなければならぬ。

- (一) 菊岡沾涼『本朝世事談綺』卷之二『生植門』參照。
- (二) "Cooks' Diary." 參照。
- (三) 『國民の日本史』第八篇『安土桃山時代』五六八頁參照。
- (四) "Tobacco: Its History and Associations," Chapter II, pp. 13.

カルタと舞

(五) 『本朝世事談綺』卷之一『飲食門』。——「金絲烟。慶長十年に、はじめて南蠻より種をたへて、長崎櫻馬場に、これをうゆる。後、山州花山に刻賣、是を花山たばこといふ。又吉野、ついで丹波にうゆる」。

(六) 『羅山文集』。——「佗波古草名。採之乾暴。剗其葉而貼于紙捲之。吹火吸其烟」。 (七・八) 『當代記』慶長十二年二月の條。——「此比、たばこ云事あり、各行之、但後にた、るとて嫌之者もあり、是は南蠻より波と云々。去年の比より京中に有」。

(九) 伯爵松浦厚氏所藏『風俗繪古屏風』等に、喫煙の圖があつて、それらの日に於ける煙管の形狀、構造を私達に語つてくれる。

(一〇) 數年前大坂市外の今福で發掘せられた煙管は、雁首と吸口の大きさを示し、現存してゐる幾多の古圖の事實に近いものであることを證示した。

- (一一) 『世間展氣覽』參照。
- (一二) 『當代記』慶長十四年七月の條。——「たばこ法度之事、彌被禁と云々」。
- (一三) 『本朝世事談綺』卷之二參照。
- (一四) 『落穂集』卷六參照。『多葉粉初りの事』參照。
- (一五) 『俚言集覽』參照。
- (一六) 『本朝世事談綺』卷之一『衣服門』參照。
- (一七) 『和漢三才圖會』及び『俚言集覽』參照。
- (一八) 『倭訓栞』參照。

第八章 第五節 貿易の影響に因る民衆生活の向上

(一九)同上、及び『色音論』。
(二〇)『守貞漫稿』參照。

第九章 鎖國政策

第一節 基督教徒の迫害

家康の重商禁教政策は、秀忠によつてその儘に踏襲せられ、慶長から元和へかけて屢々基督教の禁止令を發し、且つその教徒を迫害したけれど、尙ほ桃山時代の世界的思潮がいくらか残つてゐて、禁令はさほど嚴重に行はれなかつた。然るに元和以後に及んで、その取締は次第に厳しくなり、教徒の殺戮せらるゝものが、年毎に多きを加へた。幕府の政治方針がやう／＼と内治を重んじ、外政を輕んずるやうになつて來た結果、基督教徒の迫害がその密度を加へたのであつた。元和二年八月の禁教令は、支那商船の外、すべての外國商船は長崎と平戸とに限つて寄港することが出来るといふ内容をもつてゐた。また基督教に關しては、宣教師や、その補助者或は從僕と交際するものは、火刑、及び財産没收の處刑を受け、それを隠匿したものは、婦人小兒及び五人組までも同罪として處罰せられるといふ峻嚴な規定もあつた。外人に對して江戸、京都、大坂、堺などに滞留してはならぬといふ命令を發したのもこの時であつた。

禁教令次第
に嚴し

元和二年の
禁教令

常陳

スピノラ

元和三年、或るオランダ船は、堺附近で航海中の一船を覗いて見たら、その中に二人の伴天連（バテレン）がゐるので、それを捕獲して幕府に訴へた。その船は常陳（ジャウチン）——日本人ではなく、ドミンゴ・ジョルジ（Domingo Jorge）といふポルトガル人で、日本婦人を妻に持つて堺に住んでゐたが、後幕府から長崎に移住を命ぜられた者——の所有であつたが、船の中から若干の手紙が出て來たので、取調べて見ると、日本人の半數以上が基督教になつたら早速知らせよ、軍艦を多數に送つてやらうといふ旨を葡文で記し、日本に匿れてゐる宣教師に密送したものであつたので、幕府は直ぐそれらの宣教師を死刑に處したが、常陳もまたその後に至つて禁を犯して殺された。船内に匿れてゐた宣教師は、その一人をカルロ・スピノラ（Carlo Spinola）といひ、他の一人をアマプロシ（Amprosi）・フェルナンデス（Ambrosio Fernandez）といつた。スピノラはイスパニヤ軍の總司令官として、三十年戦争に英名を馳せたスピノラ將軍の親戚で、獨逸皇帝ルドルフ二世の寵臣であつたタサロロ伯（Tassarolo）の子であつたが、新教徒の宗教改革運動に反抗して起つた耶蘇會の事業に同情し、天正十二年（西暦千五百八十四年）にその宣教師となつて、ブラジルや印度に渡航し、慶長七年（西暦千六百〇二年）我邦の長崎に來り、同十二年京都に大學林を建て、日本の子弟を教育したが、十七年には長崎に歸つてジユスイットの監督とな

踏繪

寛永の鎖國令は、東洋の一隅に頭を擡げて世界の文化運動に参加しようとした冒險日本人を國境の中に閉鎖し、同時に熱烈火の如き基督教の信者を迫害して、其轉宗しないものを死刑に處した。此圖はそれらの日に行はれた踏繪であつて、教徒に之を踏ませて、彼等が果して眞に改宗したか否かを檢したものであつた。此踏繪は十字架上のキリストで、顔のあたりのひどく摩滅してゐるのを見ると、これが如何に久しう用ひられ、又如何に多くの人々に踏まれたか分る。



きくの人々を驚かすに依る。

ひさしく鑑賞したるのを見らるゝ、このは岐河に入し、用ひらば、又岐河に
 ても射したるのやまへは。此處には十字架土のキリスト、顔のまじりの
 外に留置してあり、燈籠にたかき置かれ、奇蹟を果して眞の妙宗したる否
 か証書して、其神宗したるものや深淵に盡した。此處にたかき置るの日に計り
 したる冒険日本人の國難の中の間難し、同和の熱獄火の岐を基督の計書
 廣水の龍圖令は、東洋の一期の顛を對して世界の文外聖徳に參照して

聖 齋

フロレス、
ズニガの死

つた人であつた。

元和六年には英蘭聯合艦隊が一隻のポルトガル船を拿捕して、それを平戸に引致して長崎奉行に届け出でた。その船の中には二人の宣教師——一人はフロレス (Flores)、他の一人はズニガ (Zuniga) といふドミニコ會の宣教師で、久しく呂宋にゐたものであつた——が潜伏してゐたので、捕縛して糺明し、遂に元和八年に至つて死刑に處した。それらの日に於ける舊教の宣教師は、いづれも心の底から基督教を信じて、神の名の爲めに獻身的の布教に従事しようと決心したもので、今日の僧侶達とは異つて貴族の出が甚だ多かつた。このズニガの如きもその顯著な一人で、彼れは富力と權力とに於いて缺くる所のないメキシコ總督ヴィラマンリカ候の子であつたが、或時は商人に扮して日本に来て放逐せられ、或時は蠻人の群に投じて熱帯の地に布教した。彼れは堅固な信仰心と、博大な同情心とを持つて居り、自分達の乗つてゐた船の船長——それは姓を平山といひ、教名をジョアチム・デヤズといふ日本人であつた——に累を及ぼさんことを恐れて、容易に事實を語らなかつたが、元和七年に至つて遂に自白した。彼れについては、その頃、彼れがイスパニヤ國王の庶子で、日本を征服する爲めに派遣せられた第一人であるといふ評判が立ち、秀忠もいたく恐怖したが、翌年遂にスピノラ

コックスの書翰

元和八年の大殉教

らと共に殺戮せられた。
 元和八年の基督教徒迫害は日本史の上では可也に惨酷なものであつた。それらの日に、平戸の英國商館長をしてゐたりチャード・コックス (Richard Cocks) の書翰によると、同年ミヤコを訪問した彼れは、「五十五人の日本人殉教者を見た。それらの人々の中には五六歳の子供があり、母親の腕に懐かれながらイエスの名を呼んだ。長崎では十六人の殉教者が所刑せられた。その中五人は烙刑で、残る十一人は首を斬つて甕に入れて海中に投じられた。宣教師達は、それを拾ひ取つて、永く信仰の捷利の記念とした」とある。(四) この數は必ずしも精確なものではなからうが、殉教の如何に惨憺たるものであつたかは窺知せられる。同年九月十日、長崎で行はれた五十五人の烙刑と斬首とは、大殉教事件として舊教信者の間に傳へられる大迫害で、わが邦の宗教迫害中、特に著しく、特に目立つものであつた。(五) それらの殉教者の名を、一々こゝに擧げるのは可也に煩はしいことであるけれど、迫害の程度を偲ぶ上には必ずしも無用のことではあるまい。

殉教者一覽表

(元和八年九月十日)

刑柱番號	人 名	教 名	生 國	身 分	刑罰
司祭一	アントニヨ・嵯峨	Antonio.	河内	武士	火
二	ボロ・田中	Polo.	日本	家主	同
三	アントニヨ	Antonia.	朝鮮	同	同
四	ルシヤ	Lucea.	同(?)	同	同
五	カルロ・スピノラ	(Carlo Spinola.	イタリヤ	父	同
六	アンゼロ・オルスシ	Ange'o.	同	同	同
七	ヨゼフ・ヤシント	Jose Hyacinth.	イスパニヤ	同	同
八	オルフ・ヤシント	Orpha Hyacinth.	同	同	同
九	セバスチヤノ・木村	Sebastiano.	日本	教弟	同
一〇	ペトロ・アピラ	Pedro.	—	教父	同
一一	アルフォンソ	Aphonso.	イスパニヤ	同	同
一二	ヨゼフ・ウインサンシヨ	Jose Vincentio.	—	同	同
一三	リシヤール	Richard.	—	同	同
一四	モラレス	Francisco de Morales.	イスパニヤ	同	同
一五	レオ	Leo.	薩摩	教弟	同
一六	アントニヨ・木船	Antonio.	日本	同	同
一七	ゴンサロ・深井	Gonzalo.	同	同	同

江戸時代創始期

一八	トマス・赤星	Thomas.	同	教	同
一九	ペトロ・三輪	Petro.	同	同	同
二〇	ミカエル・俊助	Micuelo.	同	同	同
二一	ヤコブ・千葉	Jacob.	同	同	同
二二	ドミニコ・丹波	Dominico.	同	同	同
二三	ポーロ・永石	Polo.	同	家	同
二四	ルドビゴ・河原	Ludovigo.	同	教	弟
二五	アレキシス	Alexis.	同	同	同
信徒一	ヨハネ・京極	Juão.	同	同	同
二	トマス	Thomas.	同	同	同
三	大村のヨハネ	Joã.	同	同	同
四	イサベル・フェルナンデス	Isabella Fernandez.	同	常	陳未亡人
五	イグナシヨ(四歳)	Ignatio.	日	本	小
六	マリヤ・村山	Maria.	長	時	家未亡人
七	アポロニヤ	Apollonia.	朝	本	未亡人
八	イネス・竹屋	Inez.	鮮	同	同
九	—	—	同	同	同
〇	—	—	同	同	同

一一	ドミニコ・中野	Dominico.	日	本	教	同
一二	ペトロ・元山(五歳)	Petro.	日	本	小	同
一三	マリヤ	Maria.	肥	後	朝	同
一四	ペトロ(三歳)	Petro.	日	本	マ	同
一五	ヨハネ(十二歳)	J.ão.	同	同	リ	同
一六	パルトロメオ・河野七右衛門	Bartolomeo.	有	馬	ヤ	同
一七	ドミニコ・山田	Dominico.	肥	同	小	同
一八	ダミヤノ・多田彌七	Damião.	大	村	同	同
一九	ミカエル・多田(五歳)	Micael.	同	同	彌	同
二〇	トマス・木津吉郎	Thomas.	日	本	七	同
二一	カタリナ	Catharina.	肥	後	子	同
二二	ドミニカ・緒方	Dominica.	日	本	未	同
二三	テクラ・永石	—	同	同	亡	同
二四	ペトロ・永石(七歳)	Petro.	同	同	人	同
二五	マダレナ・嵯峨	Maddalena.	伊	勢	永	同
二六	マリヤ・田中	Maria.	同	本	石	同
二七	ルフ・橋本	—	日	同	の	同
二八	クレマント・大野	Clemente.	同	本	妻	同

第九章 第一節 基督教徒の迫害

二九	アントニョ・大野(三歳)	Antonio.	同	大野の子	同
三〇	クララ・山田	Clara.	大	村山田の妻	同
備考	〔教名は諸書から探つたから、綴字に不穩當なものもあり、また一致してゐないけれども、それは已むを得ない。この點は讀者諸君の諒察を請ふ。〕				

浦上の刑場

これら基督教徒の大部分は、大村の獄舎に繋がれてあつたが、愈々死刑と定まつたので、次々に刑場たる長崎の浦上に送られた。そこは慶長元年二十六人の教徒が殉教した場所で、小山の上には竹垣たけがきを結び、その中に二十五本の柱を立て、それを距ること三尺の場所に、深さ五尺の溝を掘り、溝の中へは水に浸した薪を積み上げた。それは火が急に燃え上らず、十分に煙を揚げて教徒を苦めるやうに企てたものであつた。やがて大村から送られた教徒は、長崎の獄舎にゐた教徒と一所に刑場に引き出された。彼等の胸には火の如き信仰が燃えて、その面は白く輝いた。スピノラは大聲を揚げて、長崎に在留するイスパニヤ人及びポルトガル人に向ひ、殉教を忌む者は早く本國に歸れ、踏み止つてゐるものは火刑を受ける覺悟でなければならぬと告げた。竹垣を取り捲いて見物してゐる群集は、其数が幾萬とも計へきれないほどであつたが、その中の一人、山の上にあるポルトガルの商人は、即時に悔い改めて耶蘇會に入り、餘生を

見物の群集
數萬

村山マリヤ

火刑二十五
名

イサベラと
イグナシヨ

天主に獻けるといふ決心をした。多數の群集は大方信徒で、憂はしげに竹垣の内部を眺めたが、危機は刻々に迫つて、一同の顔は感激と感謝とに充ちて來た。殉教者は聖歌を唱へて、信仰の爲めに死ぬる光榮を神に感謝した。その時白天絨鷲の美服を着て、満面に喜びを湛へた一人の婦人が駕籠で來た。彼女は教名をマリヤと云つて、長崎奉行村山徳庵の未亡人であつた。これまで屢改宗を強ひられたが、彼女は改宗の前に死を擇んで、どんな勸説にも、どんな誘惑にも應じないのであつた。

火刑に處せられるべき二十五名は、一直線に立て並べた柱に縛られ、斬刑に處せらるべき三十名はそれと相對して並び、互に目禮して、此世の最後の別れの悲みを來世の永劫の樂みに換へる時の近づいたことを喜んだ。竹垣の外にゐる信徒の眼には、これらの殉教者の満足せる顔が、さながら天使のやうに見られた。誰れが始めたともなく群集の間には聖歌の合唱が起つた。スピノラは常陳の未亡人であるイサベラに向ひ、「先年洗禮を施した子供のイグナシヨはどうしましたか」と尋ねたら、イサベラは腕に抱へてゐた子供を教父の前に突出し、「これがそのイグナシヨです。どうぞ此子の爲めにお祈り下さいまし」と云つた。教父は双眼に涙を泛べて、「日本では、昔は敵の子でさへ殺さなかつたものだ。こんな罪のない子供をさへ殺すといふのは、何といふ罪深

斬首三十名

壯烈なる刑死

オルスシ

モラレス

リシール

木村セバス

チヤノ

い仕業だらう！」と天を仰いで歎息した。その間に刑吏が現はれて、順々に首を刎ねかゝつた。白刃が閃めいても、イグナシヨは驚きもしなかつた。それが母親の首を見舞つた時には、手を合はせ、目を閉ちて黙禱した。自分の番を待つてゐるかのやうにそれが刑吏には見えた。刑吏は暫く躊躇したが、思ひきつて刀を揮つた、小さい首が地上に落ちた。かうして狂熱的信仰を持つた三十名の教徒は、悉く斬首せられて、その屍を教父らの前に横たへた。スピノラは耐へかねて大聲に聖歌を唱へた。教弟、信徒らはそれに和して大聲に唱歌した。

やがて火は薪に點ぜられ、猛火は炎々と燃え上つて烟が彼等を包んだ。獄卒は火の熾んな場所へは水を注いで火力を弱めたので、彼等の苦しみは一層烈しかつた。スピノラは四年間獄裡に繋がれて居り、肉體が弱り切つてゐたから、他よりも早く絶命した。アンゼロ・オルスシは、一時間半ばかり煙の中で苦しんでゐたが、「マリヤー！」といふ叫びを最後にして落命した。モラレスは繩の伸びるだけ身を火に近づけて死を早めた。リシールは隣りの柱に縛られた者を勵す爲めそこに走り寄り、相抱いて死んだ。セバスチヤノ・木村は火中に在つて十字架を切り、二時間ばかり微動だもせず、最後の息を引取る時のみ僅かに身を顛はせた。オルフ・ヤシントは三時間餘りも生き伸びた

ヤシント

永石ボーロ

家光の禁教政策

が、「マリヤー！ マリヤー！ マリヤー！」と三たび唱へて遂に絶命した。ヤコボ・千葉と、ドミニコ・丹波とは、苦しさに柱を離れて刑吏の前行き、打首にして貰ひたいと願ひ出たけれども許されなかつた。ボーロ・永石はこれらの二人を憐み、勵ますつもりで柱を離れたら、刑吏は「お前は教を棄てるつもりか、それならば命を助けてやる」と云つた。永石は「いや、私は二人を勵す爲めに柱を離れたまでです。二人が最早火中に入つたからには、もう用がございませぬ」と再び自ら猛火の中に走り込んで死んだ。何といふ慘憺たる光景であつたらう！ かうした迫害が續々と行はれ、九州の教徒らは目の前に赤い血汐の流れるのを屢見せられたけれども、それでも信仰を捨てようとはせず、反對に益々信念を堅め、却つて一刻も早く殉教者の群に入る光榮の日の來らんとを希つてゐた。

この「大殉教」の翌年、即ち元和九年に秀忠が軍職を去つて、その子の家光が征夷大將軍に任じられた。二代目は初代の計畫に與かりもし、又その經綸を知るとも出来る故に、勢ひ總てに於いて初代の風格を帯びるものであるが、三代目には初代の影響が少いから、その人が豪ければ豪いだけ、それだけその人の性質が事業の上に現はれて來るし、また反對にその人が豪くなければ、在來の形式を踏襲するのが常である。家

光はどちらかといへば前者であつた。彼れの鋭い、強い、狂けることの出来ない、歴
力に富んだ性格は、彼れの多くの仕事の上にはつきりと現はれて、新附の將士は勿論、
年來の舊臣すらも恐怖に戰慄した程であつた。彼れの抑壓は從來よりも一層力強く、



肖像 ロテロ

基督教徒の上に加へられ
た。彼れの就職の翌年た
る寛永元年には、幕府は
沿海の諸侯に令を發して
教徒の海外から渡航して
來るのを嚴禁し、また國
内に潛伏してゐる教徒を
捕縛せしめ、それを陸奥
と肥前とで刑に處した。

十五年の間、東洋に布教して具さに辛酸を嘗め、遂に松前に渡つてアイヌの間に宣傳
を試みるに至つたチダグシヨ・カルバリヨの刑死も、伊達政宗の爲めにヴィスカイノと協
力して支倉六右衛門の乗用に供した外國型船舶を造つたルイス・ソテロ (Luis Sotelo) の刑

カルバリヨ
ソテロ

長崎を佛教
化せんとす

死も、矢張りこの年であつた。

幕府の最も苦心したのは、基督教徒の巢窟たる長崎の地を、如何にして神道化し、
若しくは佛教化するかといふことであつた。元和の初年には、その教徒は秘かに佛
僧に石を投げたりしたので、秀忠は市街を全部焼き拂つて善惡共に焼亡せしめ、他の
地方から素性の分つた者らに移住させる計畫をしたが、奉行の長谷川權六は、それは
寔に快心の舉でございしますが、今姑らく私にお任し下さるなら、二三年の中にはきつ
と轉宗せしめてお目に懸けます」と云つたので、一切の經營を彼れに任すことにした。
その頃佛寺は既に十箇寺ばかり建つてゐたが、まだ神社が一字もなかつたので、彼れ
は寛永二年に、伊良林村(今の諏訪町)に諏訪神社を建て、四年に丸山に遷して市民に
禮拜せしめた。

同三年に新たに長崎奉行に任命せられた水野守信(河内守)は、基督教徒の取調べを
嚴重にし、轉宗しないものは必ず之を死刑に處する旨を告げ、さて伴天連の訴人には
銀百枚を賞與するといふ制札を建てさせた。河内守の取調べ方法は巧妙で、先づ町々
に町使二三人を出し、教徒にその崇拜する基督、若しくはマリヤの肖像畫を踏ませて、
彼等が果して眞に改宗したか否かを檢せしめた。同時代の人々は、それを「踏繪」とい

踏繪

背中を裁ち
割つて熱湯
を注ぐ

狂熱信者の
磔殺

つて酷く恐れた。踏繪は寛永三年から始められたが、多数の市民に踏ませる爲め直きに破れたので、同六年竹中重義(采女正)の奉行の時代にそれを木板に改めた。しかし木板でも度々踏み割られるといふので、後には鋼板の鑄物を用ひることになつた。重義は島原の城主松倉重政(豊後守)と協誦して、踏繪によつて轉宗しないものを發見すると、それらの人々を捕へて島原温泉に送り、背中を裁ち割つてその間に熱湯を流し込み、それでも尙ほ轉ばないものは、「八萬地獄」といふ湯の中に入れて糺明した。護法の爲めには不惜身命の基督教徒も、その苦しさには堪へかねて改宗するものが大分あつたが、尙ほ信仰を持續して責め殺されることを欣びとしたものもあつた。長崎では西坂に深い穴を掘り、その中へ逆さに吊して、轉宗するまでは二日でも三日でも責め苛んだが、それでもまだ改宗しないものが多かつたので、それらは磔殺の刑に處せられた。かうして寛永六年七月十四、五日までには、教徒は大方改宗して佛教の信者となつた。神の前に虚偽の罪を犯すことを恐れたものは、死に面して微笑を含んだけれど、さうした信仰を持たなかつたものは、一時口から出任せに「轉びました」と云つて苛責の苦を免れ、腹の底では依然としてマリヤを連呼してゐるのが多かつた。幕吏とても刑戮の惨酷なことを知つてゐるが故に、少しは怪しくても大目に見て、自然と

「東西轉び」

信徒の倭詰
め

奉書船

狂信の淡らぐのを待つてゐたのであらう。若し教徒の中に、自分が元來佛教の信者であつたことを申立てる者があると、系圖の提出その他面倒臭い手続きが要るので、大抵の者は「轉びました」といふのを得策とした。東西も知らぬ當歳の兒にまでさう云はしたので、同時代の市民はそれを「東西轉び」といつて嘲笑した。竹中が奉行であつた時代には、佛教信徒たる證據として、朝夕二回づゝ、墓詣りをさせ、それを行はぬものは穴吊しの刑に處すると宣言した。

京都の三條、大坂城内の馬場、堺の七道濱では、基督教徒を倭詰めにして五十俵づつ積み累ね、改宗しないものは柴薪で焼き殺し、改宗したものは引き摺り出して宗旨を尋ね、その宗旨寺の住持に引合せて、これからこの寺の檀那になるといふ請書を出させた。それを世人は「寺證文」と呼んだ。かうした風に幕府の詮索が嚴重であつたので、教徒の中には乞食の群に入つて年々の宗門改めを免れようと工夫した者もあつたが、それすらも發覺して長崎へ送られたものが七十人以上に及んだ。これらは皆な呂宋に放流された。この年に幕府が呂宋征討の計畫を立てたのも、恐らく基督教徒の根據地を衝くことが主眼であつたらう。

幕府の禁教熱が高まると共に、外國を恐怖する心が次第に民衆の頭に培はれ、市民

も幕吏も戦々競々として、海外との関係を絶つことに苦心した。その結果現はれたものが寛永八年の「奉書船」の規則であつた。従来外國へ渡航する船舶はすべて朱印を押した渡航免状を持つて行つたが、同年六月二十日から、朱印状に老中の奉書を差し添へて長崎奉行に下し、その二つを携帶しなければならぬこととなつた。この時から「御朱印船」は「奉書船」とも呼ばれた。

同十年には長崎奉行が變り、曾我又左衛門、今村傳四郎の二人が新たにそこに赴任した。その時幕府は、十七箇條から成る覺書を交附して施政の方針を示した。それは(一)奉書船の外は、一切船を外國に送つてはならぬこと、(二)奉書船以外の船で海外に渡航した者は死刑に處すると、(三)海外に住宅を持つてゐる日本人が歸國したら死刑に處する、但し已むを得ない事情で海外に逗留してゐた者は、五箇年以内に歸還したら證議をして許すこともあること、(四)伴天連を訴人する者は銀百枚を賞與することなどを規定したものであつた。これらの規則は、徳川政府の鎖國政策の第一歩で、外交史上特に注意すべきことであつた。かうした命令は、翌十一年五月にも、十二年五月にも、十三年五月にも發せられ、同年九月には懸賞金についての規則も發表された。十二年九月七日には、諸大名に對して禁教令を嚴守すべきこと、並びに教徒が發見せ

鎖國令の第一歩

混血民衆の海外放逐

られたら、直ぐ逮捕すべきことを命じた。

幕府の禁教令は、年ましに鎖國令に變形し來つた。規定は次第に細目に互り、施行は漸く峻嚴を加へた。寛永十三年五月十九日附の長崎奉行に與へた教書は、眞に峻嚴を極めたものであつて、その中には南蠻人の子孫は日本に居住してはならぬことやら、南蠻人が長崎で持つた子やその母、並びにその子を養子にしてゐる養父は、悉く死刑に處する筈であるが、命を助けて南蠻人に與へるから早く退去するがよい、また重ねて來たら死罪に行ふといふことやらが規定してあつた。この冷酷な、恩愛の情も知らぬ、非人道的な命令は實行せられて、多數の混血人種が海外に追放せられた。その員數は總て二百八十七人であつたといふ。これら追放人の中には、癩患者も交つてゐたのであらう。イスパニヤの古文書によると、マニラに在るサン・ラサロ病院 (San Lazaro Hospital) は、千六百三十三年(寛永十三年)に日本から輸入せられた癩患者を收容したのに始まるとある。色々の事由からさうしたともあつたらうとは、誰れにも想像の出来ることであつた。たとへ淺くとも、水は堰けば溢れるのが常であつた。かうした嚴しい命令が出れば出るだけ、それだけ基督教徒の信仰は益々堅められ、愈々強められて、紅熱は白熱となり、遂に燃焼して炎々たる焔をあけずには居らなかつた。その焔は遂に

サンラサロ病院

九州の一端に燃え上つた。煙は日光を蔽ひ、火は空を焦さうとした。——平和の夢を破つて、内亂が起らうとしつゝあつた。

(一) Léon Pégès: "Histoire de la religion chrétienne au Japon."

(二) 『長崎志』及び "Vertreibung der Portugiesen," pp. 14, 15. 参照。

(三) 『開國大勢史』二七三、二七四頁参照。

(四) Hidreth: "Japan as it was and is," p. 180.

(五) 『鮮血遺書』二七三——三一三頁、及び五三二、五三三、五三四、五三五頁参照。前後

に少しの撞着はあるが、私は假りに二七三——三一三頁に據ることにした。

(六) 『通航一覽』卷百九十三卷。

(七) 『長崎志』及び『通航一覽』参照。

(八) 『通航一覽』参照。

(九) 『長崎古今要覽』参照。

(一〇) 『寛永録』参照。この奉書を始めて受けたのは、長崎の代官末次平藏で、その商船は東京へ渡つたと云ひ傳へられる。

(一一) 『諸法度』所收。

寛永十二乙亥年九月七日

一、伴天連并切支丹宗旨、從此以前、御制禁候得共、今に斷絶無之様被_レ聞召_二候。依_レ之堅御法度被_レ仰出_二候間、領分能々穿鑿候て、自然右之宗門於_レ有_レ之は漏置、急度可_レ申上_二候。以上。

一、如_レ此諸國の大名、小名へ奉書被_レ遣候。御近所之衆も、不_レ殘右之通御年寄より被_レ仰渡_二候。其心得にて御知行所并被_レ召遣_二候者共、能々御穿鑿尤候。

(一二) 『憲教類典』及び『長崎拾芥集』参照。

一、吉利支丹之宗旨有_レ之所へは、從_二兩人_一申遣、可_レ遂_二穿鑿_二事。

一、吉利支丹之宗門訴人褒美之事。

伴天連之訴人には、其品に寄或は銀三百枚、或は可_レ爲_二二百枚_一、其外は此以前之如く、相計可_レ被_二申付_二事。

一、伴天連之宗旨弘候南蠻人、其外惡名之者有_レ之時は、如_二前々_一大村之籠に可_レ入置_二事。

一、伴天連之儀、船中_二改迄入念可_レ申付_二事。

一、南蠻人子孫、日本に残し不_レ置様に堅可_レ申付_二候。若令_二違背_一殘置族有_レ之は、其身は死罪、

一類は科之輕重により可_レ申付_二事。

一、南蠻人長崎にて持候子并母、右之子共之内養子に仕族之父子等、悉雖_レ可_レ爲_二死罪_一、身命を助け南蠻人に被_レ遣候間、自然彼者共之内、重て日本へ來共、又は書通の道於_レ有_レ之は、日本人は勿論死罪、親類以下は科の隨_二輕重_一可_レ申付_二事。

以上

寛永十三年五月十九日

加賀守 豐後守 伊豆守 讚岐守 大炊頭

榑原飛驒守殿

馬場三郎左衛門殿

(一三) 西川正休『長崎細聞録』参照。

(一四) "Ensayo de una síntesis de los trabajos realizados por las corporaciones religiosas
Españolas de Filipinas."

第二節 島原の宗教一揆

寛永十四年八月の中頃から、天草群島中の大矢野島の農民の間に、一種の宗教的説話が語り傳へられた。それは其時から恰ど二十五年前に、日本を去つた外國の一言教師が、「今から五々の曆數を経ると、日本には基督教の黄金時代が来る、その時には一人の天童が現はれて、習はないで字を書き、書を読むであらう。また東西の空が焼け、野山には白旗が立ち、人々の頭上には十字が飾られるであらう」と書き遺していつた。然るに此豫言は悉く的中して、五々二十五年の後なる今年は、朝には東の雲が焼け、夕べには西の雲が焼けるのみならず、處々には櫻の花が咲いて居り、剩へ不思議の天童さへも生れた。基督教は豫言通りに榮えなくてはならぬといふのであつた。どこからかうした説話が湧いたかは知らぬが、それを専ら言ひ觸らしたのは、肥前島原庄に隠れ

天草に宗教的説話流行す

「天童」益田四郎時貞

てゐた大矢野松右衛門、千束善左衛門、大江源左衛門、軒山善右衛門、森宗意の五人であつた。彼等はみな天草の大矢野、又は千束の生れで、曩に島原半島に渡つて深江村に住し、祕かに基督教の宣傳に努めてゐたのであつた。

彼等が天童として崇めたのは、その時十六歳の少年益田四郎時貞であつた。彼れの父は大矢野村に住んでゐた益田甚兵衛といふ農民で、以前は小西行長に仕へてゐたが、行長滅亡の後浪人となつて天草附近に漂泊し、遂に大矢野村に住居を構へることになつた。時貞については種々の傳説が語り傳へられ、幼少の時熊本城主細川忠利の家臣須佐美半之丞の小姓を勤めてゐたといふが、一説には奉公などしたことはないといふ。いづれにしても、彼れが年齢に比して才學があり、人を牽き着ける一種の魅力を持つてゐたことは争はれない事實であつた。彼れは常に「やがて日本は切支丹の世になる、私がその證據を見せよう」と、天から鳩を招き寄せて、掌で卵を産ませ、それを割つて中から基督教の經典を取り出したり、雀のとまつてゐる儘竹の枝を折つたり、徒歩で海を渡つて天草と有馬との間にある湯島へ行つたりするといふ噂が立つた。天草、島原には、基督教の信者が充ち満ちてゐた。彼等は腹の底では信仰を捨てた譯ではないが、幕府の禁令勵行の爲め、表面では改宗したやうな顔をしてゐただけなので、かうした

談合島

噂が弘まると、矢も楯もたまらず基督教に復帰して、火の如き狂信がその胸に燃えた。時貞は湯島を秘密の會合所となし、そこを談合島と名づけて信者達に接した。この島に通ふ人々の数は日に／＼多くなりまさつた。

繪像禮拜

島原領の中に南有馬といふ小村があつた。その庄屋次右衛門の弟角藏といふ者と、北有馬村の三吉といふ者とは、禁令を犯して基督教を信じてゐたが、これらの噂の立つ前後から、多年隠してあつた繪像を取出して近在の人々に拜ませた。民衆は蟻が砂糖に集るやうに、この繪像に集つて心ゆくばかりに禮拜した。十數年間、法律の力で無理に抑へつけてゐた信仰は、かうしたことから再び燃え上つて、島原、天草あたりには、桃山時代のやうに熾烈な宗教運動が起つた。

代官の撲殺

島原の代官本間九郎左衛門、林兵左衛門はこの事を聞きつけ、有馬村へ出張して事實を調査し、足輕二十人を呼寄せて、角藏、三吉、及びその妻子ら十六人を捕縛し、十月廿五日島原に送り、翌々二十七日の朝悉くこれを死刑に處した。有馬の農民は二人の捕縛せられたことを聞いて非常に憤り、その日代官兵左衛門を殺し、九郎左衛門をも殺さうとしたが、密告するものがあつて隠謀が知れたので、彼等は海岸傳ひに北岡まで逃げ、そこから小舟に乗つて島原へ渡らうとした。立石沖まで來ると、島原の家老

岡本新兵衛の率ゐる兵船に出逢つたので、有馬の状況を悉く告げると、新兵衛は命じて船を漕ぎ戻させた。

有馬村民戦闘状態に入る

有馬の北岡には、約八百挺の鐵砲を据ゑて、島原から領主の軍隊の攻めて來るのを待つてゐた。檢分に來た甲斐半之助と、その案内者であつた有家村の庄屋源之丞、乙名善左衛門らは、或は殺され、或は傷を負はされた。また林兵左衛門を殺した民衆は北有馬村の横目藤定加兵衛を殺し、島原から瓦を積み來た船の船頭水手五人をも殺戮した。熱狂的に信仰の復活した民衆は、いつの間にか一揆に變つた。彼等は今やどんな暴力を用ひても、官憲に反抗して自分達の信仰の自由を獲得し、神の王國を地上に來さなければならぬといふ破目に陥つた。一揆の火の手は各地に擴がつて、半島の西海岸なる加津佐村にも燃え移り、その代官安井三郎右衛門、山田小右衛門は殺され、小濱村では代官高橋武右衛門が殺された。

島原城代の運鈍

島原城主松倉勝家は、その時江戸に在勤してゐたので、家老の岡本新兵衛が多賀主水と協議して軍務を處理したが、行動が甚だ遅鈍であつたのみならず、臆病とさへ思はれる舉動もあつた。十月二十五日の夜、彼等は兵士を船十九隻に分乗せしめ、有家村の立石沖に至つて有馬の状況を視察し、さて漕ぎ歸つて來ると、船場には篝火が焚

岡本新兵衛

かれて居るので、新兵衛は「最早や町中も敵になつたと見える」と、船を控へて暫らく沖に漂つてゐた。それと見て取つて陸からは町奉行が舟を出し、「町には變りがないから、安心して着岸せられたい」と云ひ送つた。新兵衛は餘程幅卒な、早合點の、剩へ臆病な性質の人であつたと見えて、城下の市民をすらかういふ風に疑つたので、市民らは人質を城中に容れて武具を借り、漸く城の内外を防禦することが出来た。翌二十日、家老の田中宗太夫、多賀主水は一隊の兵士を率ゐて安徳村に至り、村民の向背を訊ねたところ、庄屋は不在なので、其弟と乙名とを人質に取つて攻撃は中止した。やがて岡本新兵衛と田中宗太夫とは交代し、主水、新兵衛の兩人は深江野原に向つて進軍し、村の境界線から使者を派して向背を尋ねさせたところ、「只今一合戦致しますから、急いでお出で下さい」といふ返事であつた。領主軍は深江村の廣畑つゝさたに據つてゐる一揆軍を攻撃して敗走せしめ、八十五人を僱したが、領主軍にも相當の死傷があつたので、その儘島原へ引還した。

一揆軍の島原攻撃

布津ふつ、堂崎だうさき、有家ありやの村民は、深江で戦の開かれたことを聞いて駆けつけたが、既に戦が終つてゐたので、そのまゝ、進軍して島原城に向つた。安徳の村民は負擔して島原城に逃れた。一揆軍は江東寺、櫻井寺に火を放つて城兵を威嚇した。城内では新兵衛

府内の御目付衆

が兵士を指揮して諸門を堅め、籠城の準備をした。一揆軍は遮二無二城門に迫つたが、死傷者を残して退却し、領主軍の繋いで置いた船に乗つて有家村方面に去つた。防禦軍中にも若干の死傷者があつた。

翌廿七日、家老は豊後の府内に居る御目付衆へ特使を派して戦狀を報告し、村々から城下に来てゐた鍛冶三十人餘を殺したが、籠城してゐた三會村の農民は、武器を奪つて櫻門より脱出したので、同村民衆二百餘人を捕へて悉く屠つた。この朝熊本の細川氏から使者が来て、前夜肥後からは大火事のやうに見えたが、鐵砲の音も聞えただけで不思議に思ひ、軍隊を川尻まで出動せしめたといふことを告げた。

豊後の御目付衆は、一揆軍蜂起の報告を聞いたけれども、自分の権限外だといふので何等の指揮をもしなかつた。そこで、松倉氏の家老は使者を熊本と佐賀とに派して援軍を請うたけれども、御目付衆の指揮がなければ加勢は出来ぬといふ返事であつた。肥前龍造寺城主鍋島勝茂(信濃守)は江戸在勤中なので、家老の諫早豊前は四千餘人を引率して刈田に向つたが、之も御目付衆の許可がなければ援軍は出来ないと云つて来た。十月廿五日までの狀況は、十一月五日になつて大坂城へ報告が着いたので、城代阿部正次(備中守)は城番、町奉行らを招集して會議を開き、その結果、江戸の指揮を待つ

佐賀と熊本
に援軍を請
ふ

てゐるは敵勢を増す虞れがあるから、違法ではあるが臨機の手段として、御目付衆から近國の諸大名に援軍を派するやうに命令せられたいと云ひ送り、他方江戸に急使を發遣したが、御目付衆は躊躇して果斷の行爲に出でなかつたので、三十餘日の間に一揆軍は思ふさまその勢力を張ることが出来た。江戸の命令は、十二月十三日に大坂に到着し、正次に應急の措置を任すことになつた。

一揆軍は益々數を増し、基督教を信じない村々を焼打にしたので、本意なく一揆軍に加はる者もあつた。十一月十日、城兵は三江村の米藏に至つて兵糧を取り出し、翌々十二日もまた殘米を取出しに行つたが、その人夫が一揆軍に屬する村民の空家に入つて奪掠をしたので、一揆軍は敵中から鐵砲を打ちかけて、島原方の四人を倒した。城中では早速援兵を送つたが、援軍は途中で三江村から退却して來たものに逢ひ、共に引き上げて城中に歸つた。千々石村の農民も叛徒に與したので、山田村を始め四箇村の代官牧田長兵衛は、これを討伐した。しかし叛徒の勢は日々に加はり、島原、有馬の一揆軍は、總數實に八千餘人に上るといふ狀報があつた。けれども島原の城代は城を守るのみで、少しも出戦しなかつたので、十二月の初旬までに叛徒は思ふさまの奪掠をすることが出来た。

一揆軍益々優勢

天草信徒の
應援

島原天草の
兩一揆軍の
聯合

益田四郎時貞を中心として、基督教の宣傳運動に熱中してゐた天草の信徒らは、島原に一揆軍の蜂起したことを聞き、直ちに兵を擧げて之に應じた。一揆熱は間もなく全島に擴まり、十月廿五日から廿七日までの間に、大矢野、上津浦、下津浦、次次、赤崎、島子、大浦、合津、今泉、河内の諸村はみな一揆軍の旗下に集つた。天草の領主は唐津城主寺澤高忠(兵庫頭)で、富岡といふ處に小城があり、三宅藤兵衛が城代としてそこにゐたが、恰ど領主は江戸在勤中であつたので、藤兵衛は島子に出張して宣教師を捕へ、更に河内浦に於いて宣教師を捕縛し、男女三人を火刑に處したので、騒動は一時鎮靜した。藤兵衛は直ぐ使を唐津に出して援兵を求めたが、留守のものは千五百人の兵を發して天草に急行せしめ、十二月十日に漸く富岡城に着いた。

島原、有馬の一揆軍は、時貞を宗門の棟梁となし、且つ叛軍の頭領にしようとして、使を遣はしてその承諾を求めたので、時貞は誓詞を取つて承諾の意を洩らした。こゝに於いて島原、天草の一揆軍は聯合することとなり、その勢力は倍加して一萬二千餘人を算するに至つた。島原の一揆軍は、唐津の援兵が天草に來航したことを聞き、十一月十三日約六千人を以て天草に渡つた。時貞は非常に驚いて兩軍を合し、天草方は山手から、島原方は濱手から、三宅藤兵衛の占據してゐる本渡を攻めようと、十四日

先づ島子を包圍した。防禦軍は手薄であり、攻撃軍は一萬二千餘人もあるから、戦は勿論攻撃軍の勝ちとなつた。一揆軍はそれに勢を得て、十五、十六、兩日の間に本渡、富岡間の村落を循へ、十八日には本志岐村を焼夷してそこに占據した。十九日には富岡城の攻圍に移つたが、廿三日に至つて大敗を蒙つたので、島原軍は島原へ、天草軍は大矢野方面に退却し、叛徒の中天草領のものは少からず降服した。

江戸では十一月九日に島原に一揆の蜂起したことを知り、旗本大名の中から板倉重昌(内膳正)を選んで戦地に發遣することにした。これより先き、重昌は腫物を病んで引籠つてゐたので、松平信綱(伊豆守)は「腫物を患^{なづ}てゐてはお役目が勤まるまい」といつたら、酒井(讃岐守)は「一旦内膳正を人選あつた後、他人に仰付けられては、彼れも一生残念に思ふでございませう」といつて重昌を遣はすとを主張した。そこで阿部忠秋(豊後守)が重昌を訪うて、病氣の回復したことを見とゞけ、遂に大命は病み上りの彼れの頭上に下つた。御目付として石谷貞清(十藏)は彼れと共に西下し、江戸在勤中の鍋島、細川、有馬、立花の諸侯は、戦地の領主松倉長門守の弟右近を案内として兵士を戦地に出動せしむべき旨の命令を受け、一同は暇を賜はつて各々その國に就いた。重昌は九日夜、子の重矩(主水)を伴ひ、石谷貞清と共に江戸を立つて、十七日に伏見に着

板倉重昌の
江戸出發

石谷貞清

板倉重矩

松倉長門守
兄弟歸城

叛徒原城に
入る

いた。従兵は極めて寡少であつた。京都からは兄の板倉重宗(周防守)が出て来て重昌に面會し、餘りに手薄だといふので、家士若干に足輕百人を選抜して援助せしめることにした。兄弟は船を同じうして淀まで行き、そこで別れて西征の旅に上つた。十八日には大坂に着いて阿部正次と訣別の宴を張り、翌十九日には池田光政の軍船「八幡丸」に搭じて川口を出たが、風雨の爲め出發を延期し、二十二日出帆して晦日に豊前の小倉に着いた。冬期の航海であるから航程の撈取らぬのに無理はなかつた。松倉長門守兄弟は、九日江戸を發して廿九日に島原城に着いたが、着いて見ると身方の死傷者は極めて多く、敵勢はなかく優勢であるとのことであり、且つ眼前の千本木村には一揆軍が陣を張つてゐるので、直ちに一戦して踏み潰さうではないかといふと、家老達はこれまでの戦鬪の経過を語り、「それはまだ一揆の手並を御存知ないからです。まあ一日も篤と様子を御覽になり、御上使が見えたらその事を詳しくお話して、緩くお取懸りなされた方が宜しうございませう」といふので、長門守も力及ばずその儘にした。

然るに、十二月一日になつて、一揆軍は千本木を退いて、^{はれしち}原城に楯籠ることになつた。——城主がゐなくてさへ島原城を奪ふことが出来ないのに、況して歸城とあつて

口津の米倉を掠奪す

時貞の指物

はととも陥落せしめることが出来まいといふので、籠城することに議を決したのであつた。原城は昔有馬氏の據つてゐた廢城で、三方は海を控へ、一方のみが陸地に續いて、攻めるに難く守るに易き要害であつた。昔は日江城ひのえと稱し、有馬貴純が築造したものであつたが、天正以還有馬氏の勢力が衰へ、晴信の時代に封を削られて、その子の直純は日向延岡に封せられることになり、それから後は空城となつてゐたものであつた。同月三日、時貞は原城に入り、土石を運搬して塀柵を造り、或は矢倉を揚げ、或は陣屋を掛け、或は門を立て、或は壕を穿ち、また追手から搦手まで十一町餘りもある處に石垣を疊ましめた。防禦工事は八日間にして完成し、どんな大軍もこの堅城を陥れることは出来ないやうに思はれた。そこで時貞は、松倉氏が口津くつに置いてゐる納米五千石、鐵砲五百三十挺、彈藥二十五匣を奪つて、それらを悉く城中（七）に運んだ。弓矢刀槍さへも準備せられた。籠城のものは次第にその員數を増した。時貞は中央に聖盃の上に十字架を現はした圓形、左右に二人の天使が禮拜してゐる有様を描き、上端に“*Lovad Seiasctissim Sacramento*”と記した方形の指物を造つて、それを本丸の上に翻した。叛徒はそれ／＼任務を持ち、指定の場所に就いて防禦に任じた。彼等の顔には歡喜と幸福とが輝き、彼等の眼には成功と満足とが閃めいた。彼等は死の

叛徒の戦闘員一萬五千人
籠城人員三萬七千百人



(藏所氏之紋山岡)物指貞時因益

前に信仰の自由を選び、狂熱的に勇敢なる防禦戦を闘ふことを無上の光榮と感じたのであつた。彼等の恐るゝものは、近國領主の出動せしめる大軍ではなかつた。背信の行爲、神の愛に辜負するの行爲、それらを最も憎むべき罪惡として考へてゐたのであつた。死は彼等に取つては、寧ろ天帝への接近であつた——昇天の途であつた。かうした敢死の叛徒は、本丸に二千餘人、二の丸に五千七百人、三の丸に四千餘人、大江口に一千四百人、池尻口に六百餘人、田尻口に五百餘人配置せられ、外に遊軍二千餘人が危急に應じて各地點を援助する命令を受けた。さうした戦闘員は合計一萬五千人ばかりであつたが、籠城の男女を加ふれば總員は三萬七千百餘人を算したといはれる。

板倉父子の到着

十二月一日、板倉父子は小倉を發して、二日肥後高瀬に着き、三日肥前神代に進んだ。四日以後、鍋島軍は續々と島原城に着した。五日重昌は石谷貞清と島原城に入り、六日から諸軍は原城に向ふことになった。此日、細川軍と寺澤軍とは天草に向つたが、島民は悉く原城に入つたと見えて、狗兒一つ見出すことが出来なかつた。そこで兩軍も原城の攻圍に加はることになった。十日には第一回の總攻撃があつたが、敵の防禦が堅くて抜くとは出来なかつた。十一、十二、十四の三日にも戦鬪は交へられたが、何等の展開を見ることも出来なかつた。二十日には各軍の攻撃があり、立花軍(柳川)五千は東方追手口を、鍋島軍(佐賀)一萬三千は西方松山丸を攻めたけれども、多くの死傷を出した。けで更に効果が揚らなかつた。廿一日は一方陣所を堅めると同時に、他方城中に銃丸を送つたのみであつた。重昌は攻防兩軍の有様を見て、敵の侮るべからざることを看破し、「一氣に攻めるのは味方の損である。追つて指圖のあるまでは、決して輕々しく動いてくれないで困る」といふ下知を發した。攻圍軍の中には、多寡が一揆のことであるから、一舉にして陥落せしめるとが出来ると思つてゐたものもあつたが、城中には多数の大坂方の浪人が楯籠つてゐて、實戦の經驗を戦鬪に應用し、種々の指圖をしたばかりでなく、農民も數回の小戦鬪に慣れて經驗を重ねてゐるから、

重昌持久策を執る

島原城下の落首

松平信綱討手となる

戦鬪能力に於いては、攻圍軍よりも防禦軍の方が却つて優勢の地位を占めてゐたのであつた。戦況の捗々しく開展しなかつたのは、全くこれが爲めであつた。その頃島原の城下には落首の札が立てられた。その中には「落城をいつまでとてか松倉や心長門に難儀島原」などいふのがあり、また重昌を罵倒して「上使とてなにしまはらに板倉や武道の心更に内膳」といつたのもあつた。これらを見ては重昌も焦らずには居られなかつた。

然るに、松平信綱と戸田氏鐵(左門)とが、十一月廿七日に更に討手の上使として江戸を發したといふ噂が立ち、伊井直孝と板倉重宗との使者もまた、上使の發遣が事實であることを報じて來た。重昌はもはや靜としてゐることが出来なかつた。自分の攻撃が手緩いか、戦略が拙いか、いづれかに將軍が考へられたから、かうして更に上使を發遣されたのだ。城を落さない限り、自分は生きて松平伊豆らに逢ふことは出来ないと、志を決して十二月晦日の晩に諸將を呼び集め、上使下向の由を告げて、「もうかうなつては致し方はござらぬ。これまでは寄手の損害を少くして敵城を陥落させよう」と考へてゐるが、私も愈々志を決した。明日は恰ど正月元日で、敵も油断をして居らうから、未明から攻撃を開始しようと思ひます。各々方も一つ精を出して、明朝は無

元旦進撃の作戦計畫

二無三のお働きを頼み入れます」といふと、諸將は皆な黙して之を諾つた。重昌は有馬兵部太夫に先陣を、松倉、鍋島、立花らには共同攻撃を命じた。それはこの前の攻撃に有馬軍が先手をしなかつたから、今回はそれに手柄を立てさせようとしたのであつた。重昌の子の主水は、石谷貞清の手を通して、先手を望む旨を訴へたけれども、重昌はそれを許さず、松倉軍に加はつて進撃するやうに命じた。それは松倉は一揆の蜂起した地點の領主であり、戦死か、攻取か、二者の中一を選ばねばならぬ地位に立つてゐるから、それに主水を属せしめれば自然功名を立てることが出来ると思つたのだと一般は推量した。

城中では元旦の總攻撃開始を諜知し、兵士を各地點に配備して猛襲に應じた。鍋島軍は期に先立つて攻撃を開始したが、敵の爲めに損害を被つて退き、有馬軍もそれに續いて撃退せられた。卯刻(午前六時)に攻圍軍は總攻撃を開始し、太鼓を拊ち、関を作つて城壁の下に押し寄せたが、敵は一齊射撃をして容易に壁を越させない。二の丸の屏表では白兵戦さへも闘はれた。この時城兵二千餘人は、益田時貞の命令下に追手口から切つて出で、多數の寄手はこれが爲めに戦死した。重昌は紺糸絨の鎧に、唐子頭の冑を被り、大半月の腰指黒き馬に巴の紋を打つた鞍を置き、決心の色を面に現は

○ 總攻撃開始

重昌の扮装

進軍命令行はれず

重昌憤つて
進出す

して静々と乗り出したが、諸軍の敗色が見えたので眞先に駆け出で、松倉軍に至つて「有馬軍が先陣をし損つた以上は、貴軍が眞先に駆け入らなければならぬ」といふ。長門守は「今朝から堀下に傳いてゐるけれど、鐵砲が烈しくて乗り込むことが出来ません。私達も只今見合はせてゐますから、貴方もお見合せになつては如何でございませう？」との答に、重昌は立腹して再び突貫を命じたけれども、長門守は進まうとはしなかつた。で、重昌は有馬軍に使を送つて進撃を促したけれども、これも死傷が多いので軍の編制を改めてゐるところだといつて進出しなかつた。彼れは諸軍の間を馳せ廻つて進出を命じたが、いづれも躊躇して進撃しかねてゐるので、「この上は致し方がない」と馬を下つて當麻の鎗を掲げ、つる／＼と城に向つて突進した。石谷貞清は馳せ來つて、「貴方の御先陣なされることは、止使として甚だ不都合な思ひ止つて頂きたい」といつたが、彼れはきつとなつて、「寄手が疲れて進むことが出来ぬから、先陣をして氣を付けてやるつもりだ」と采配を揮つて諸軍を勵し、「懸かれ／＼」と呼はつたけれども、一人として進み出る兵卒はなかつた。重昌は已むなく手勢を率ゐてひし／＼と堀を渡り、數十丈の石垣を攀上つて堀下に取り付き、將に堀を乗り越さうとした。城兵は全力を其一點に集中して防戦した。堀内庄左衛門、佐藤四郎左衛門、渡部佐左衛門

一番首

の三人は重昌に續いて進み、矢面に立つて勇ましい戦死を死んだ。重昌は死骸を乗越え踏越えて塀下に進み、それを越えようと采配を腰にさすのを見て、城兵は「あやつは大將だ、討取れ！」と刃を集め、石を投げ、彈丸を雨注した。家臣の小林九兵衛は鎧を以て突合ひ、城兵を討捕つて「一番首！」と高聲に名乗つたが、その時城中から飛ばした石弓が、重昌の唐子頭の冑に中つてそれを微塵に碎いた。彼れはそれにもひるまらず尙駈上らうとしたら、城兵は熊手で半月の腰指を引破り、手にした當麻の鎧を突き折つた。俄然、彈丸は呻りを發して飛んで彼れの胸を貫いた。彼れは立所に絶命した。家臣らも多くは負傷してゐたが、主人を肩に懸けて石垣を下り、やがて竹束に載せて本陣へ引還した。何といふ壯烈の死であつたらう！ 恥を知る總司令官は、この際、この時、かうして死ぬる外に道がなかつた。昇平二十年、戦亂から解放せられて士氣の衰へ始めた時に、死を怖れる卑怯な軍隊を指揮して自己の命令が用ひられない時、將軍から自己の力量を疑はれた總司令官は、自分で自分を殺すより外に道がなかつた。彼れの年は五十一歳であつた。陣屋を改めて見たら、貞清に宛てた一首の歌が遺されてゐた。「去年之今日は江城にて烏帽子の緒をしめ、今年今日は島原にて甲の緒をしめ、早打立候。無定世之習、今更に候。」と端書して「改の年の始めに散る花の名のみ

重昌の遺書

重昌の戦死

重矩の心中

松平信綱の到着

残して先断と知る」とあり、終りに「正月元日。板倉内膳正」と記してあつた。眞に男らしい美しい決死の覺悟であつた。彼れの骸が城下の江東寺で火葬に附せられ、ついで京都に送られて兄の周防守の許に達した時、同胞の眼はどんなに曇らされたであらう。彼れの遺骨は後三河の長圓寺に改葬せられ、法名を樟月院殿前尙食奉御峯源光大居士といつた。討死の報告が江戸に達した時、其一子重直(甚太郎)は、直ちに島原に下つて弔ひ合戦がしたいと願ひ出たが、それは許されなかつた。何といふ美しい、雄々しい武士の子であつたらう！ かうした假作物語にしか見られないやうな實話が、この内亂の歴史の中に織り込められてゐることは、次第に墮落し、また軟化してゆかうとする江戸初期の武士階級の生活に一道の光りを投射するものであつた。戦場で父親に死に後れて戦況を伯父に書き送つた重矩(主水)の心中は、更に一層重直よりも悲痛であつたらう。その書翰は沈着の中に無限の哀愁が含まれてゐて、私達の涙なしに卒讀することの出来ぬものである。

重昌の死後三日、即ち寛永十五年正月四日に、松平信綱は有馬に着し、即日諸將を會して包圍持久の策を講ずべきとを命じた。十九日以来、引續き援軍が來り、黒田軍、細川軍、有馬軍(日向縣城)、鍋島軍、小笠原軍、島津軍、水野軍など、九州及び山陽

オランダ船
の援護砲撃

から多数の軍隊が集中し、江戸から井上筑後守も來着した。幕府は餘りに落城の遅いのに氣を揉んで、長崎に停泊してゐたオランダ船を徵發し、船長に原城に回航して城中を砲撃することを命じた。此命令を聽かなければ、貿易の特權を奪はれる恐れがあるので、オランダ人は已むなく命を奉じて海上から攻圍軍を援助することにした。その時、蘭船の城中に送つた彈丸は四百二十六發であつた。けれども大した効果はなく、城は容易に落ちなかつた。攻圍軍は坑道を穿つて敵城に近づかうとしたが、敵に看破せられて妨害を被つたこともあつた。城中から夜討に出て、攻圍軍に大損害を與へたこともあつた。けれど次第に食糧が盡き、二月には城兵が磯邊に出て海藻を採つてゐるのを見た。細川軍で敵の捕虜を訊問したら、糧食は勿論彈丸も盡きたから、もう落城には程もあるまいと答へた。

二月二十四日、信綱は諸將を陣屋に會して攻城の方略を議し、二十七日に至つて惣攻撃を開始した。同日諸軍は一齊に進んで外曲輪を略取し、翌二十八日本丸の攻撃に取懸つた。攻撃軍に参加した人員は、總て十二萬五千餘人であつた。けれども、城中の守兵は信仰に燃えてゐる熱狂の信徒で、死生を超越して力戦したから、容易に陥れることが出来なかつた。大江口に向つた黒田軍は、眞先に進んで本丸に攻め入り、火

二月二十七
日の總攻撃二日間の死
傷八千八十
六人

箭數百本を城中に射込んだ。板倉主水は緋緘の甲を着け、鎧を提げて石垣を傳ひ上つた。家人は側を離れず擁護して先登の名譽を荷つた。敵はいくら勇敢でも、久しく孤立無援の廢城に占據し、糧食彈藥は缺乏し、疲勞は日にく加はつて、遂にその日の正午には陥落した。籠城の男女三萬七千餘人は大方戦死し、時貞もまた十七歳を一期として、多くの謎を遺して討死した。廿七、廿八の兩日だけでも、攻圍軍は戦死一千三百三十六人、負傷六千九百五十餘人、合はせて八千八百八十六人の損害を被つたといはれる。實に慘憺たる惡戦苦闘であつた。これを後世惡戦といはれる乃木軍の旅順攻圍戦に比べても、その損害は決して少い方ではない。さうした惡戦が血管に同じ血液の通つてゐる同胞の間に闘はれて、多数の生靈を失つたことは、今から思へば寔に愚かなことなのやうにも思はれるけれど、それは人類の自由の爲め、思想の保障の爲めに、どこかで、いつかは、誰れか、經歷しなければならぬ歴史上の一過程に過ぎないのであつた。叛徒にも同情すべき點があり、幕府にも是認すべき點があつた。即ち雙方とも矢張り「人道」の上を歩んだものと觀るべきではなからうか。

最もよく日本を理解し、最も深く日本に同情し、遂には歸化して日本帝國臣民の中にその籍を置いた故小泉八雲氏——ラフカヂオ・ハーン (Lafcadio Hearn)——は、其

ハーン氏の
批評

著『日本』に於いて、この内亂を批評していつた。^(一五)「日本の歴史家は、この戦争が基督教徒によつて企てられたこと、それらの教徒は長崎を陥れ、九州を循へ、外國軍隊の援助を得て、政府を轉覆しようとして計つてゐたことを記述してゐる。然るにジニズイットの記述に依れば、そこにどんな計畫もなかつたことを私達に信じさせる。けれども基督教徒の間に革命を要める機運が動き、それがこの恐るべき結果となつて現はれたといふ一事は明白なことである。九州海岸の一堅城は、數萬の基督教徒に守られて、怖るべき一大危険を醸成した。——そこに若干の成功すべき機会があれば、イスパニヤ軍の侵入が企てられないものでもないといふ虞れがあつた。幕府は此危険を認められた結果、十分優勢な兵力を島原に送つたらしく思はれる。若し外國の援助が叛徒に與へられたなら、内亂は更に長引くの結果を見たかも知れなかつた。かの大規模の殺戮の如きも、日本法律の勵行といふことの外には何の意味もない。領主に對する農民一揆の刑罰は、それがどんな状態の下にあらうとも、いつも死刑である。かうした死刑が認められる以上は、信長が比叡山に於ける天台宗徒を鑿殺したことも少しも異むには足らない筈である。私達は島原で殞落した勇敢な人々の運命を憐み、彼等がその領主の恐るべき慘酷に反抗して立つたときには同情すべき多くの理由を持つてゐる。しかし、

イスパニヤ
軍侵入の企
畫

法律の勵行

政治上正當
の理由島原亂の影
響

日本の政治的立場から、公平にこの事件を考へることは必要である」と。實に穩健な觀方である。今日から觀れば、信教は絶対に自由なものであつて、爲政者の都合で、或宗教を信じてはならぬと命令するが如きは不合理のやうに思はれるけれども、今日でさへ尙ほ絶対に思想の自由が許されて居らぬ如く、それらの日には信教の絶対自由は許されて居らず、加ふるに若干の危険が基督教徒に伴つてゐて、それを幼稚な民衆の欲するまゝに信仰させて置いては、社會の秩序を破り、平安を害する虞れがあつたのであるから、國家を主としてゐる政治家がそれを禁壓しようとしたのにも無理はなかつた。一面叛徒に同情すると共に、他面幕府の方針を是認したハーン氏の態度は、日本の國情を知悉してゐなければ探ることの出来ないものであらう。

さうした是非の論評は別として、さて此内亂が齎らした結果は何であつたらうか。それは云ふまでもなく、日本に於ける基督教の根絶といふことであつた。觀音像に十字架を持たせてマリヤとして拜んだもの、十字架を壁の中に塗りこめて拜んだもの、海中の孤島に祕密結社を作つて信仰を保護したもの、さうした例外は別として、兎も角も表面では基督教が全く日本全國から影を潜めた。「日本史」の著者マルドック氏は此内亂を敘述し來つて、結語として云つた。^(一六)「これが實際に、二世紀間以上も、日本に於

ける基督教を根絶したのである」と。

(一)『別當左衛門覺書』及び『島原合戦記』等参照。此豫言をしたものは、後者には「慶長改曆の比、天草上津浦に伴天連一人ありけり。天下御禁法によつて、其比異國人追放あり。かの伴天連其時末鑑と名づけて、一紙の書を遺す」云々とあるけれども、それでは五々二十五年が合はない。況んや『島原記』には明らかに「南蠻人シヤビエルと云ひし伴天連、因に御仕置南國へ被送、歸之時、此者宗門傳法之一紙に末鑑を書置」云々とあつて、愈々年代が合はない。これらは恐らく大矢野松右衛門が、布教の手段として云ひ觸らした當座の假作であらう。

(二)『島原記』卷一参照。

(三)『別當左衛門覺書』参照。

(四)同上参照。『島原合戦記』では、繪像を見せたものは左志木佐右衛門になつてゐる。どちらでも構はぬ、さうした事がそれらの日に行はれたといふことが知られればそれで宜しい。

(五)『島原記』卷一、『三江村軍之事』参照。

(六)『原城紀事』参照。

(七)同上、及び『島原記』卷二「一揆等原之城に楯籠事」参照。

(八)『島原記』卷二「一揆等原城人數割之事」。

(九)同上。「浪人衆十三人と云は、蘆塚忠右衛門、波部傳右衛門、赤星主膳、馬場休忠、金津宗印、同右京、毛利平左衛門、林七左衛門、松竹勘右衛門、三宅次郎右衛門、久田七郎右衛門、秦村休澤、打田李之丞、是等は無役にて四郎軍談の相手也」。——「籠城の浪人惣合

四十人也。右の内に年來四十計の男、軍の手段より敵の強弱を諸事軍術功者にて、此浪人何方より参り候て、籠城仕候やらん、其在所知者なしと云々」。

(一〇・一一)同上、卷三「寅正月元日城攻、同板倉内膳正戦死之事」参照。

(一二)『信綱記』参照。

(一三) Lafcadio Hearn: "Japan, an Attempt at Interpretation," p. 355.

(一四)『寛永日記』には戦死一、一五一人、負傷六、八二三人となつてゐる。

(一五) "Japan, an Interpretation," pp. 355, 356.

(一六) Murdoch: "History of Japan," chap. XXU.

第三節 鎖國令と其影響

島原の内亂は幕府を戦慄せしめた。かうした内亂は、みな基督教徒が潜伏してゐるから起ることであり、その基督教徒は海外との交通があるから現はれるものである。それ故、禍根を絶たうと思つたら、國家を外國に閉鎖して一切の交通と貿易とを禁止するに若くはない。——かう幕府の當局者は考へて、一方禁教令の勵行を命じ、他方海外渡航禁止命令の範圍を擴張した。寛永十三年に幕府が長崎奉行に與へた教書は、日本船と日本人との海外渡航を絶對に禁じたもので、鎖國の色彩は餘程濃厚になつたが、島原の内亂後は一層その規定を峻厳にし、十五年三月には松平信綱と、幕命を奉

葡人放逐

ガレウタの
渡航禁止

オランダ人
のみ渡航を
許さる

じて長崎に下つた太田資宗(備中守)とが協議して、舊教徒であるポルトガル人は危険であるから、日本に滞在せしめてはならぬとあつて、それを前々年以來限地居留せしめた長崎の出島から放逐し、同時にポルトガル船の渡來をも嚴禁した。尋いで九月には、教徒の告發をしたものに、懸賞金を與ふる旨の覺書を發表した。

ところが幕府はこれでも安心が出来ず、翌十六年七月五日更にガレウタ(Gallouta)の日本渡航を嚴禁し、諸大名をして其領地内の沿岸を監視して、若し外國船が來たら嚴重に取調べ、人員を検査した後長崎へ送遣し、決して上陸せしめてはならぬことを命じた。これで幕府の計畫通りの鎖國が行はれた譯である。この鎖國令發布以後、ポルトガル、イスパニヤなどの舊教國は、一切我邦と交通することが出来なくなり、基督教國ではあるが新教を奉じて居り、且つ日本に來るものは只だ貿易のみを目的として、宗教の事などは毫も念頭に置いてゐないオランダ人のみが、支那人と共に長崎の港に出入することを許された。幕府の理想では、それらの邦々と通商することも好ましくなかつたのであらうが、さう門戸を閉鎖しては、日本は全く世界から孤立し、のみならず必要の物資を得ることも出来なくなるので、己むを得ずこれらの二國人には通商を許したのであつた。暹羅人もまた特に通商を許され、朝鮮人は支那人並みに問

大船建造の
禁止

荷船を除外
す

造船術の墮
落

題外に置かれた。

これより先き、幕府は諸侯の海軍力を削ぐつもりで軍艦の製造を禁止し、既に建造してあるものは、これを解體せしめる方針を採つてゐたが、寛永十二年には五百石積以上の船舶を建造することを嚴禁した。この禁令は、一方大名らの海運力を減殺して、萬一の際に於ける危険を除かうとしたものであつたが、他面海外渡航を不可能ならしめようとしたものであつた。けれども、五百石積以下の小船では、物資の輸送に不便であつたので、寛永十五年五月二日には、商賣船だけは五百石積以上のものでも差支がないといふ教書を諸大名に與へ、十二月二日に至つて再びこの命令を申ね、安宅船(軍艦)は依然として五百石積以上のものを禁止するけれども、荷船はそれ以上でも差支がないから、設計圖を差出せといふ教書を發してゐる。

しかし、この時には、最早我邦の造船術は衰へてゐて、朝鮮役前後のやうな盛觀は藥にしたくとも見ることが出来ないやうになつてゐた。龍骨は失はれて、船底は扁平となり、舵は大きくなつて操縦の不便を感じ、釘着法や操帆法もまた墮落して、造船、運用の技術にもその昔のやうな妙手を見るとが出来なかつた。即ち遠洋航船(Ocean-going ship)ともいふべき階級の船は全く失せて、やうく河船の形式が發達し、海上

經濟生活の破壊

に泛んでゐるものでさへも、平底、單桅の脆弱な構造を有してゐるものになり果てた。かうした造船技術の墮落は、航海の發達を阻止し、物資の輸送は僅かに駄馬、或は負擔によつて支持せられるといふやうな有様であつた。その結果、經濟生活必然の作用であるべき物資の交換が妨害せられ、江戸の如き需用者の多い都市では、供給がそれに伴はず、従つて物價が昂騰して市民の生活を脅したこともあり、また供給者の多い田園では、物資が過剰して生産が勞力に酬いるに足らないやうなこともあつた。殊に天災による一地方の農作物の不足は、小判を嚙んで餓死する者を生ずるに至らしめた。かうした經濟生活の缺陷は、造船術並びに航海術の萎靡が齎した多くの缺陷の一部を暴露するに過ぎないのであつて、これが爲めに一般の文化が衰へ、民衆の精神が次第に萎縮して退嬰的となり、遂に海國日本をして、三百年間東洋の一隅に孤立して、世界の進運に従うて發展するを不可能ならしめたのは驚くべき恨事であつた。

德川家光の罪

かうした國勢の衰退は、多く德川家光の罪であつた。彼れとても始めは極端な鎖國主義者ではなく、従つて海波を恐れる陸の人ではなかつた。彼れは曾て巨艦「天地」丸を海上に泛べて、海軍を擴張しなければならぬことを暗示したこともあつた。寛永八年には向井忠勝に命じて、軍艦「安宅」丸を伊豆で造り、それを品川に廻航せしめて檢閲

「安宅」丸



德川家光朱印

「安宅」丸は過渡時代の象徴

式を行つたこともあつた。「安宅」丸は長さ二十八間、廣さ九間、深さ八尋、艀二百挺を具へ、中央に二層の樓閣を有する巨艦であつた。その艀部には龍頭の船首裝飾があり、艀部には鶴首の彫刻があり、船體は總て赤銅を以て包まれ、甲板上には多數の旗だの吹貫だのが樹てられてあつた。しかし、その船底は扁平であり、構造は極めて鈍重なもので、とても實戦に堪へるやうなものではなかつた。この「安宅」丸の船體が巨大であり、裝飾が美麗であるにも拘はらず、實用に適しなかつたといふ所に、時代の海運の運命を暗示する或物が宿つてゐるのであつた。即ち一面は前代を受けて航運が尙ほ盛んであり、多數の民衆は海外で潑刺たる活動を續けつ、あつたことを象徴すると同時に、他面では鎖國の機運が年ましに熟して、日本が世界から孤立せんとしつ、あつたことを代表するのであつた。さうした意味の深い「安宅」丸すらも維持する事が出来ず、幕府は遂に之を破壊するに至つた。此船の破壊については種々の説話が傳へられてゐる。柳原の酒商市兵衛は解體せられた船板を買つて穴藏の蓋にしたら、召使ひの女に「物」がついて、「俺は「安宅」丸の魂だ、憚りもなく俺を穴藏の蓋にして、穢はしい人間に踏ませるとは怪しからぬ」

『安宅』丸に伴ふ説話

といつたので、市兵衛は吃驚して「やがて造り替へます、御免下さい」と叩頭したら、「物」が落ちたといふ記事がある。またこの船は、船藏に繋がれてある間、絶えず鎖が鳴り、皺枯聲で「伊豆へ行かう〜！」と呻つたとも云ひ傳へられてゐる。これらの説話は、固より取留のないものではあるが、そこに庸劣な非海國的民衆の影がさいてゐる點に於いて、興味の頗る深いものであつた。その解體されたのは天和年間であるといふから、その頃には最早民衆は全く陸の人となりきつて、慣海民族の特性を失つてゐたことが知られ、同時に世界を家となし、波浪を枕となした江戸時代初期の我邦の民衆の覇氣が全く消えてゐたことも推測せられるのであつた。

日本の冬眠

かうした時代を、我邦の歴史家は「鎖國時代」と呼び、米國の一歴史家は「日本の冬眠」と呼んだ。此時代に日本は、多くの平和的事業を完成して、固有の文化を發展せしめることが出来たけれども、それらの日に「十分有望であつた世界的發展を阻止して、國家を二百年間の冬眠の刑に處した」ことは遺憾であつた。或美術史家もいつた如く、鎖國以後の「日本人の生活は、矯められ、虐められた盆栽の木の如きもの」であつた。即ちあらゆる個性の要素が、しづとい形式主義の下敷になつて影も形もないまでに壓し潰されたのであつた。私はこれを國史上の最も情ない、最も卑屈な時代とし

盆栽の木

て我邦の民衆が頭腦に深く印象して置かねばならぬ時代だと考へる。かうした時代は未來永劫有り得べからざる時代で、若しそれが出現しさうな兆があつたら、飽くまでもそれを芟除しなければならぬものだと思へる。これまで世界を家とし來り、これからもまたさうすべき筈の日本人に、かうした時代の讚美せられよう筈はないのであつた。

(一)『通航一覽』卷百八十六參照。
(二)『雜話燭談』附録、及び『妙心寺文書』參照。後者は前者と日附も文言も少しく異つてゐる。こゝには前者を引用する。

- 一 ばてれんの訴人 銀子二百枚
 - 一 いろまんの訴人 同 百枚
 - 一 きりしたんの訴人 同五十枚又は三十枚、訴人によるべし
- 右致し訴人候輩は、縦同宗門たりといふ共、宗旨をこゝろび申出においては、其苦をゆるし、御褒美如し御書付可被下候旨、被仰出候者也。

寛永十五年九月十三日
(三)『がれうた御仕置之奉書』。

條々

一、日本國被_レ成_ニ御制禁_ニ候切支丹宗門之儀、其趣存知なから弘_ニ彼法_ニ之者、于_レ今密々差渡事。
 一、宗門之族、結_ニ徒黨_ニ、企_ニ邪儀_ニ、則_レ御誅罰事。
 一、伴天連同宗旨之旨、隱居所へ、從_ニ彼國_ニつゞけ送り與事。
 右因_レ茲、自今以後、カレウタ渡海之儀、令_レ停_ニ止_ニ之_一訖。此上若於_ニ差渡_ニ、令_レ破_ニ却_ニ其船_ニ並乘來者、速可_レ被_レ處_ニ斬罪_ニ之旨、被_ニ仰出_ニ者也。仍執達如_レ件。
 寛永十六年卯七月五日

對馬 豐後 伊豆 加賀
 讃岐 大炊 掃頭

(四)『浦々御仕置之奉書』參照

條々

一、きりしたんの宗門、雖_レ爲_ニ御制禁_ニ、今以從_ニ彼國_ニ、密々伴天連を差渡に付而、今後カレウタ船着岸の儀、御停止之事。
 一、領内浦々に常々造成者を付置、不審有_レ之船來におゐては、入念可_ニ相_ニ改_ニ之_一、自然異國船着岸の時は、從_ニ先年_ニ如_ニ御定_ニ、早船中之人數を改め、陸地へ不_レ上して、早速長崎へ可_ニ送遣_ニ之事。
 一、自然不審成者、船にのせ來、又は密々其船中之者を陸へ上之輩あらば、可_レ申_ニ出_ニ之_一、隨_ニ訴人之高下_ニ、急度御褒美可_レ被_レ下_レ之。若_ニ囑託_ニ頼候におゐては、其約束の一倍可_レ被_レ下_レ事。
 寛永十六年七月五日

對馬 守 判

豐後 守 判
 伊豆 守 判

- (五)『安宅丸御船圖』參照。
- (六)『棕梨一雪』『新著聞集』。
- (七)『嬉遊笑覽』參照。
- (八・九) Earnest W. Clement: "A Short History of Japan," chap. X, pp. 84, 85.
- (一〇) K. Okakura: "The Awakening of Japan," chap. II.

江戸時代創始期 (完)

大正十一年六月八日印刷

國民の日本史第九篇

大正十一年六月十一日發行

江戸時代創始期

編輯兼發行者

早稻田大學出版部

右代表者

種村宗八

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者

渡邊八太郎

東京市牛込區横町七番地

發行所

東京市牛込區早稻田
振替東京一三三番

早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

505

41

終